

338
N23



2

0028677-000

338-N23ウ

銀行論

永田鉄三・著

巖翠堂

昭和17

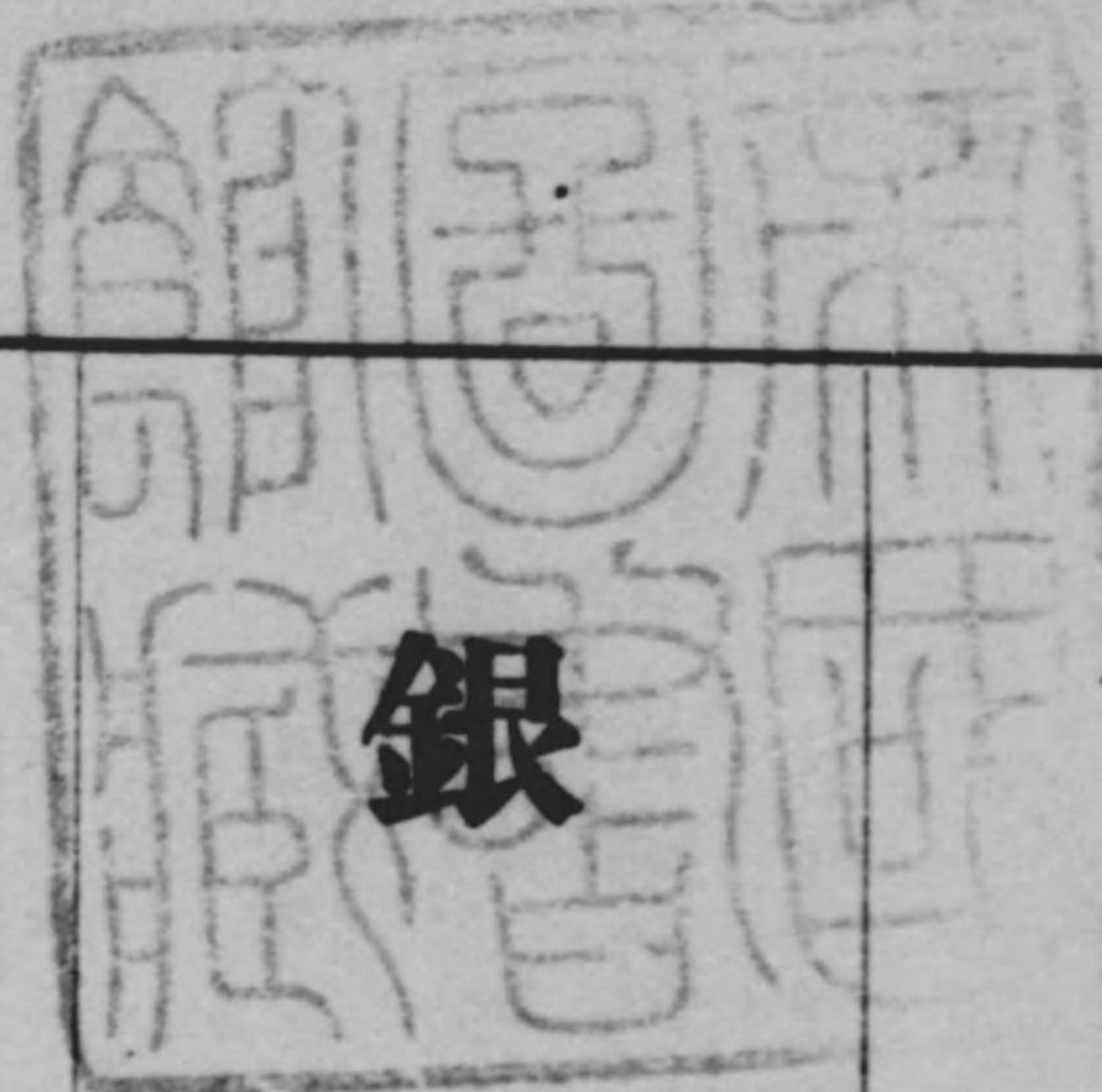
ADI

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法
第67条の規定に基づき、平成12年3月23日
付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです。

25 210

17
中
直

338
N23



永田鐵三著

銀

行

論

東京巖翠堂書店發兌



927
197

序

一國經濟の根幹を爲すものは金融機關にして、更に其の中樞に位するものは銀行である。是に於て一般國民が、銀行の理論を正當に認識して其の實相を把握し、以て其の運用を全からしめる事が、國運の進展上如何に重要なかは自ら明瞭であらう。言ふまでもなく、當今銀行に課せられた二大責務は、公債の圓滑なる消化と、生産力擴充資金の豊富なる供給とである。インフレーションの防止も、戰時經濟の運営も、總ては、銀行が此の二大責務を支障なく遂行し得るや否やに懸つてゐるものと稱して差支ない。

戰爭が擴大且つ長期化するに従つて、諸般の經濟機構が根本的に改編せられた事周知の如くである。此の中に在つて、一部では、金融機構の改編のみが未だ不徹底なりとして非難した者があつた。或は又、短期金融を主たる業務とする普通銀行を改編して、長期金融を主たる業務とする工業銀行化す可しと主張した向もあつた。乍併斯種問題も、金融機關が質的に此處數年來重大なる變化を遂げて居り、又機構上に於ても今春來各種金融統制會の結成を見るに及んで、一應の解決點に到達したのではないかと考へる。

第一節	振替制度	五九
第二節	手形交換所	六一
第四章	支拂準備金	八四
第五章	銀行券の發行	九四
第一節	銀行券の性質	九四
第二節	銀行券發行の集中的傾向	九九
第三節	銀行券發行の方法	一〇四
第四節	日本銀行の發行制度	一一〇
第六章	債券の發行	一三一
第七章	手形割引	一四一
第一節	手形	一四一
第二節	手形割引の意義及び利益	一四六
第三節	割引歩合	一五八

第四節	割引市場	一六四
第五節	割引政策	一六六
第八章	貸付	一七三
第一節	手形貸付	一七三
第二節	證書貸付	一七八
第三節	當座貸越	一八〇
第四節	コールローン	一八二
第九章	内國爲替	一九三
第十章	外國爲替	二〇二
第一節	外國爲替の意義	二〇二
第二節	外國爲替發生の原因	二〇五
第三節	外國爲替手形の種類	二〇八
第四節	賣爲替、買爲替	二一一

第五節 爲替相場……………二一四

第六節 爲替の裁定……………二一九

第七節 爲替相場變動の原因……………二二四

第八節 信用狀……………二三〇

第十一章 爲替管理……………二三五

第一節 爲替管理の意義……………二三五

第二節 爲替清算制度……………二三八

第三節 爲替平衡資金……………二四〇

第四節 資本逃避防止法……………二四四

第五節 外國爲替管理法……………二四五

第六節 爲替取引の集中制……………二五一

第七節 資産凍結令及び敵産管理法……………二五四

第八節 爲替換算率と公定制……………二五七

第十二章 金融統制……………二六一

第一節 金融統制の意義……………二六一

第二節 臨時資金調整法……………二七四

第三節 銀行等資金運用令……………二八一

第四節 財政金融基本方策……………二八五

第五節 日本銀行の改革……………三〇二

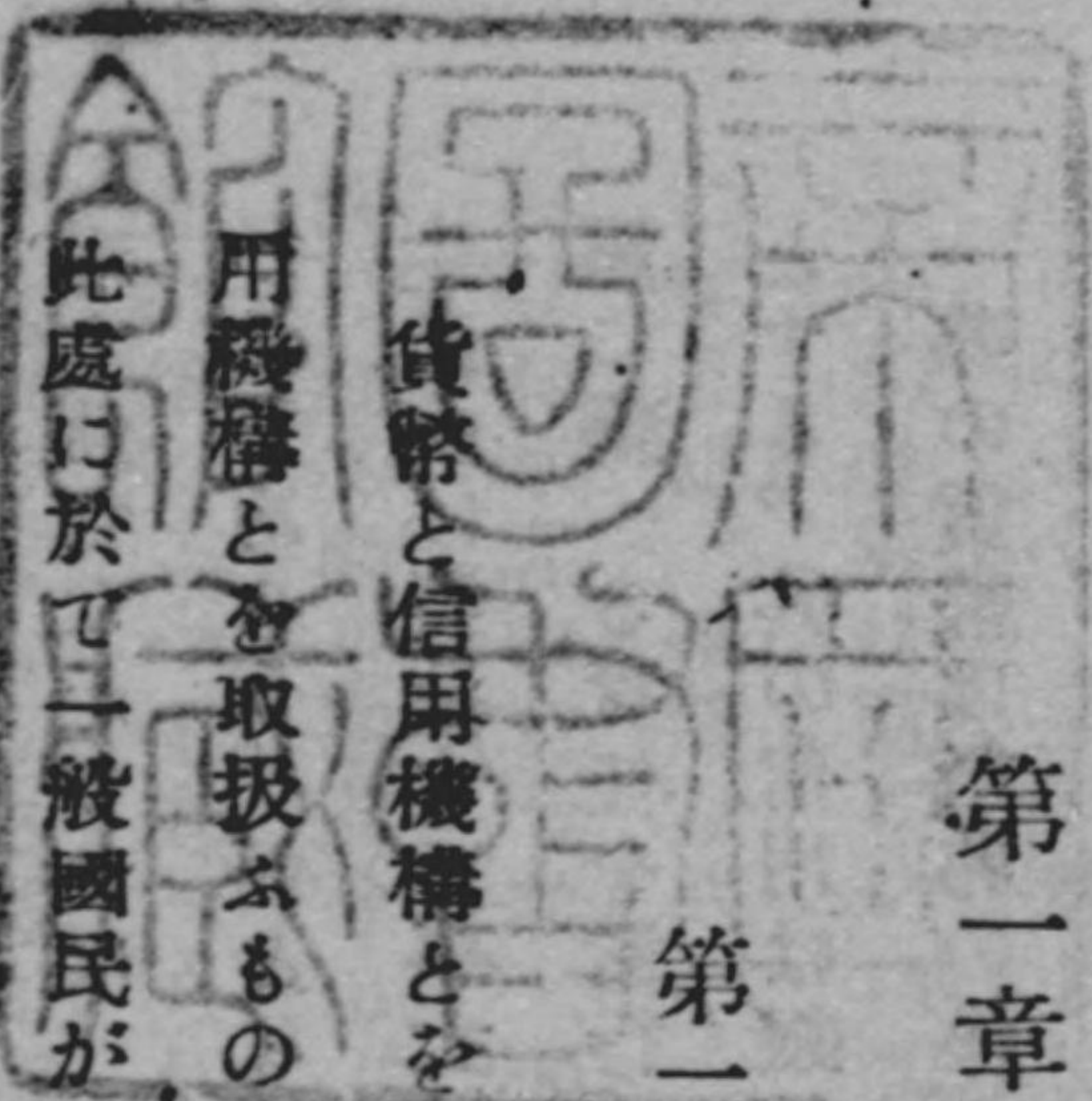
第六節 銀行の合同……………三一六

—(終)—

銀行論

第一章 銀行の概念

第一節 緒言



貨幣と信用機構とを除外しては、吾人は現代經濟生活を營む事不可能である。而して貨幣と信用機構とを取扱ふものは金融機關であり、其の中樞に位するものは言ふまでもなく銀行である。此處に於て一般國民が、銀行の理論を正確に把握し以て其の運用を完からしめる事が、一國産業の發展上並に私經濟の進歩改善上如何に重要なかは、絮説を要しないであらう。

ユナント氏は彼の名著「銀行の原理」(Conant, *The Principles of Banking*, p. 306)に於て、「銀行業者の機能は貨幣の使用を節約し、而してそれによつて交換の費用と努力とを一層減少させるに在る。」と述べてゐる。若し假に銀行なるもの存在せすとすれば、一般公衆が貨幣使用上蒙

る不便と費用と危険とは、實に想像に絶するものがあるであらう。ニッフィン氏 (Kniffin, The Practical Work of a Bank, p. 44) は更に一步進めて、「銀行固有の機能は資本及び信用を供給する事である。而して四つの最重要産業は農業、運輸業、製造工業及び銀行業にして、銀行業は前三者に金融と信用機構とを供給し、前三者は之を使用する事によつて生産工程を可能ならしめる。若し銀行なかりせば、商業及び工業は、現に見るが如き高度の發達を遂げる事は到底不可能であつたであらう。何となれば、銀行業は物質文明を推進するに當り主たる原動力であるからである。生産或は製造する事だけでは足りない。作物を發育せしめ、市場へ運搬し、原料を使用し得る形態に變へる責任を遂行する爲めには、金融機構が存在しなければならぬ。その凡ては信用を必要とする。其の信用は銀行業によつて最もよく供給される。何となれば、銀行信用の活動によつて、一弗の貨幣は數弗の作きをする。而して信用の基礎として貨幣を使用する事によつて、信用は通常の場合に於ては四倍或はそれ以上の割合を以て擴大せられ、斯くして金屬貨幣の有益性と有効性を數度増加せしめるからである。銀行業は貨幣を強力ならしめる。それは信用を弾力ならしめ且つ安全ならしめるものである。」と述べてゐる。ホワイト氏は其の著「貨幣及び銀行業」(White, Money and Banking, p. 194) に於て、近代的銀行業の分析を極めて明快平易に試みて

ゐる。即ち次の如し。「或る人が彼自身の金を一萬弗有してゐる。彼は銀行を開設する。彼の隣人達は彼に五萬弗を預託する。此の金は銀行業者の絶對的財産となる。預金者は單に彼等が好む時に何時でも同量を引出し得る權利を有するに過ぎない。其の權利は法律によつて強制され得るものである。銀行業者は金を所有し、預金者は請求權即ち同額に就て彼に對し回收權を有する。乍併預金者は直ぐには預金を引出さないであらう。何となれば、若し彼等がさうする心算であつたならば、彼等は夫れを始めから預託しなかつたであらうからである。銀行業者は經驗によつて、彼のお華客の若干は、他のお華客が引出すのと同じ丈の額を預入し、其の結果六萬弗が常に手許に在る事を發見する。若し彼自身の一萬弗が、彼の名聲と關聯して、五萬弗に對する保證なりと公衆によつて考へられるならば、其の時は、合計六萬弗は一層大なる金額に對する保證として役立つであらうと言ふ事を推論する。」と。

銀行の機能は實に以上の如く重大である。故に銀行は近代資本主義の核心を爲すものであると稱して差支ない。現時の經濟社會は、貨幣經濟より信用經濟に進展しつゝありとは屢々唱へらるる所であるが、信用經濟は果して貨幣經濟に對立するものなりや、或は信用經濟を以て貨幣經濟の一發展形態に過ぎずと爲す可きものなりやは暫らく不問として、銀行が常に貨幣又は信用の需

Kniffin

給を調節し、以て資本の流動を容易にし、其の効用を増進せしむる機能は、何人も之を否む事は出来ぬ。従つて銀行なくしては、經濟社會の發達を期する事到底不可能なりと言はねばならぬ。

第二節 銀行の意義

「銀行 (英 Bank, 獨 Bank, 佛 Banque) とは、自己の計算に於て、貨幣を對象とする信用 (Credit) の受授を業とするものである。」「自己の計算に於て」とは、單なる媒介ではない事を示すものである。例へば普通銀行に於ては通常甲より金を預り之を乙へ貸すのであるが、此の事は甲の金を單に乙へ取次ぐとの意味ではなく、甲の金を預る事は自分が預金者に對して債務者となる事であり、之を乙へ貸す事は自分が乙に對して債權者となる事であるとの意味である。而して斯かる取引の結果或は利益を生じ或は損失を來たすのであるが、之等の損益は凡て銀行自體に歸屬し、預金者又は借手に歸屬するものではないとの意味である。更に換言すれば、銀行は自らの信用によつて公衆より預金を受入れ(之を受信業務と言ふ)、之を自己の勘定とする。次に之を更めて公衆に貸出す(之を授信業務又は與信業務と言ふ)。斯くして個人信用が銀行信用に轉換される事を意味するのである。「貨幣を對象とする」とは、銀行の主要業務は凡て貨幣を對象とするものである。

る事を意味するのである。「信用の受授」とは、銀行は通例一面に於ては公衆より貨幣を預る即ち信用を受けるものであり、他の一面に於ては之を公衆に貸出す即ち信用を授けるものなる事を示すものである。従つて信用受授の何れか一方のみを行ふものは銀行ではない。例へば郵便貯金局は金を預る即ち信用を受ける事のみ行ふものであつて、此處に謂ふ銀行ではない。同様に保險會社、拓殖會社、貸金業者及び質屋の如きは、金を貸す即ち信用を授ける事のみ行ふものであつて、此處に謂ふ銀行ではない。「業とす」とは、繼續反覆の意思を以て行ふ事を言ふ。繼續反覆の意思を以て行ふ事とは、繼續的に營む事と言ふ意味である。規模の大小は固より問ふ所ではない。

今銀行の定義に關する主なる學說二、三を擧ぐれば次の如くである。

山崎覺次郎博士……「銀行とは貨幣の需要者と供給者との間に立ち自己の計算に於て廣く兩者と信用取引を爲すを業とする者を謂ふ。」(同博士著、銀行論二頁)

ダンバー氏……「銀行とは、概言すれば、個人に對して必要にして且つ安全に爲し得可き貨幣又は其の他の支拂手段の貸出を爲し、及び個人が自ら使用する必要なときは、貨幣又は其の他の支拂手段を預託する機關なり。」(Dunbar, The Theory and History of Banking, p. 9)

ホワイト氏……「銀行とは、貨幣が預託又は支拂はれ、信用が借手に對して創設又は擴大せられ、及び財産の交換が容易となる機關なり。」(White, *ibid.* p. 203)

更に又ニツフィン氏 (Kniffin, *ibid.* p. 47—49) の如きは、銀行を始めより割引銀行以下七種に區別して夫れ々々の定義を下し、以て完璧を期してゐる。

右によつても知らるゝ如く、銀行に關する定義は區々として歸一を見ない。蓋し銀行の機能は時代の推移と共に變遷を免れない上に、今日存在する銀行の機能は極めて複雑多岐に互るからである。従つて之を一言にして表現する事は、困難と言はんよりは寧ろ不可能に近い。筆者の定義も在來の定義と本質的には何等の相違なく、唯々簡明に銀行の觀念を把握せしむるに努めたと言ふに過ぎない。乍併以上を通覽するならば、銀行の觀念を把握する事強ち困難ではないであらう。

以上は、銀行を其の經濟上の機能より論じた定義である。よつて次に我國銀行法規が銀行に就て如何なる定義を下して居るかに就て論ずる事としよう。從來銀行に關する定義は通例主として經濟的觀點より論議せられた。此の事は銀行が經濟上の機關なる以上當然の事とも稱し得るのであるが、唯々法規解釋が輕視せられたる爲めか、世上一部には今尙誤解あるやに感ぜられる。よつて參考までに卑見を述べる事とする。尙説明の便宜上銀行條例にまで遡る。

銀行條例第一條は次の如く規定してゐる。

「公ニ開キタル店舗ニ於テ營業トシテ證券ノ割引ヲ爲シ又ハ爲替事業ヲ爲シ又ハ諸預リ及貸付ヲ併セ爲ス者ハ何等ノ名稱ヲ用キルニ拘ラズ總テ銀行トス」

右條文により世上一部では、(一)證券の割引、(二)爲替事業、(三)諸預り、(四)貸付の四者を併せ爲す者を以て銀行と解してゐたものゝ如くである。之に對して現行銀行法が制定された昭和二年の議會に於て、政府委員は大様次の如き見解を表明した。「銀行條例が發布された明治二十三年以來、私共政府の解釋は常に一定して居り、證券の割引を爲す丈でも銀行、爲替事業を爲す丈でも銀行、諸預り及び貸付を併せ爲す丈でも銀行と見る。云々」(小川郷太郎博士著、新銀行法理由、下篇六五—七〇頁)。即ち政府委員の見解に従へば、(一)證券の割引を爲す者、(二)爲替事業を爲す者、(三)諸預り及び貸付を併せ爲す者、以上三つの中の何れかに該當すれば之を銀行とするとの意味である。政府委員は更に政府の解釋の妥當適切なる事を立證する爲めに、銀行條例制定當時松方大藏大臣が閣議に提出した普通私立銀行條例第一條を引用してゐる。即ち次の如くである(小川郷太郎博士著、前掲書下篇六九頁)。

「何等ノ名義ヲ用ユルモ公ニ開キタル店舗ニ於テ左ニ掲グル事業ヲ營ムモノハ總テ普通私立銀

行トス

- 一、證券ノ割引ヲ爲スモノ
- 二、爲替業務ヲ爲スモノ
- 三、諸預リ及貸付ノ業務ヲ併セ營ムモノ

なる程如上の文言ならば誤解の餘地なく、趣旨は極めて明瞭である。勿論世上一部の解釋にも一理がない譯ではないが、法文の解釋としては、政府委員の答辯に在る如く解するを妥當と考へる。唯々銀行條例第一條の行文聊か明瞭を缺いた事は、之を認めざるを得ない。

次に銀行法(昭和二年三月三十日法律第二十一號を以て公布)第一條は次の如く規定してゐる。

左ニ掲グル業務ヲ營ム者ハ之ヲ銀行トス

- 一 預金ノ受入ト金錢ノ貸付又ハ手形ノ割引トヲ併セ爲スコト
- 二 爲替取引ヲ爲スコト

營業トシテ預金ノ受入ヲ爲ス者ハ之ヲ銀行ト看做ス

本條文の解釋も亦制定當時の議會に於て問題となつた。即ち一號丈けでも銀行、二號丈けでも銀行と解釋し得るが、同時に一號、二號を併せ營んで始めて銀行であるとの解釋も可能であるとの

質問が行はれた(小川郷太郎博士著、前掲書下篇七〇頁)。政府は之に對して、一號丈けでも銀行、二號丈けでも銀行と解釋す可きものであると答辯した。世上一部では今日尙一號、二號を併せ行ふ者を銀行と爲すとの解釋が行はれてゐるのであるが、其の原因は行文聊か鮮明を缺く事、並に銀行條例に對する誤解に胚胎するものと考へる。

要之現行銀行法によれば、第一號のみでも銀行、第二號のみでも銀行と解するを妥當とする。換言すれば、(一)預金の受入と金錢の貸付とを併せ爲すこと、(二)預金の受入と手形の割引とを併せ爲すこと、(三)爲替取引を爲す事の三者中いづれか一つに該當する時は、銀行法上の銀行となるのである。但し實際上は各銀行共第一號及び第二號を併せ行ふ事を普通とする。

尙銀行は受信業務と授信業務とを併せ行ふものであり、而して第一號は、預金の受入と金錢の貸付又は手形の割引とを併せ爲すものなるが故に、所謂受信業務と授信業務とを併せ行ふものなる事が直ちに看取されるのであるが、第二號爲替取引を爲す事のみでは、一見果して受信業務と授信業務とを併せ行ふものなりや否やの疑問が起らぬでもない。乍併之を仔細に點檢するならば、爲替業務に於ても、爲替手形を賣却する事は受信業務であり、爲替手形を買入れる事は授信業務であつて、即ち受信業務、授信業務の兩者を併せ行ふものなる事明瞭である。従つて銀行法

第一條第一項に關する限りは、法律學的定義と經濟學的定義との間に、何等の矛盾衝突なしと稱して差支ない。

乍併第二項「營業トシテ預金ノ受入ヲ爲ス者ハ之ヲ銀行ト看做ス」事に就ては、聊か問題があるかに考へられる。抑々銀行は、其の經濟上の觀念より見るも、將た又銀行法第一條第一項の解釋上より見るも、受信業務と授信業務とを併せ行ふ事を必要とする事贅言を要しない。然るに銀行法第一條第二項は、營業として預金の受入のみを爲す者をも銀行と看做すものであり、換言すれば、受信業務のみを爲す者をも銀行と看做すものである。見做すとは本來銀行ではないが、之を銀行と看做して取締るとの意味である。乍併斯くの如きは、第一には經濟學上の觀念に相反し、第二には銀行法の精神たる預金者保護の趣旨とも矛盾撞着を來たすものと考へる。然らば政府が敢て斯かる規定を設けたる所以のものは、果して何であるか。銀行法制定當時の議會に於ける政府委員の答辯によれば、營業として預金の受入を爲す者を銀行と看做した理由は、唯々預金者保護の必要上本法の適用を受けしめ、之を銀行と看做して取締ると言ふ事に在つたものと解されるのである（小川郷太郎博士著、前掲書下篇七〇—七三頁）。

乍併實際問題としては、預金を受入れるのみで之を運用せず、唯々徒らに死藏するが如きは、到底考へ得ざる所であつて、受入れた預金を以て孰れは貸出に運用するか、或は有價證券に投資する外はない。何となれば、預金を徒らに死藏するに於ては、預金利息と營業費とを喰込む許りだからである。然るに預金を貸出に運用する場合は當然第一項に該當するものなるを以て、第二項には包含されないものと見なければならぬ。然る時は第二項に於て豫想し得る運用方法は、有價證券投資に限定される事となる。而して預金を以て有價證券に投資する事は、現に各銀行に於ても行ふ所であつて格別目新しい事ではないが、銀行投資の對象としては第一が貸出であり、第二が有價證券なる事は銀行經營の常道と言つて差支ない。従つて預金を凡て有價證券に投資するが如きは極めて危険なる操作であつて、財界の變動、恐慌の襲來等の如き場合を考慮するならば、到底承認され得べき經營方法ではない。苟も預金者保護の趣旨を徹底せしめんとするならば、預金を凡て有價證券に投資せしめ、而かも之をしも銀行と看做して取締らんとする如きは、自家撞着の甚だしきものと言はねばならぬ。尤も政府委員の答辯によれば、立法當時、預金の受入を爲して之を貸付又は手形割引に運用せず有價證券のみに投資した者が、小規模ではあるがあつた由である（小川郷太郎博士著、前掲書下篇七二頁）。従つて將來斯くの如きを業とする者の發生を豫想して豫め之に備へる爲めに第二項を挿入したものでなく、既に存在する少數の斯かる業者を

取締る爲めに挿入したものと見るならば、全然理由がない譯ではない。乍併今日に於ては、斯くの如き業者があるとは考へられぬ。故に銀行法第一條第二項を今日尙存置する事は、一考を要する問題と思ふ。

尙此處で一言附記す可きは、預金受入業務と貸出業務とは銀行の両面であるが、其の預金受入のみを營業として取扱ふものを銀行と看做すに反し、貸出（貸付及び手形割引）のみを營業として行ふもの、例へば自己資金を貸付ける事を營業とする所謂貸金業者の如きを銀行とは看做してゐない事である。其の理由は不明であるが、銀行法には預金者保護の趣旨が多分に看取される點より見て、貸出を受けた者を、預金者並に保護する必要なしとの見解に出づるものであらう。

第三節 銀行の沿革

「バンク」(Bank)なる原語の沿革を案するに、中世伊太利の兩替商が、都市の廣場に設けて兩替營業に使用した臺即ち banco から來たものであるとなすのが通説である。乍併之に對してクラウド氏は、「右は根據なき事である。」と主張して反對を唱へてゐる事之亦周知の通りである。コナント氏 (Conant, *ibid.* p. 207—208) によれば、「銀行と言ふ詞は、近年に於て了解せられた

銀行業務よりも、寧ろイタリアの都市によつて行はれた公債に起源を有する。通常イタリアでは、公債と言ふ場合には monte と言ふ詞を使用し、それは合同資本を意味した。獨逸人は中世紀、特に一一七一年ヴェニス市によつて一分利附の強制公債が、凡ゆる市民の財産に對して賦課された時代、イタリアに於て勢力があつた。彼等は合同資本を呼ぶのに、堆積或は塚を意味する所の banco と言ふ詞を用ひたのであるが、それをイタリア人は banco に變更し、而して資本或は金錢の集積を表はす爲めに使用した。云々。ホワイト氏も (White, *ibid.* p. 193) 「其の最初の意味に於ては、"bank" は土堤、砂堤、砂利堤の如くに堆積、積重ね、集積を意味する。殖民時代に於ては、それは紙幣の一束或は集積の意に用ひられた。」と述べてゐる。

銀行業の起源は遠くアツシリア、フェニシア、エヂプトの時代に遡り、アツシリアに於ては既に商業信用證券 (Instruments of commercial credit) が使用されたと傳へらるゝも、明瞭ではない。降つてアテネ及びローマに於ける最初の銀行業者は兩替商であつた。彼等はローマに於ては銀商人 (Argentarii) と呼ばれた。又ローマに在つては銀行業は一時冷遇されたが、世界の政治及び商業の支配權がローマに集中するや、銀行業務の範圍は次第に擴大し、銀商人も預金の受託者となり、次いで自己の貨幣及び他人の預金を貸付けて利息を收得し、更に手形を購入するに至つ

た。其の後銀行業は一時衰頽したのであるが、中世の末葉銀行業は兩替商の手に復活した。十一世紀となるや商業の發達、資本の集積顯著となり、貴金屬は埋藏所より引出され、諸侯も貨幣を鑄造するに至つた。乍併量目の多種多様であつた事並に金銀比價の變動した事は、兩替商の機能を頗る重要なものたらしめた。尙爲替手形は信用形式としては最初のものであつて、猶太人の發明完成したものである。彼等は爲替手形を敏捷且つ祕密に讓渡する事によつて、彼等の財産の沒收を避ける事が出来た。

其の後ヴェニスに在つては商業隆盛となり、各地より種々雜多の鑄貨が輸入せられ、商人の蒙る不便不利尠少なからざるものがあつた。斯くて必要に迫られて次第に近代的銀行業務が發生するに至つた。即ち一五九七年には、一一七一年設立されたる公債取扱所をヴェニス銀行と改稱し、各種の貨幣を秤量して其の價格を決定し、之に基いて貨幣を交換せしむる事となつた。更に進んで斯かる計算に基く預金を受入れて之を帳簿に記入し、同時に此の金額に達するまでは、帳簿上に於て他の預け主の勘定に振替へる事を取扱ふ事となつた。此の事は、貨幣受渡に伴ふ危険と不便とを除去するものにして、商人間には頗る歓迎せられた事言ふまでもない。尙此の事は、今日の振替業務の起源を爲すものにして、特記す可き事柄と言はねばならぬ。尙又このヴェニス銀行

は、法律的に銀行 *banco* なる名稱を認められた最初のものである。

當時此の種銀行は歐洲大陸各地に行はれ、其の最も顯著なるをアムステルダム銀行とする。之に就てスバルディング氏 (Spalding, *The London Money Market*, p. 18) は、大要次の如く述べてゐる。「アムステルダム銀行は、一六〇九年同市保證の下に創設された。商人は其の所持する外國鑄貨、和蘭の剪削又は磨滅した鑄貨を之に預託した。銀行は之等の鑄貨を一々秤量して其の實際の價値を算定し、改鑄の費用其他必要なる經費を控除したる殘額に就て帳簿上の信用を與へ、之に對して預り證 (*recepis or receipt*) を發行し、商人は之を今日の小切手の如くに受授した。當時此の信用は銀行貨幣 (*bank money*) と呼ばれた。又アムステルダム宛の手形若くはアムステルダムに於て取引さるゝ手形にして、六百ギルダー以上の額面のものは、凡て銀行貨幣を以て支拂はれねばならぬ事となつた。此の事は手形の價値の不確實さを忽にして一掃した。斯かる規定の結果、凡ゆる商人は外國爲替手形を支拂ふ爲めには、銀行と取引しなければならなかつた。其の事は必然的に銀行貨幣に對する需要を生じた。云々」。

其の後各地の幣制次第に整備せられ、従つて商人は特に銀行に依頼して振替勘定を行ふ必要漸次稀薄となつた。此處に於て銀行は、預託された資金を利子を收得して公衆に融通し、以て資金

の需給を調節する所謂信用業務を開始するに至つた。乍併預金を以て貸出資金と爲す限りは、當然貸出は預金額を限度とせざるを得ぬ。此處に於て新たに發券業務が着目さるゝに至つた。發券銀行が預金銀行に先立つて發達した事は、斯かる事情に基づくものである。

之より先倫敦に在つては、金匠（金細工人、Goldsmith）なるものあり、世人の貨幣又は貴重品を保管する事を業としたが、後に至りアムステルダム銀行の營業振りを見て、自らも其の預託された貨幣を有利に利用する方法を案出するに至つた。其の方法は粗雑で其の手數料は法外なものではあつたが、今日の倫敦金融市場の基礎を築いたものである。彼等は爲替取引、金屬貨幣の賣買、擔保貸出及び商人手形の賣買等を行つた。又當座勘定を開き、此の事は近代銀行業者が行ふ當座勘定の起源となつた。更に又金匠は、預金に對して終には手形（金匠手形、Goldsmith note）を發行し、而して或る金匠は、今日の小切手に類似した證券の發行すら行つた。倫敦銀行業者協會には、此の國に於ける最古の小切手と記された小切手がある。夫れはチャールス二世の治世の最も著名なる金匠の一人たる Thomas Fowles によつて發行されたものである。

金匠は事業の初期時代に在つては、彼等に預託された資金に對して利子を附さなかつた。彼等は公衆の貨幣或は貴重品を保管する保護者と見られて居たのである。乍併彼等は、無料の受託者

であつたと否とに拘らず、直ちに貸金業者となつた。彼等の業務が發展するに従つて、それまでは疑念を抱かなかつた顧客は、金匠が貸付けてゐる所のものは實は他の人々の金錢である事に氣付いた。其の結果利子が預金の使用に對して支拂はれるに至つたものと想像する事が出来る。此の事は、徒弟が主人の預金を爲せば夫れに對して高率の手數料が支拂はれた事に始まり、次いで夫れが普通化したものである。斯くして獲得せられた資金は、手形割引及び貸付に使用せられた。當時彼等は銀行業者として知られて居らず、又彼等の店舗は一般に銀行と認められては居なかつたが、銀行預金による投資制度を開始した功績は之を没する事は出来ない。然るにチャールス一世が、曩に造幣局（倫敦塔）に預託されてゐた倫敦商人の貨幣約十二萬磅を沒收した爲めに、一般商人は益々金匠へ多額の預金を爲すに至つた。其の結果金匠は此の預金を國庫に再預託する事となつた。然る處一六七二年に至り、チャールス二世が和蘭に對して挑戦し、多額の軍資金の捻出に窮した結果、金匠の預託した元利金の支拂を停止した。其の爲め金匠の殆んど半數は破綻した。一六九一年ウイリアム三世は佛國と交戦して軍資金の調達に窮するや、スコットランド人ウイリアム・バタースンは中央銀行設立の好機なりと考へた。之に對し一方では有力なる反對論もあつたが、結局中央銀行設立の法案が議會を通過し、一六九四年四月二十五日國王の裁可を得た。

噸稅條例 (The Tonnage Act) 即ち之である。斯くして英蘭銀行 (The Governor and Company of the Bank of England) は創設された。同行は百二十萬磅を民間から募集して之を政府に貸付け、其の代償として之と同額の銀行券の發行を認められた。乍併此の銀行券は、金匠手形に酷似して法貨たる資格を與へられなかつた爲め、種々困難な問題を惹起したのであるが、一八三三年の條例によつて法貨たる資格を賦與せられ、更に「一八四四年の銀行特許條例」(The Bank Charter Act of 1844) 所謂「ペール條例」(Peel's Act) によつて、銀行券發行權を漸次英蘭銀行に統一する方針が確立した。尙一七〇九年の條例により、英蘭銀行に對して株式組織銀行 (Joint Stock Bank) の獨占權が賦與せられた結果、私立銀行 (Private Bank) が設立せられ、其の數次第に増加して十九世紀初頭には夥しい數となつた。然るに其の多くは弱小にして、金融逼迫の際には容易に破綻し、屢々地方財界を攪亂した爲め、漸く其の弊害が認識せられ、遂に一八二六年の條例により、英蘭銀行の株式組織銀行業の獨占權の一部が剝奪されて、倫敦から六十五哩以上離れた地に於ては株式組織銀行の設立が認められる事となつた。其の結果主として地方に於て株式組織銀行が設立された。乍併英蘭銀行は、株式組織銀行が自行と當座勘定を開く事を肯せず、私立銀行も亦株式組織銀行が手形交換所に加ふるを拒絶したる等種々の迫害を加へた爲め、株式

組織銀行は大なる發展を見なかつた。然る處一八三三年の條例によつて株式組織銀行に對する制限が更に緩和せられ、倫敦又は倫敦より六十五哩以内の地にも株式組織銀行の設立が許される事となつた爲め、株式組織銀行は急途に發展し、其の地盤も漸く確立して、次第に巨大なる資本を擁するものを生ずるに至つた。而して此の株式組織銀行の發展も亦預金銀行發達の一因を爲したのである。斯くて獨佛に於ても、英國に倣つて夫れ々々中央銀行が設立せられた。又米國に在つては初め英蘭銀行を模倣し、後獨特の發達を遂ぐるに至つた。

次に我國銀行の沿革に就て述べる事とする。本邦銀行發達の徑路も亦歐米諸國の夫れに相似し、兩替商を以て其の起源とする。我國兩替商は夙に足利時代、徳川時代に於て隆盛を極めたものゝ如くである。彼等は徳川時代に在つては爲替御用達、藏元、掛屋等の名稱を以て呼ばれ、爲替を取扱ひ、金、銀、銅等の貨幣の交換を爲し、公金を預り、後には之を庶民に貸付け、或は各藩の爲めに米其の他の特産物を抵當として金融するに至つた。

維新の改革によつて諸般の機構改變せらるゝや、金融機關も亦一新した。即ち明治二年以來政府は三井組、小野組、島田組等の富豪に勤めて爲替會社なるものを東京、横濱、京都、大阪、神戸、新潟、敦賀、天津の八ヶ所に組織せしめた。其の目的は貿易の振興、太政官札其の他藩札の

整理を爲すに在つた。又政府は官金を貸付け、金券、銀券、洋銀券、錢券等の紙幣發行權を賦與し、爲替、預金、貸付等の業務を行はしめ、以て金融の疏通を圖つた。

次いで明治五年、政府は米國の制度に倣つて國立銀行を開設する爲めに、國立銀行條例を制定（八月）公布（十一月）した。之は我國最初の銀行法規であつて、主として米國の National Bank に倣つたものである。國立銀行設立の目的は、爲替會社が政府保護の減退と共に其の機能を發揮し得なくなつた爲め、之に代へて完全なる銀行を組織しようとの官民の要望が熾烈であつた事、及び政府に於ても、其の創設以來濫發したる太政官札其の他の紙幣の整理を圖る必要に迫られてゐた事の二つに歸着する。

國立銀行條例第六條によれば、銀行の資本金は五萬圓以上とし、其の六割は政府紙幣を以て大藏省に上納して之と同額の金札引換公債を受取り、更に其の金札引換公債を抵當として再び大藏省に納める事によつて同額の國立銀行紙幣を受取り、斯くして之を國立銀行より發行する。又資本金の四割は金貨を積立て、以て銀行紙幣の兌換準備に充てる事が必要とされた。銀行の立場よりすれば、大藏省に抵當として差入れた公債に就ては其の利子年六分を收得し、同時に他方では、公債と同額の銀行券を發行して運用するものなるが故に、相當有利なものであつた。然るに當時

銀行の何たるか知られなかつた爲め、同條例によつて設立された銀行は僅かに第一（東京）、第二（横濱）、第四（新潟）、第五（大阪）の四行に過ぎなかつた。而かも政府紙幣の濫發は金紙の開きを一般化した爲め、銀行紙幣を發行するや忽ち兌換が請求せられ、銀行は其の都度損失を蒙るは勿論、紙幣整理の目的も達せられなかつた。

茲に於て政府は、明治九年八月銀行條例を改正して、資本の八割を公債、二割を正貨とした。即ち資本の八割までは公債を政府に供託して、銀行紙幣を發行し得る事となつた。且つ正貨兌換を通貨（不換政府紙幣）兌換に變更した爲めに、銀行は最早兌換請求に脅かさるゝ事を免るゝに至つた。尙右公債には、家祿制度廢止の代償たる金祿公債を充當し得る事となつたのであるが、此の事は金祿公債の價格の維持と、華士族の生活の保護とを意圖したものである。

右改正の結果、國立銀行の經營は頗る有利となり、且つ政府に於ても其の設立を勸奨したる爲め急激に増加し、明治十二年末には百五十三行を算して、却つて濫設の弊が憂へらるゝに至つた。よつて政府は、明治十二年十二月設立された京都百五十三銀行を最後として、其の後の新設を認めない事とした。

此處で注意すべきは、此の改正以後銀行紙幣は、不換政府紙幣によつて兌換せられた爲め、事

實上不換銀行紙幣となつた事、及び國立銀行が從來の紙幣整理の企圖を拋棄して、新たに一般金融機關として再出發した事である。尙當時は國立銀行の外に、發券權を有しない私立銀行及び銀行類似會社が多數存在した。

明治十年西南戰爭起るや、政府は多額の紙幣を増發し、又國立銀行が多數設立された結果國立銀行紙幣も増加した爲め、銀紙の開き約八割に達し、物價の騰貴を招來した。此處に於て其の弊害を救濟する爲めに、中央發券銀行の設立が要望せらるゝに至り、政府は明治十五年六月日本銀行條例を發布して日本銀行を創設、同年十月開業の運びとなつた。明治十六年五月國立銀行條例改正せられ、國立銀行の紙幣發行權は、營業年限たる二十ヶ年を限度として之を褫奪し、其の後は私立銀行として營業を繼續し得る事に變更された。越えて明治十七年五月、政府は兌換銀行券條例を公布して銀行券を統一し、日本銀行に對してのみ銀行券發行權を賦與し、國立銀行紙幣は漸次銷却せらるゝ事となつた。

尙前述の私立銀行及び銀行類似會社は、元々其の營業資金を預金に仰いでゐたのであるが、明治十三年以降國立銀行の新設を許さぬ方針が決定して後は、益々預金蒐集に力を注ぐ事となり、又國立銀行に於ても、發券制度改變の結果、將來は預金銀行に轉換せざるを得ざる運命となつた。

即ち我國預金銀行主義の原則は、此の時に成立したものと云つて可い。斯くて國立銀行は、漸次普通銀行に轉じて其の營業を繼續し、明治三十二年二月には遂に其の跡を絶つに至つた。

普通銀行には、前述の如く國立銀行より轉換したものの外に、始めより私立銀行として設立されたものが相當多數存在した。我國私立銀行は明治九年設立された三井銀行を以て嚆矢とする。私立銀行は銀行券發行の特權なく、又當時に在つては、一般公衆は預金の何たるかを充分に理解しなかつた爲めに、經營は容易ではなかつたのであるが、明治九年國立銀行條例改正の結果、銀行類似會社と雖も銀行の名を使用するを許された事、及び明治十三年以後國立銀行の新設が禁止された事等の爲めに、爾來私立銀行の設立が急激に増加した。

初め私立銀行に對しては、別段の監督規定存しなかつたが、行數が増加するに従ひ之が保護監督規定の必要を生じ、政府は明治十五年其の認可權を大藏大臣の手に收め、其の後次第に監督内規を整備し、明治二十三年八月銀行條例を公布して二十六年七月より實施し、特別法によらない一般銀行は凡て本法の適用を受ける事となつた。尙銀行條例も昭和二年限り廢止せられ、昭和三年一月一日よりは、銀行法が實施されてゐる事前節で述べた如くである。

明治の初め外國貿易の金融機關としては、少數の外國銀行の支店乃至出張所が存在したに過ぎ

なかつた。従つて外國爲替相場の騰落は、外人によつて支配される状態であつた。更に當時は輸入の不均衡より正貨の流出甚だしく、爲替相場は愈々低落し、貿易上の不利益尠少なからざるものがあつた。此處に於て之が救済の爲め、國立銀行條例により政府援助の下に、明治十二年十二月横濱正金銀行が創設され、十三年二月開業した。因に明治二十年七月六日新たに横濱正金銀行條例公布せられ、現在は此の條例に遵ふ。

其の他特殊銀行としては、日本勸業銀行（明治三十年八月開業）、農工銀行（明治三十年十一月開業した静岡縣農工銀行を以て嚆矢とする）、臺灣銀行（明治三十二年九月開業）、北海道拓殖銀行（明治三十二年十二月開業）、日本興業銀行（明治三十五年四月開業）、朝鮮銀行（明治四十二年七月韓國銀行設立、四十四年三月朝鮮銀行と改稱）、朝鮮殖産銀行（大正七年十月開業）等あるが、之等は凡て夫れ々々特別法によつて設立されたものである。

第四節 銀行業務の種類

經濟社會の發達尙幼稚な時代に在つては、銀行業務も頗る單純であつたが、其の發達高度化するに従つて、銀行業務も亦複雑多岐となつた。通常銀行業務を次の二種に大別する。

一、受信的業務（受動的業務）

二、授信的業務（能動的業務、與信業務）

本章第二節に於て述べた如く、銀行は信用の受授を業とする。其中信用を受ける業務が受信的業務であり、信用を授ける業務が授信的業務なる事多言を要しない。受信的業務の主なるものは、銀行券の發行、預金の受入れ及び債券の發行であり、授信的業務の主なるものは、手形割引及び貸付である。爲替は受信的業務及び授信的業務の兩面的性質を有する。

次に銀行が其の機能を遂行する爲めには必ず營まねばならぬ業務と、單に便宜上附隨的に營むに過ぎない業務とがある。前者を主たる業務、後者を附隨業務と言ふ。前述の受信的業務、授信的業務及び爲替業務は主たる業務に屬する。保護預り、代金取立、支拂の代理、兩替、有價證券の賣買及び引受、地金銀賣買等は附隨業務に屬する。我國普通銀行の主たる業務は、銀行法第一條の規定する所であつて、即ち預金の受入、金銭の貸付、手形の割引及び爲替を指す。又我國普通銀行の附隨業務は次の如きものを指す。一、保護預り、二、債務の保證、三、金銭の出納、四、兩替、五、有價證券の貸借、六、有價證券の引受賣買、七、金融仲介業、八、不動産の賣買、九、建物の間貸、十、代理店業務。（小川郷太郎博士著、前掲書一七六—二〇七頁）

尙我國銀行法に於ては、主たる業務は明瞭に列擧されてゐるが、附隨業務は列擧されて居らぬ（銀行法第五條）。其の理由は、本法制定當時の議會に於ける政府委員の答辯によれば、「本業を遂行する爲め當然附隨的にやらねばならぬ新しい業務が出て来るかも知れぬ。餘り限定しては、社會の進運に副はないやうな事になるかも知れぬ。そこで附隨と言ふ概括的な詞を使用したのである」と（小川郷太郎博士著、前掲書一七四頁）。次に同議會に於て、附隨業務は量か質かの質問が行はれた。政府委員の答辯によれば、「附隨業務は、主たる業務を遂行するに當り、附隨して營む事を便利とする業務にして、性質上附隨業務たるものを指し、分量の問題とは直接關係がない。」と（小川郷太郎博士著、前掲書一七二頁）。固より當然の事である。

右の外普通銀行は銀行法第五條に基き、擔保附社債信託法により、擔保附社債に關する信託業を營む事が出来る。之を兼營業務と言ふ。兼營の業務とは、銀行業とは別途の業務として成立つ業務であつて、主たる業務に附隨して起つて来る業務ではないとの意味である。同時に信託會社（信託業法による信託會社ではない。擔保附社債信託法による信託會社である。）も、擔保附社債信託法第六條により、銀行の事業を兼營する事が出来る。

第五節 銀行の種類

前節で述べた如く、經濟の發達と共に銀行の營む業務は次第に分化し、之に對應して銀行の種類も亦從つて増加した。主なる分類を擧ぐれば次の如くである。

一、職能による分類

イ、普通銀行 (Ordinary Bank)

普通の銀行業務を營む爲めに設立されたものを言ふ。世上大多數の銀行は之に屬し、銀行法の適用を受ける。預金銀行、商業銀行は之に屬する。

ロ、特殊銀行 (Chartered Bank or Special Bank)

特殊の使命を遂行する爲めに、夫れ々々特別の法律によつて設立されたものである。從つて特殊の權利と義務とを有する。日本銀行、臺灣銀行、朝鮮銀行、日本勸業銀行、府縣農工銀行、北海道拓殖銀行、朝鮮殖産銀行、日本興業銀行、横濱正金銀行等は之に屬する。

尙此の分類は我國固有のものであつて、斯かる觀念は、我國法律が銀行を普通銀行、特殊銀行及び貯蓄銀行の三者に區別してゐる事に胚胎するものと思はれる。

二、金融界に於ける地位による分類

イ、中央銀行 (Central Bank)

一國金融の中樞に位して、一般金融界を指導統制す可き地位に在るものである。通常兌換券發行權を獨占し、國庫と密接なる關係を有する。我國の日本銀行、英國の英蘭銀行、獨逸のライヒスバンク (Reichsbank)、伊太利のイタリア銀行 (Banca d'Italia)、佛蘭西のフランス銀行 (Banque de France)、滿洲國の滿洲中央銀行の如き之に屬する。尙中央銀行は、一面に於て普通銀行業務を營むも、それは金融統制遂行上の必要に基くものであつて、營利を動機とするものではない。

ロ、市中銀行 (City Bank)

金融上の中心城市に存在し、金融界の大綱に關與するものを言ふ。

ハ、地方銀行 (Local Bank or Country Bank)

地方に存在し、其の取引範圍も大體に於て地方的なるものを言ふ。地方銀行の意義は必ずしも一定しないが、通常大都市以外の地に存在するもの、又は市以外の地に本店を有するものを指し、市中銀行に對する名稱である。

三、資金への用の方法による分類

イ、商業銀行 (Commercial Bank)

主として商工業者に對して、短期の信用を受授する銀行を言ふ。即ち受信業務としては預金を受入れ、授信業務としては割引及び短期貸付を行ふ。尙其他に爲替、證券投資等も行ふ。商業銀行は又預金銀行とも稱せられる。日本銀行、臺灣銀行、朝鮮銀行、橫濱正金銀行等も一面に於ては、商業銀行たるものである。

ロ、動産銀行 (Credit mobilier)

債券の發行によつて資金を調達し、有價證券又は軌道財團、鐵道財團、工場財團等の事業財團を擔保として貸付を爲し、及び有價證券の發行の媒介並に引受又は有價證券の賣買等を爲し、主として工業者に對して資金を供給するものを言ふ。商業銀行の融通する資金は通常短期なるに反し、動産銀行の融通する資金は比較的長期に亙る。其の資金を預金に求めずして、債券の發行に仰ぐ所以は此處に在る。日本興業銀行は之に屬する。

動産銀行は又證券銀行とも呼ばれる。此の名稱は獨逸の Effektenbank を譯したものである。我國では佛蘭西流に動産銀行と呼ぶを普通とする。最初の動産銀行は、一八二二年白耳義に設立された Société Générale pour favoriser l'industrie nationale であるが、此の種銀行の典型的なる

ものにして且つ歐羅巴諸國の模範とされたのは、一八五二年巴里に設立された *Société Générale de Crédit Mobilier* である。

ク、不動産銀行 (Mortgage Bank)

長期の債券を發行して得た資金を以て、抵當貸付を行ふものである。即ち土地、建物の購入、土地の改良、農業上の設備並に經營又は家屋の建築等の爲めに、土地、建物を抵當として貸付を行ふものである。而して之が辨濟には、放資物件より年々生ずる収益が充當せらるゝ爲め、長期の年賦償還の方法によるものが多い。従つて不動産銀行の發行する債券の償還期限も亦長期であつて、其の長きは數十年に及ぶ。日本勸業銀行、府縣農工銀行、北海道拓殖銀行、朝鮮殖産銀行は之に屬する。此の種銀行中最も著名にして且つ各國の模範となつたのは、一八五二年十二月設立された佛蘭西不動産銀行 (*Credit foncier de France*) である。

ニ、爲替銀行 (Exchange Bank)

外國爲替業務を營むものを言ふ。横濱正金銀行は之に屬する。その他臺灣銀行、朝鮮銀行、三井銀行、三菱銀行、住友銀行等も外國爲替業務を行ふ。

四、資金獲得の方法による分類

イ、預金銀行 (Deposit Bank)

營業資金を主として預金に求めるものであつて、前述の商業銀行は之に屬する。預金は通常要求拂又は短期なるが故に、資金の融通も亦長期に互る事不可能である。従つて預金銀行の資金運用は手形割引、短期の貸付、當座貸越等を本則とし、不動産を抵當とする長期貸付の如きは、努めて避ける事が必要である。又預金を支拂準備金として、預金通貨 (deposit currency) を造出する事は、近來の顯著な傾向と言つて可い。

ロ、貯蓄銀行 (Savings Bank)

通例中産階級以下の零碎なる預金を蒐集し、之を極めて安全確實に利殖する事を目的とするものである。従つて預金者保護に就ては、貯蓄銀行法は銀行法以上に嚴格なる規定を設けてゐる。又貯蓄銀行の預金は、預金銀行の預金に比して比較的長期の性質を有するが故に、其の運用利殖も亦比較的長期に互る事が可能である (貯蓄銀行法第十一條)。

ハ、發券銀行 (又は發行銀行、銀行券發行銀行等とも言ふ) (Bank of Issue)

自ら銀行券を發行して貸出資金を獲得するものである。銀行券の發行が中央銀行に限られてゐる現在に於ては、事實上中央銀行たる地位を占めてゐる。銀行券は通例所持人の要求次第、何時

にても正貨と引換ふ可き證券なるを以て、銀行は常に其の引換に應じ得る準備を必要とする。従つて發券銀行の資金放出は、短期確實を旨とす可き事言ふまでもなく、通例手形割引、短期貸付及び當座貸越等に限られてゐる。我國に於ては日本銀行、臺灣銀行、朝鮮銀行が之に屬する。

二、債券發行銀行（又は債券銀行）

營業資金の調達を、主として債券の發行に求めるものである。債券は預金又は銀行券と其の性質を異にし、長期に亘つて漸次償還される性質のものなるが故に、貸出も亦長期に亘る事が可能である。乃ち不動産を抵當とする長期の年賦償還貸付又は定期償還貸付を爲し、或は有價證券を擔保とする長期の貸付を行ふ。不動産銀行たる日本勸業銀行、府縣農工銀行、北海道拓殖銀行、朝鮮殖産銀行等及び動産銀行たる日本興業銀行之に屬する。

尙銀行の分類は、觀點の相違により、以上述べた外更に種々あり得る。乍併實際は、斯く多種類の銀行が存在して、其の間截然たる區別が存するのではなくして、一銀行で前述の資格の幾つかを兼ね有し、唯々其の資格中の何れか一つに經營の重點を置くに過ぎない。

第二章 預 金

第一節 預金の意義

預金 (Deposits, Depositen, Dépôts) とは、銀行が要求次第又は一定期限後に同一額を拂戻す事を約して收受した貨幣其の他の支拂證券である。預金拂戻の期限は預金契約によつて定められ、預金者の要求次第何時にても拂戻されるものと、一定の期限經過後に拂戻されるものがある。前者を要求拂預金と稱し、當座預金、特別當座預金の如き之に屬する。後者を定期預金と稱し、所謂定期預金之に屬する。同一額とは拂戻される金額が預託された金額と同一額であるとの意味である。我國に在つては預金には通例利息が附せらるゝを以て、實際上拂戻される額は預託された金額に利息を加算したものである。拂戻は一回たると數回に分割せらるゝとは問ふ所ではない。預ケ主は通例一般公衆である。預託されるものは貨幣並に満期日の手形、小切手其の他種々の支拂證券を含む。

預金業務は商業銀行に在つては最重要な業務である。蓋し商業銀行は預金を以て手形割引、短期の貸付及び當座貸越等の資金に充當し、以て其の利鞘を收得する事を主たる業務とするからで

ある。従つて預金の多寡は直ちに銀行の業績に顯著な影響を與へる。商業銀行が預金の獲得に全力を注ぐ所以は此處に存する。銀行券の發行は勿論重要な業務であるが、それは今日では略々中央銀行に獨占されてゐる。之に反して預金業務は殆んど凡ゆる銀行の行ふ所であつて、一般大衆と最も密接なる關係を有するものである。従つて學者の屢々唱へる如く、預金業務は受信的業務中最も重要なものであつて、或る意味に於ては銀行券發行業務以上に重要なものと言つて可い。

次に預金の沿革を按ずるに、初期の預金の目的は盜難火災等の防止にあつたもの、如くである。前章で述べた如く、倫敦の市民が金匠に貨幣及び貴重品の保管を託した如きは其の適例である。従つて金匠は其の預託された貨幣を他に運用する事は勿論不可能であつた。故に當時の預金は純然たる寄託にして所謂保護預金であつた。次いでアムステルダム銀行及び金匠等が、預金は一方に引出す者があれば同時に他方に於て新たに預入れる者ある事を知り、従つて其の預金を貸金に運用しても別段危険のないものである事を覺るに至つて、預金は所謂運用預金へと進展した。保護預金に在つては、銀行は保管の責に任ずるものなるが故に、其の報酬として預け主より一定の手數料を徴收した事は當然である。之に反して運用預金に在つては、銀行は之を以て貸出資金に充當し又は有價證券に投資し、以て自己の利益を圖るものなるが故に、預金に對して相當の利息

を附す可きは之亦當然と言はねばならぬ。

尙今日の預金は、預け主に於ても初めより銀行が他に運用利殖する事を知りつゝ、預託するものである。従つて其の實質は銀行に對する貸金に外ならぬ。即ち預金に就ては、預金者は銀行に對して債權者の立場に立ち、銀行は預金者に對して債務者の立場に立つものと言はねばならぬ。乍併銀行預金を單に法律上より見る時は、消費寄託と解するを略々通説とする。消費寄託とは當事者の一方（受託者、銀行）が相手方（寄託者、預け主）の爲めに保管を爲す事を約して或る物を受取る事によつて其の効力を生ずる契約である（民法第六百五十七條）。

第二節 預金の種類

預金は觀察點を異にするに従つて種々に分類する事が出来る。

第一 預金を其の目的によつて分類すれば次の如くである。

(一) 出納預金 商工業者が日常受入れる現金又は小切手類を銀行に預入れ、支拂に際しては小切手を振出し、銀行をして自己に代つて實際上の支拂事務を行はしむるものである。即ち銀行をして出納事務を取扱はしむるものである。此の種預金は利息の收得を目的とせず、又出入も頻

繁なるを其の特色とする。當座預金は此の代表的なるものである。

(二) 利殖預金 利殖を目的として預入するものである。始めより一定期間預入する事もあり、或は一時不用の資金を期間の定めなく預入する事もある。何れにするも其の出入は、出納預金の如く頻繁ではない。故に銀行に於ても、其の間相當有利に之を運用する事が出来る。斯かる關係上本預金に對しては、可なり高率の利息が支拂はれる。唯々此の種預金は、元來が利殖を目的とする爲めに、利率が低きに過ぎる時は、其の一部は順次引出されて有價證券投資或は消費に向けらるゝ危険が多分に在る。従つて本預金は金利政策上或は社會政策上特に注意を要する。定期預金、通知預金、貯蓄預金の如きは之に屬する。尙特別當座預金は、一面に於ては出納預金であり、他の一面に於ては利殖預金たるものである。

第二 預金を期限の有無によつて分類すれば次の如くである。

(一) 要求拂預金 (demand deposit) 預ケ主に於て何時にても拂戻を請求し得る預金である。

従つて銀行に於ても、此の種預金の全額を他に運用する事困難にして、常に相當多額の支拂準備金を保持しなければならぬ。斯かる關係上利息は勿論低率である。當座預金、特別當座預金は之に屬する。

(二) 定期預金 (time deposit or fixed deposit) 一定期間の經過後でなければ、預ケ主より拂

戻を請求し得ないものである。従つて銀行は其の期間中支拂準備金を保持する必要なく、安んじて全額を他に運用する事が出来る。又従つて利息も高率である。所謂定期預金は之に屬する。又通知預金も一種の定期預金と稱して差支ない。

第三 預金を其の發生の原因より見る時は、本來的預金 (Primary deposit) 及び派生的預金 (Derivative deposit) の二と爲す事が出来る。

此の分類は近來頻りに唱道せらるゝ所である。預金銀行が銀行の主たる部分を占め、而して其の保有する預金を支拂準備金として多額の預金通貨が造出せらるゝ現状に在つては、蓋し當然の事と言つて可い。之に就てハル及びハリス氏 (Harr and Harris, Banking Theory and Practice, p. 113) は極めて明快に述べてゐるので、其の大様を紹介して解説に代へる事とする。

「本來的預金とは、現金、小切手、流通證券、利札等の預入によつて生じた預金であり、派生的預金とは、貸付金を預金に振替へる事によつて生じた預金である。本來的預金と呼ぶるゝ所以は、夫れが現金或は現金に變更し得る他銀行宛の請求權を代表するからである。之に反して派生的預金は、銀行の貸付金より生じたものなるが故に簿記の性質を帯び、従つて外部的源泉より

生じたる銀行の新資金を代表するものではない。兩者區別の重要性は、銀行の貸出能力に及ぼす効果を異にする點に在る。本來的預金は、貸付け得る新資金を銀行が受領した事を示す。従つてそれは現金の立場に影響を與へる。之に反して、既に貸出されたる貸付金の振替によつて生じたる派生的預金は、何等銀行の現金を増加せしめない。従つて本來的預金は貸出能力を増加せしむるに反して、派生的預金は貸出能力を増加せしめない。」

第四 我國銀行營業上の分類を掲ぐれば次の如くである。

(一) 當座預金 (Current accounts or demand deposits) 本預金は利殖を目的とせず支拂手段

たるものであり、何時にても拂戻を請求する事が出来る。即ち出納預金、要求拂預金の典型的なものと云つて可い。主として商工業者が日常取引の便宜上行ふ所であつて、彼等は之によつて現金保管の危険と、煩雜なる計算及び取立の手續とを免れる事が出来る。更に又大銀行と當座取引を有する事は、一般商工業者の信用を増加する所以ともなる。故に今日では、商工業者が相當の銀行と當座取引を有する事は、營業上絶對的必要條件とせられる。預入せられる物件は、紙幣、鑄貨等の現金並に當座小切手、送金小切手、満期日の約束手形及び爲替手形、公社債類の利札、配當金領收證、郵便爲替券等其の範圍は頗る廣汎である。而して之等の有價證券中其の大部分は、

手形交換所を経由して現金化される。

尙本預金の支拂を請求するには、必ず小切手を振出さねばならぬ。小切手の振出人が之を第三者に手交した場合には、受領者は小切手を直接名宛銀行に呈示するか、或は自己の取引銀行に振込み、手形交換所を経由して現金化する。又小切手の振出人が現金を必要とする場合には、自ら小切手を名宛銀行(取引銀行)に呈示しなければならぬ。何れの場合に於ても、銀行は小切手の額面金額丈け當座預金残高から控除する。萬一預金者が當座預金残高を超過して小切手を振出した時は(之を過振りと言ふ)、當座貸越契約のない限り銀行は小切手の支拂を拒絶する。此の場合小切手の持主が損失を蒙り、振出人も信用を失墜する事架説を要しないのであるが、同時に名宛銀行も名聲を傷つけざるを得ない。斯かる關係上當座取引の申込には、通例既に相當期間に互つて特別當座預金取引ある事又は既に當座取引を有する者の紹介を必要とし、且つ銀行に於ても、可なり嚴格な信用調査を経るに非ざれば、之に應ぜざるを普通とする。

外國では當座預金に對して通例利息を附さない。而して一定の残高を下る時は却つて手数料を徴収するか、又は解約を爲す事としてゐる。然るに我國では、通常一定の残高以上に對しては、極めて低率ではあるが利息を附してゐる。即ち現在甲種銀行千圓以上日歩一厘、乙種銀行五百圓

以上日歩二厘の利息を附してゐる。元來當座預金取引は、商工業者が日常の頻繁なる出納事務を銀行をして代行せしむるものであり、従つて顧客は非常なる恩恵に浴するに反し、銀行に在つては可なりの経費を必要とする上に、常に或る程度の支拂準備金を保有しなければならぬ。故に單に當座預金に利息を附さない丈けではなく、常に一定の残高を保持せしめ、萬一其の残高を下るが如き場合には、却つて顧客より一定の手數料を徴收する事が寧ろ合理的であるときへも言ひ得るのである。學者中には、當座預金に利息を附する時は預金の引出を抑制し、従つて銀行は安んじて營業上に預金を運用し得る効果ありとなす論者あるも、元々當座預金は利殖を目的としない爲め、之に低率の利息を附しても、果して預金の引出を防止し得るか否かは疑問としなければならぬ。従前より我國商業銀行が當座預金に對して低率の利息を附してゐる事は、我國金融經濟が英米等に比して尙多少の遜色あり、又一般金利も彼等に比して稍々高位に在つた事、並に一般大衆に於ても、預金に對しては常に多少の利息を期待した事等に基因するものと思はれる。乍併近來は、我國金融界も異常の發展を遂げ、又金利も可なり低下してゐる故に、最早當座預金利息を廢止して差支ない時期に到達してゐるものと思惟される。

當座勘定契約者に對し銀行は小切手帳、入金帳及び通帳を交付する。當座勘定契約には通常期間の定めがない。従つて特に解約さるゝまで繼續さるゝを普通とする。

〇(二) 定期預金 (Time deposit) 本預金は利殖を目的とし、一定の期間經過後でなければ拂戻を請求する事が出来ない。我國では此の期間は六箇月以上である。銀行は其の期間中何等の支拂準備金を要せず、安んじて全額を他に運用利殖する事が出来る。従つて本預金に對して支拂はるる利息は諸預金中最も高率である。我國では現在甲種銀行三分三厘、乙種銀行三分四厘の利息を支拂ふ。銀行は定期預金者に對して定期預金證書を交付し、満期日に至り之と引換に現金を拂戻す。我國に在つては定期預金の最低額は甲種銀行一口百圓、乙種銀行一口五十圓である。

英米に在つては諸預金中當座預金が最も多額を占めるに反し、我國に在つては定期預金は總預金額の過半を占めるを普通とする。此の事は歐米に在つては商業資金豊富にして、且つ又投資知識も普及してゐるに反し、我國に在つては商業資金必ずしも豊富ならず、且つ又投資知識も充分ならず、従つて大衆は安全にして單純なる定期預金投資を選ぶ事に基因するものと解しなければならぬ。斯かる關係上我國銀行の預金原價は相當高位に在り、延いては貸出及び有價證券投資の健全性を阻害する虞なしとしない。

尙定期預金證書の裏面には、昔より期限前の解約を禁止する旨の條項が挿入されてゐたのであ

るが、實際は利息を特別當座預金（又は通知預金）並に引下げて解約に應ずる習慣があつた。乍併昭和二年の金融恐慌に懲りて、全國銀行が一齊に預金協定の明文を以て此の慣例を覆へし、證書裏面記載の禁止條項を嚴守する事となつた。

次に定期預金證書の讓渡質入禁止に就て一言する。言ふまでもなく銀行預金は凡て指名債權である。従つて定期預金に於ても、民法第四百六十七條の規定により、特約なき限り之を讓渡し得る譯である。乍併實際は定期預金證書の裏面に、讓渡禁止の條項を挿入するを普通とする。蓋し定期預金の讓渡を無制限に許容する事は、預金者保護上及び銀行の自衛上危険だからである。換言すれば、定期預金者には例へば老人又は婦人の如く、經濟上及び法律上の常識に乏しい者が相當多い。従つて定期預金の讓渡を無制限に許容する事は、此等老人又は婦人等の權利を擁護する上に於て却つて不都合な場合を生ずる。又定期預金の拂戻は預金者本人又は其の正當なる代理人に對して爲さる可きものであるが、預金者が頻繁に變るならば、銀行に於て何れが正當なる權利者なりやを突止め難い。故に此の讓渡禁止條項の挿入には正當なる理由あるものと解しなければならぬ。又該條項の挿入は通例明瞭に行はるゝ所なるを以て、第三者にも對抗し得るものと見なければならぬ（民法第四百六十六條）。かるが故に、定期預金證書の讓渡禁止は有効と解す可きであ

る。又質入禁止に就ても讓渡禁止の場合と同様に、他へ質入れする事を禁止する文言を挿入して居り、従つて質入禁止條項も亦法律上有効と解しなければならぬ。乍併讓渡、質入を絶対に禁ずる時は、萬一預金者に於て資金の必要が生じても期限までは如何ともし難い事となるので、之に例外を認め、通例自己（定期預金證書發行銀行）に對しては質入を認める事としてゐる。即ち斯くする事によつて期限前の解約禁止に因る不便を緩和し、以て定期預金に流通性を與へ、斯くして預金者が安んじて定期預金取引を爲し得る様考慮されてゐる。

(三) 特別當座預金 (Special current account) 要求拂預金にして且つ保管の安全を期する爲め預入せらるゝ點に於ては當座預金と同様であるが、相當貯蓄の意味を有し且つ出入が比較的頻繁でない點に於て之と異なる。故に銀行に於ても、資金運用上當座預金に比べて幾分有利であり、又經費も比較的輕少ですむ。従つて特別當座預金に對して支拂はるゝ利息は、當座預金に比して高率であつて、通例定期預金利息と當座預金利息との中間に位する。我國現在の本預金利息は甲種銀行日歩五厘、乙種銀行日歩六厘である。

本預金は一名小口當座預金と呼ばれる。蓋し本預金に在つては其の出入金額、殘高共に小額であり、預ケ主も單に商工業者とは限らず各階級を網羅し、極めて簡單に行はるゝが爲めである。

従つて本預金取引の申込に對しては、銀行は一々信用調査を爲さず直ちに應諾するを常とする。但し貯蓄預金と區別する爲め、一口の預入額は十圓以上たるを要する事に定められてゐる。尙此處で注意すべきは、定期預金及び通知預金の最低額に就ての制限は、銀行間の協定に基くものであるが、特別當座預金最低額の制限は法律の規定（貯蓄銀行法第一條）に基くものなる事である。此の事は特別當座預金と貯蓄預金とを區別し、以て貯蓄銀行を保護せんとする趣旨に出づるものなる事言ふまでもない。但し貯蓄銀行法第一條第二項但書により例外を認められてゐる。即ち特別當座預金を有する者との取引から生じた十圓未満の金額は之を受入れて差支ない。例へば預金者から保護預り又は貸金の擔保として預つてゐる有價證券の利札又は配當金領收書、貸付金利息又は割引料の割戻等の如き之である。

特別當座預金者に對して銀行は受拂を證明する爲めに通帳を交付する。而して預金者は預入又は拂戻の請求を爲す毎に、必ず通帳を銀行に持参しなければならぬ。又銀行は預金者に對して小切手の使用を許さない。尙本預金は我國では定期預金に次ぐ多額を占め、相當重要な位置に在る。

(四) 通知預金 (Deposit at notice) 預金に期限を附さないが、拂戻には一定期間前の豫告を必要とするものである。我國では通例二日前に豫告する事となつてゐる。乍併二日前の豫告文け

では特別當座預金と實質上大差ない事となるので、預入れ後一定の据置期間を附するを普通とし、東京甲種組合銀行に在つては据置期間は七日間である。因に本預金は一定の据置期間及び豫告期間を有する點に於て、一種の定期預金と稱する事が出来る。

本預金は事業家商人等が一時不用の資金を預託する場合、或は地方銀行又は小銀行が遊資を市中銀行又は大銀行に預託する場合等に行はれる。従つて通例其の金額は相當纏まつたものが多い。我國では本預金の最低金額を定め、東京甲種組合銀行に在つては一口五萬圓以上とし、其の他の地方に在つては夫れ以下である。

通知預金は一口の金額も大であり出入も少く、従つて銀行側の經費も當座預金に比して遙かに少ない。又据置期間及び豫告期間を有する事は、銀行をして其の間該預金を安んじて他に運利用殖する事を可能ならしめる。従つて本預金に附せらるゝ利息は、當座預金に附せらるゝ利息よりも可なり高率である。乍併据置期間及び豫告期間が比較的短期であり、定期預金の六箇月に對照して可なりの逕庭がある爲めに、本預金の利息が定期預金利息に比して相當低率である事は止むを得ない。

本預金は英米等に在つては盛んに利用されてゐる。我國に於ても近時次第に重要な位置を占

め、特に都會に於て多く利用せられ、東京社員銀行に在つては金額に於て當座預金と略々同位に在る。銀行は本預金に對しては通知預金證書を交付し、之と引換に元利金を拂戻す。併し地方の一部では通帳を使用する。

尙英國では預金を *current account* と *deposit account* とに分ける。前者は我が當座預金に該當し、後者は我が通知預金に該當する。又米國では預金を *demand deposit* と *time deposit* とに分ける。前者は我が當座預金及び通知預金に該當する。後者も通知預金であるが、唯々我が通知預金に比して豫告又は据置期間が遙かに長期なる爲め、若干定期預金の性質を加味したものと見る可きであらう。

(五) 預金手形 本手形は銀行が資金を預り之に對して預け主に交付する一種の預金證書である。當座預金取引なき者に、現金受授の危険を避ける手段として利用さす事が、預金手形開設の主たる目的であつた。即ち顧客が銀行に預金して本手形を受取り、之を以て諸種の支拂をする。銀行は本手形の持參人又は指圖人に呈示次第券面金額を支拂ふ。其の狀恰も當座預金に於ける小切手の如きものがある。本手形を受取つた者は、振出銀行から直接現金を受取る事もあるが、手形交換所を経由して支拂はれるのが寧ろ普通である。

本手形は一時的のもので、通常一覽拂であり、従つて無利息を原則とする。預金手形は手形の文字を使用するも手形法上の手形ではなく、従つて所謂手形の要件を具備する事を要しない。尙明治四十四年商法が改正せられ、銀行が自己宛小切手を振出す事を許されて以來、印紙税の關係もあり、現在では自己宛小切手を以て預金手形に代へる銀行が頗る多い。唯々銀行間のコール取引には預金手形が多く使用されてゐる。因に自己宛小切手は預金手形と異り、小切手法の適用を受ける。而して其の振出人は銀行なる爲め信用頗る大であり、其流通性は當座小切手に比して格段の相違ある事絮説を要しない。自己宛小切手は又振出小切手とも言ふ。

(六) 別段預金 (*Special deposit*) 以上各種の預金の何れにも屬しないものを纏めて別段預金又は雜預金と言ふ。即ち前述の預金種目を以てしては整理し難いものを一時整理する過渡的の預金である。例へば預金取引なき者の依頼によつて代金取立を爲し、其の取立金を未だ依頼者に支拂はないもの、貸付金の内入金、株式公社債の申込證據金及び拂込金、信用狀基金、預金者死亡して相續人判明しない場合の預金、會社から依頼された社債の元利償還資金、保管を依頼された公社債の償還金又は利札の取立金等は本預金の主なるものである。従つて本預金に對しては預金證書又は通帳を交付しない事が多い。又利息に就ても之を附する場合もあり附さない場合もある。

更に又期限附の事もあり然らざる事もある。

(七) 貯蓄預金 (Savings deposit) 貯蓄を主たる目的とする預金であつて、通例中産階級以下の零碎なる資金より成る。五千圓以下の貯蓄預金の利子には所得税が免除されてゐる (定期積金には金額の制限がない)。本預金には左の三種がある。

(イ) 普通貯金 隨時預入又は拂戻を請求し得る貯金である。此の點特別當座預金と同様であるが、特に貯蓄預金を保護奨励する意味より利息は複利の方法を以て計算し、且つ一口金額十圓未滿の預金をも受入れる事が許されてゐる點に於て異なる (貯蓄銀行法第一條第一項一號、二號)。預金者には通帳を交付して出入毎に之を持參せしめ、小切手の使用は許さない。

尙本預金には日歩計算のものと年利計算のものがある。前者を日歩貯金、後者を年利貯金と言ふ。日歩貯金は小賣商人の如く出入の稍々頻繁なる者に利用せられる事多く、其の利息は現在日歩六厘である。年利貯金は出入の特に少き者に利用せられ、利息は月割計算を以て毎月一定期日までに預入したのものには其の月より利息を附する。年利貯金の利息は現在年三分である。

(ロ) 据置貯金 豫め拂戻の期限を定め、定期に又は一定の期間内に於て數回に預金を受入れるものである (貯蓄銀行法第一條第一項三號)。例へば豫め期限を約定すると共に、最初に一定

金額以上預入し、爾後約定期間の前半期に於て一回以上隨意の金額を預入する事を要し、約定期間の満了と共に拂戻される如き方法が行はれる。約定の期間満了までは拂戻されない點に於ては定期預金と同様であるが、通例預入期間なるものを有し、従つて拂戻される金額も預入期間中は確定しない點に異色を有する。約定期間は通常六箇月又は一箇年とし、前半を預入期間、後半を据置期間とする。利息は現在年三分三厘のものが多い。

(ハ) 定期積金 期限を定めて一定金額の給付を爲す事を約し、定期に又は一定の期間内に於て數回に金錢を受入れるものである (貯蓄銀行法第一條第一項四號)。据置貯金は預金の額及び時期が預金者の自由であり、従つて預入期間中は拂戻金額が一定しないのに反して、定期積金は拂戻の時期と金額とが豫め一定し、従つて預金者の拂込む可き金額と時期とが豫め一定してゐる點に兩者の差異がある。満期々間は通常一年乃至五年である。所謂月掛貯金は本貯金の典型的なものであつて、毎月一定の掛金を爲し、満期日に約定の金額を拂戻す方法である。

次にケーンズ氏 (J. M. Keynes, A Treatise on Money, Vol. 1. p. 35—36) (鬼頭仁三郎氏邦譯がある。) は預金を現金預金 (cash deposits) 及び貯蓄預金 (savings deposits) の二種に分類し、前者を更に所得預金 (income deposits) 及び營業預金 (business deposits) に細分する。所得預

金とは各個人が其の個々の収入から補給し、而して其の個々の支出及び貯蓄に應ずる爲めに各個人によつて使用される預金を言ふ。營業預金とは商工業者及び投機者等が其の營業支出の便宜上保有する預金を言ふ。貯蓄預金とは日常の支拂を爲す爲めではなくして、投資として保有される預金を言ふ。

更に彼に従へば (ibid. p. 36)、現金預金は大體に於て英國の當座勘定 (current accounts)、米國の要求拂預金 (demand deposits) に對應し、貯蓄預金は大體に於て英國の預金勘定 (deposit accounts)、米國の定期預金 (time deposits) に對應する。更に又貯蓄預金は、價値の貯藏としての貨幣の用途と呼ばれるものに對應するものとする。尤も彼自らも斷はつてゐる如く、此の對應は正確なものではない。乍併大體に於て當を得たものと言つて差支ないであらう。

尙此の分類を前述の出納預金及び利殖預金の分類、並に我國銀行營業上の分類に對比する時は、所得預金は一面に於ては出納預金、他の一面に於ては利殖預金たるもので、實質に於ては我國特別當座預金に對應するものと見る可く、又營業預金は出納預金の別名とも稱す可きもので我が當座預金に對應し、貯蓄預金は我國貯蓄銀行の所謂貯蓄預金よりも其の範圍廣く、即ち我が定期預金、通知預金及び所謂貯蓄預金を包含するものと見る可きであらう。從來我國特別當座預金なる

ものは我國獨特のもので、歐米には存在しないと一般に唱へられてゐるのであるが、ケーンズ氏の分類を我國銀行營業上の分類に對比する時は、名稱の如何は兎も角として、正に我が特別當座預金の實を備へる預金が、彼の國にも存在する事を推察し得られるのである。

第三節 小 切 手

小切手 (check or cheque) の起源は必ずしも明瞭ではないが、第十五世紀の初伊太利の商業都市に其の端緒を發し、次いで和蘭に行はれ、漸次諸國に普及したものと云はれる。而して現在其の最も發達してゐるのは英國である。元來手形及び小切手は國際的流通證券なるにも拘らず、之に關する法制は從來各國區々として統一なく、其の結果通商上非常なる不便を惹起した。此處に於て十九世紀の後半以來歐羅巴に於て之が統一の必要提唱せられ、遂に一九三〇年及び一九三一年壽府に於て開催された國際會議に於て、手形統一法及び小切手統一法に關する條約締結せられ、各締約國は此の條約に基いて夫れ々々其の國內法を改正する事となつた。そこで我國に於ても新たに手形法及び小切手法を制定して、昭和七年七月十四日法律第二十號を以て前者を、昭和八年七月二十九日法律第五十七號を以て後者を夫れ々々公布し、何れも右條約の効力發生の日たる昭

和九年一月一日より實施した。尙舊法では爲替手形、約束手形及び小切手を手形編に一括して規定し、此の三者を手形と稱したのであるが(商法第四百三十四條)、新法では爲替手形及び約束手形に關する規定を手形法とし、小切手に關する規定を小切手法なる別箇の法律とした。因に右條約には英、米、ソ、支等は加入して居らない。

小切手とは、呈示次第一定の金額を支拂ふ可き事を委託する要式證券である。言ふまでもなく小切手は支拂要具なるが故に、呈示次第支拂はれる事を當然とする。又呈示期間もなる可く短期なる事を適當とする。蓋し呈示期間長きに失する時は、其の間預金残高に不測の變動を生じて支拂資金の不足を招來する事なきを保し難いからである。要式證券とは法定の記載事項を證券上に明示する事を必要とする證券を言ふ。

我國小切手法によれば、小切手は左記要件を具備しなければならぬ(第一條)。而して其の何れか一つを缺くも小切手たる効力を有しない(第二條)。

- (一) 小切手なる事を示す可き文字
- (二) 一定の金額を支拂ふ可き旨の單純なる委託
- (三) 支拂人の名稱

- (四) 支拂地の表示
 - (五) 振出日及び振出地の表示
 - (六) 振出人の署名
- 又呈示期間は左の如くである。

- (一) 國內で振出され且つ支拂はれるものは十日(第二十九條)
- (二) 振出地と支拂地と國を異にする場合は、兩地が同一洲に存する時は二十日、洲を異にする時は七十日(第二十九條第二項)
- (三) 朝鮮、臺灣、樺太又は關東州で振出され内地で支拂はれるものは二十日、南洋群島で振出され内地で支拂はれるものは六十日(第六十八條、小切手ノ呈示期間ノ特例ニ關スル勅令)
- (四) 日本及び滿洲國以外の亞細亞洲の地域に於て振出し内地で支拂はれるものは六十日(第六十八條、前掲勅令)

小切手には普通小切手、線引小切手、保證小切手、先日附小切手等種々ある。普通小切手(General cheque or open cheque)とは普通に使用せられる小切手を謂ひ、更に之を振出の方式によつて次の如く區別する(第五條)。

- (一) 記名式又は指圖式
 (二) 記名式にして「指圖禁止」の文字又は之と同一の意義を有する文言を記載するもの
 (三) 持參人拂式

記名の小切手にして「又ハ持參人ニ」の文字又は之と同一の意義を有する文言を記載したるものは之を持參人拂式小切手と看做す

受取人の記載なき小切手は之を持參人拂小切手と見做す

記名式とは「此ノ小切手何某殿へ御支拂相成度候」と言ふが如き形式のものである。従つて銀行では持參人が名宛人たる事を確かめて然る後に支拂ふ事を要する。指圖式とは「此ノ小切手何某殿又ハ指圖人へ御支拂相成度候」と言ふが如き形式のものである。銀行では其の持參人が最後の被指圖人即ち受取人本人なりや否やを確かめねばならぬ。記名式又は指圖式の小切手は、裏書によつて之を譲渡す事が出来る(第十四條第一項)。指圖禁止小切手は指名債權の譲渡に關する方式に従ひ且つそれと同じ効力を以てのみ譲渡する事が出来る(第十四條第二項)。持參人拂式は「此ノ小切手持參人へ御支拂相成度候」或は「此ノ小切手何某殿又ハ持參人へ御支拂相成度候」と言ふが如き形式のものである。銀行は小切手の持參人に拂へば可いので最も簡単な形式である。此

の小切手を譲渡するには單に其の小切手を引渡せば可い(第十四條第一項)。

線引小切手 (Crossed cheque) (横線小切手、銀行渡小切手とも言ふ。)とは、正當の權利者以外の者が支拂を受ける危険を防止する爲め案出されたものである。之には一般線引小切手(普通横線 General crossing)と特定線引小切手(特別横線 Special crossing)との二種がある。前者は小切手面に二條の平行線を引き、其の線内に何も書かぬか或は單に銀行と記載するものである。此の小切手は銀行又は取引先に對してのみ支拂を爲す事が出来る。後者は右の平行線内に特定の銀行名を記載したものである。此の小切手は其の被指定銀行に對してのみ支拂を爲す事が出来る。若し被指定銀行が支拂人なる時は、自己の取引先に對してのみ支拂を爲す事が出来る(第三十八條)。因に線引は當座小切手、送金小切手共に行はれる。尙線引小切手は英國に於て創始されたものである。

保證小切手 (Certified cheque) とは、支拂人が小切手の表面に「支拂保證」(Certification) 其他支拂を爲す旨の文字を記載し、日附を附して支拂人署名したるものと言ふ(第五十三條) 抑抑々小切手は預金者が其の預金を引當てとして振出すものであるが、時には預金者が一時凌ぎの爲め預金残高以上に、或は預金皆無なるにも拘らず之を振出す事がある。斯かる小切手は勿論銀

行に於て支拂を拒絶せらるゝ爲め、所持人は不測の損害を蒙らざるを得ない。よつて支拂上懸念ある時は、小切手の受領者は始めより振出人に對して銀行の保證を要求するか、或は一旦受取りたる後自ら名宛銀行に赴いて保證を求め、然る後始めて之を使用するを普通とする。

小切手の支拂保證制度は、我國に於ても古くより行はれた所であるが、舊法（商法）では小切手の引受制度なるものを認めて居らなかつた爲め、民法上の効力を有するに過ぎなかつた。然るに新法では、支拂保證に關する規定（第五十三條）を設けて之に小切手法上の効力を附與し、以て支拂保證の觀念を明瞭ならしめた。

尙保證小切手は米國に於て創始せられ、屢々利用されてゐる。

先日附小切手とは、振出日の記載が實際に振出した日より後になつてゐるものを言ふ。先日附小切手は取引上便利な爲め古くより相當利用されて居り、學説及び判例も之を有効としたのであるが、唯々日附前の呈示は從來認められなかつた。乍併日附前の呈示を認めない事は、一方では却つて不便を來たす事もあるので、小切手法では明文を以て日附前の呈示をも有効とするに至つたのである。尙先日附小切手は呈示の日に於て支拂ふ事を要する（第二十八條）。因に先日附小切手の呈示期間は呈示の日より起算する。

小切手を起振出すには、座預金者は銀行より豫め印刷された小切手帳を受取り、之に金額、日附、署名等の必要事項を記入するを普通とする。

振出人は呈示期間内は一旦振出した小切手の取消を爲す事が出来ない（第三十二條第一項）。乍併呈示期間經過後と雖も取消なき時は、銀行が其の小切手を支拂ふ事は差支ない（第三十二條第二項）。

尙小切手が支拂を拒絶された場合、所持人は左の何れかによつて支拂拒絶を證明する時は、裏書人、振出人其他の債務者に對して其の遡求權を行使する事が出来る（第三十九條）。

- (一) 公正證書（拒絶證書）
- (二) 小切手に呈示の日を表示して記載し且つ日附を附したる支拂人の宣言
- (三) 適法の時期に小切手を呈示したるも其の支拂なかりし旨を證明し且つ日附を附したる手形交換所の宣言

前述の如く小切手の主たる職能は支拂要具たる點に存する。若し商取引其他一切の支拂を現金を以て爲す時は、其の手數、費用、危険等甚大なるものがあるであらう。之に反して只一葉の小切手を以て現金受授に代へる時は、其の便益は筆舌の能く及ぶ所ではない。小切手は經濟上實

に斯くの如き顯著な効用を有する。今日文明諸國中小切手を最も多く使用するものは英國及びアメリカ合衆國である。我國に在つては小切手の使用は未だ英米程盛んではないが、其の流通額は近年漸増し、日常の商取引に於ても金額の小なるものを除き、殆んど凡てが小切手によつて行はれると言つても過言ではない。又小切手は送金的手段としても用ひられる。尙小切手の流通をして斯くの如く旺盛ならしめたものは、手形交換所制度の發達普及であるが、之に就ては次章に於て詳述する。

第三章 振替制度及び手形交換所

第一節 振替制度

振替制度 (System of transfer) とは、銀行の預金者同志が貸借を決済するに當り、現金の受授を爲さず單に帳簿上の振替計算によつて行ふ制度を言ふ。例へば甲及び乙が同一銀行に當座勘定を有する時は、甲が乙に現金を支拂つて決済する代りに、該銀行に於ける甲の當座勘定より乙の當座勘定に帳簿上の付替を行ふ事によつて決済するものである。所謂直接振替なるもの即ち之である。又甲及び乙が夫れ々々異なる銀行に當座勘定を有する時は、兩銀行間の當座勘定取引を利用し又は第三者金融機關例へば中央銀行を通じて振替決済する。所謂間接振替なるもの即ち之である。尙振替は銀行に限らず他の金融機關に於ても行はれる。

本制度の効用は現金取引の手數と費用とを省き危険を防止し得る事に存する。即ち此の點に於ては手形交換所制度と同様の効用を有するものと言つて可い。

振替の實際的方法は、依頼者が一定の振替用紙に金額、受取人、受取人の取引銀行等の必要事項を記入して銀行其の他の金融機關に差出し、銀行側では若し依頼者及び受取人が共に同一銀行

の取引先なる時は、單なる帳簿上の付替によつて之を行ひ、若し兩者が異なる銀行の取引先なる時は、相手方銀行に必要書類を移送して行ふ。

本制度は古くから存在し、紀元前三千年ベビロニアに於て既に其の萌芽を有したものの如くである。而して十六世紀の末葉より十七世紀の初頭に互つて、伊太利、和蘭、獨逸等の諸都市に相次いで設立された振替銀行は、此の業務を營む爲めに起つたものと言はれてゐる。其の後幣制の整備なるや一時衰微したが、近來獨逸に於て復活し、現在は國內に數多の支店を有するライヒスバンク及び郵便局等によつて大規模に行はれてゐる。

尙我國及び英米に在つては主として手形交換所制度を利用し、本制度の利用は比較的少ない。即ち我國に於ては、日本銀行當座勘定付替、當座(預金)振込及び振替貯金等であるが、其の利用は未だ充分とは稱し難い。日本銀行當座勘定付替は大正四年七月以來實施せられ、日本銀行本支店に當座勘定を有する銀行間に限り行はれる。振替貯金は郵便局が全國到る處に存在する爲め廣く一般大衆に利用されてはゐるが、金額の大なるものには不適當なる事を缺點とする。當座振込に就ては内國爲替の章で詳述する。

第二節 手形交換所

手形交換制度及び手形交換所の起源に就ては、諸説區々として未だ歸一しないのであるが、コナント氏 (C. A. Conant; *The Principles of Banking*, p. 239—240) も言つて居る如く、手形交換制度の起源は、之を遠く羅馬の商法に於ける *Compensatio* の原理に求める事を適當と考へる。*Compensatio* とは、甲の乙に對する負債を乙に對する權利によつて相殺する事を言ふ。此の原理が里昂の定期市に於て最高度に發達し、斯くて里昂の定期市に於ける決済制度が十八世紀に於て、サヴァリー (Savary) の著書たる「完全なる商人」 (*Le Parfait Négociant*) によつて歐羅巴全土に傳播したものである。従つてエヂンバラ及び倫敦手形交換所の直接基準となつたものは、里昂の定期市に於ける決済制度であつたとしなければならぬ。

次に手形交換所の濫觴は之をエヂンバラ手形交換所に求む可きであらう。唯々今日記録の存する手形交換所中最も古いものは倫敦手形交換所である事は疑ひなく、従つて通常倫敦手形交換所が交換所の濫觴なりとせられる所以も此處に在る。因に倫敦手形交換所の設立時期に就ても諸説紛々たる有様であるが、一七七五年以前なる事文は間違ひないものゝ様である。

尙スラヌス氏 (Jerome Thralls; The Clearing House, p. 1—2) の意見は右とは稍々異なるのであるが、手形交換所の起源を窺知する上に於て多少の参考となると考へるので、其の大意を紹介する。「手形交換所の觀念は、多數の重要な發明及び科學的な發見と同様に、偶然の方法に其の起源を有する。即ち十七世紀の初め倫敦市の諸銀行は Walk clerk (手形取立人) を雇傭したのであるが、彼等は毎日銀行から銀行へと渡り歩いて小切手、爲替手形等を取立てる事を其の職務とした。斯くて或る日倫敦市の兩極端に在る銀行を代表する二人の給仕が、ある下町のコーヒー店で出會ひ、而して晝食を共にする間に、各々が他の銀行に對して同量の小切手及び爲替手形を所持してゐる事を發見した。此の時若者達には、之等の小切手及び爲替手形を取引し、以て旅程の半を節約しようとの考へが閃めいた。そこで彼等は所持の小切手、爲替手形を取引したのみならず、更に翌日同じ場所で相會する事を約した。斯くて此のニュースが他の手形取立人に傳播し、忽ちにして倫敦市の銀行の全取立人が此のコーヒー店に毎日相會して取引を爲し、而して其の差額は現金を支拂つて決済した。倫敦手形交換所は實に此の事より發達したものである。次いで其の觀念が一八五三年アメリカに傳播して、先づ紐育手形交換所が創設された。」

斯くて手形交換所制度は英國に於て次第に發展を遂げ、次いでアメリカ合衆國、佛蘭西、獨逸

等に漸次移植せられるに至つた。我國に於ては明治十二年(一八七九年)十二月設立された大阪手形交換所を以て嚆矢とする。蓋し大阪は夙に信用制度發達して小切手及び手形によつて取引を決済する習慣があり、従つて手形交換所の必要最も緊切なるものあつたが爲めに外ならぬ。次いで明治二十年十二月東京に設立せられ、現在では國內大都市の大部分に設立されてゐる。

周知の如く、今日銀行は預金の受入又は貸出金の辨濟等に、常に多額の手形小切手類を收受する。此の中、該銀行が其の支拂人たるものは、帳簿上の振替によつて決済せられるのであるが、他銀行宛の手形小切手は凡て手形交換所を経由して決済される。手形交換所開設前に在つては、他銀行宛の手形小切手類は、一々其の名宛銀行に行員を派して取立てる外はなく、乃ち各銀行は Walk clerk を置くに斯かる仕事に従事せしめたのであつた。而つて Walk clerk の名稱こそ實に斯かる行員の職務を如實に表現したものと云つて可い。乍併商業取引が隆盛となるに従つて、斯かる煩瑣な手續を一々繰返へす事の不可能なるは絮説を要しない。此處に於て必然的に手形交換所制度の發達を見るに至つたものなる事明瞭である。スバルディング氏はいみじくも言つてゐる。「必要は發明の母であると言ふ古諺の、之以上顯著な實例は決して存在しない。」と。

手形交換所 (The Clearing House) とは、各組合銀行が所持する他の組合銀行宛の手形類を、一

定の時一定の場所に持参して、相互に交換決済する機關である。

周知の如く信用制度の發達した今日、手形交換所の施設なき都市は稀である。而かも今や手形交換所は、單に手形類の決済機關たるに止らず、更に組合銀行共同の利害問題をも處理するに至つてゐる。従つて近時手形交換所の意義及び目的が、漸次擴張されんとする傾向に在る。乃ちニツフィン氏 (W. H. Kniffin, *The Practical Work of a Bank*, p. 144) は、手形交換所の定義に就て次の如く述べてゐる。「手形交換所とは、最も容易に且つ最少の費用を以て、相互の勘定を調整する爲めの組合銀行間に協定されたる行動を容易ならしむる爲めに、及び金融逼迫の際相互の警戒と援助とによつて全組合銀行の信用を強化する爲めに、自治的規則の下に活動する組合銀行によつて維持される組織である。」と。

尙斯かる組合銀行の共同施設に就て最も顯著な發達を遂げたものは米國であつて、其の主なるものを摘記すれば、預金利子の協定、取立手数料其の他料金の協定、手形交換所貸出證券及び手形交換所證券の發行、組合銀行の検査、取引先の信用調査、統計資料の供給等の如きを擧げる事が出来る。左に主としてニツフィン氏 (Kniffin, *ibid.* p. 147—161) 及びラングストン氏 (R. H. Langston, *Practical Bank Operation*, p. 74—79) に従つて簡單なる説明を加へる事とする。

預金利率を競争的に引上げるならば、其の結果は銀行の収益を減退せしめ、延いては其の内容を悪化せしめる事明瞭であつて、預金利子協定の必要なる事に就ては絮説するまでもない事と考へる。我國に於ても交換所の斡旋の下に、預金利率が協定されてゐる事周知の通りである。

取立手数料其の他の料金の最低限を協定する事も亦必要である。之等料金の低廉なる事は、顧客に取つては、望ましいものなる事言ふを俟たないのであるが、銀行が無益の競争をして不當に引下げ、或は之を無料とするが如きは不合理の甚だしきものであつて、少くとも實費程度は當然徴收す可きものである。尙手数料協定は我國に於ても行はれてゐる。

手形交換所貸出證券 (Clearing house loan certificates) は、金融逼迫の際現金の使用を省く爲めに使用される。即ち組合銀行は株券、公社債、商業手形等を交換所に持参し、之と引換へに手形交換所貸出證券を受取り、之を以て交換尻の決済に使用する。従つて組合銀行はそれだけ資金の餘裕を生じ、之を以て他の方面に使用し得る事となる。本證券發行の利益は、銀行が所有々價證券を賣却する事なくして之を現金化し得る點に在る。而して掛目は通例七五%である。一八六〇年始めて發行せられ、次いで一八六一年、一八六三年、一八八四年、一八九〇年、一九〇七年及び一九一四年に發行せられた。發行を受けた銀行に對しては高利が課せらるゝ關係もあつて、

金融緩和するや直ちに返還される。尙聯邦準備制度確立後は本證券の發行に就て兎角の論議があり、漸次重要性を減じつゝあるものゝ如くである。

手形交換所證券 (Clearing house certificates) は、依頼者が金及び法貨等を手形交換所に提供する事によつて發行されるものであつて、之は決済に於て及び準備を計算するに當つて現金と見做される。其の額面は五千弗又は一萬弗であつて銀行間に於てのみ通用する。尙本證券は現金使用の不便を避ける爲めに、平時に於て發行せらるゝものである。一八五七年紐育に於て創始せられ、爾來各地に傳播したのであるが、聯邦準備制度確立後は其の必要性激減し廢滅の傾向に在る。

手形交換所の検査は聯邦準備局の検査とは別箇のものであつて、手形交換所が、銀行事務に精通し且つ人格高潔なる検査人 (Examiner) を任命し、各組合銀行の財産、營業狀態其の他を調査せしむるものである。聯邦準備局の検査は法規上の取締を主とするに反して、交換所の検査は相互救済の趣旨に基いて指導監督を爲すを主たる目的とする。紐育銀行協會は、一八八四年既に組合銀行によつて必要なりと考へらるゝ時は、何れの組合銀行をも検査する權能を手形交換所委員會に許容する修正案を採用したのであるが、始めて検査部 (Examination department) を設けたのは市俄古手形交換所であつて、一九〇六年の事に屬する。紐育に於ては、各組合銀行の検査は

一箇年に少くとも一回は行はれる。又手形交換所委員會の裁量により、或は規約上一定の場合に於て、特別検査が行はれる。斯かる検査制度が銀行業務をして一層健全ならしめ、延いては預金者其の他の取引人を保護する事となり、従つて一般經濟界に寄與する所尠少なからざる事多言を要しない。

手形交換所の信用調査に就て一言せんに、不完全なる信用調査に基き或は競争上、取引先に不當なる信用を許容する事の如何に危険なるかは、贅言を要しない所である。米國に在つては古くより手形交換所が一定の規約を設け、組合銀行相互に取引先の信用調査報告を交換する事が行はれ、又近時は手形交換所に信用調査部を設け、組織的に信用調査を行はしめるものもある。然るに我國に在つては、取引先の信用調査は興信所に依頼するか、或は各銀行内の一課をして之に當らしめるのが通例であるが、矢張り米國に於けるが如く、手形交換所の如き共同機關をして綜合的に行はしめる事が得策である。或る顧客が二行以上と取引するが如き場合に於ては特に然りとす。

手形交換所は手形交換高及び交換差額の他に、更に組合銀行の諸勘定統計を發表する。之は極めて重要なものであつて、各國概ね行ふ所である。所謂交換所週報、月報及び年報の如き之に屬

する。東京社員銀行週報(東京は組合銀行と言はず社員銀行と言ふ)の如きは其の一例であつて、各組合銀行をして土曜日勘定締切高を交換所に報告せしめ、交換所は之に基いて週報を作成し、火曜日夕刊紙上に發表される。尤も全銀行が手形交換所に加入してゐる譯ではないが、通例組合銀行は其の土地に於ける有力銀行を凡て網羅するが故に、交換所發表の金融統計は極めて權威あるものであつて、金融の大勢を看取するに足る。

代理交換 (Clearing for Non-Members) とは、組合銀行が手形交換所々在地に於ける組合外の銀行の委託により、其の代理者として交換業務を行ふ事を言ふ。ニッフィン氏 (Kniffin, *ibid.*, p. 160) の表現によれば、「代理交換とは、組合外の銀行が組合銀行を通じて手形交換所の特権に與る事である」。

手形交換所組合銀行は、通例資産信用確實なる銀行のみを以て組織される。従つて資産信用比較的大ならざる銀行が屢々除外さるゝ事あるは止むを得ない。尤も資産信用確實ではあるが、手形交換所建物の収容力の關係上除外さるゝ場合もある。兎に角組合外の銀行が存在する事は、組合外の銀行及び其の取引先に取つては勿論、組合銀行及び其の取引先に取つても少なからざる不便を伴ふ。是に於て組合外の銀行は、組合銀行中に資本系統其の他の因縁により所謂親銀行なる

ものを求め、以て交換業務の代理を委託するを普通とする。

尙此處で注意す可きは、代理交換の受託銀行と委託銀行との責任關係如何の問題である。通説によれば之には二つの主義がある。第一は、受託銀行は、委託銀行に於て支拂ふ可き手形小切手類に對して何等責任なしとするもの、第二は、受託銀行は、委託銀行に於て支拂ふ可き手形小切手類に就ては、自行に於て支拂ふ可き手形小切手類と同様に責任ありとするものである。我國の主なる手形交換所は概ね第一の主義を採り、米國の手形交換所は第二の主義を採る (Kniffin, *ibid.*, p. 160)。

地方交換 (Country Cheque Clearing) とは、手形交換所々在地以外の銀行の委託により、其の銀行の爲めに、組合銀行が代理交換を爲す事を言ふ。

地方交換は一八五八年英國に於て創始せられた (P. W. Matthews, Bankers' Clearing House, p. 49; W. F. Spalding, The London Money Market, p. 150)。交換物件は其の名稱が示す如く、小切手及び一覽拂手形に限る。

我國手形交換所に於て交換に付せらるゝものは、所謂當所拂手形即ち手形交換所々在地を支拂場所とするものに限られて居り、所謂他所拂手形即ち當該手形交換所々在地以外の地を支拂場所

とするものは取扱はれて居らぬ。従つて銀行が他所拂の手形、小切手等を受入れた場合には、之を其の支拂銀行又は支拂地に於けるコルレス先に送付して取立てるか、或は其の支拂地にコルレス先を有する市内の他銀行に取立を依頼する外はない。乍併日常斯くの如き手数を繰返へす事の如何に面倒なるかは絮説を要しない所であつて、我國に於ても夙に各方面に於て地方交換の必要が唱へられたのであるが、我國の地形及び支拂準備金等の關係上今以て實施の運びに至らぬ。

倫敦手形交換所に於ける手形交換は、市中交換 (Town Clearing)、地方交換 (Country Cheque Clearing) 及び府内交換 (Metropolitan Clearing) の三つより成り立つてゐる事は既に著明の事實であるが、此の三者中代表的なものは言ふまでもなく市中交換であつて、今日世界各国に行はるゝ手形交換は此の市中交換に倣つたものであり、通常手形交換所と言へば市中交換のみを指す。地方交換は市中交換に次いで開設せられ、府内交換の開設は最後に屬する。府内交換は一九〇七年創設せられ、City 以外の倫敦及びロンドンバード街より一定半徑内に在る倫敦大銀行の支店及び私立銀行の交換を便ならしむる事を目的とする。蓋し市中交換區域と地方交換區域との中間區域たる倫敦郊外には、極めて多數の銀行支店が存在し、府内交換なる中間的交換を開設する事を便としたからである。尙府内交換開設當時たる一九〇七年には、約三百五十の支店が存在し

た由である (P. W. Matthews, *ibid.* p. 64)。

米國に於ては一九一三年十二月制定された聯邦準備法 (The Federal Reserve Law) により、準備銀行が加盟銀行の爲めに小切手の交換及び取立を爲す制度が確立せられ、更に一九一七年六月の聯邦準備法の改正により、非加盟銀行も一定條件の下に右制度に加入し得る事となつた。右は言ふまでもなく一種の地方交換である。

或る土地に手形交換所を設立せんとする時は、先づ其の土地に營業所を有する有志銀行が相諮詢つて、組合又は社團法人の組織を以て設立する。其の加入銀行を前の場合には組合銀行、後の場合には社員銀行と呼ぶ。有志銀行は必ずしも本店銀行たる事を要しない。即ち支店銀行にても差支ないのである。而して交換所本來の目的より言へば、なる可く多數の銀行を網羅する事を適當とするのであるが、多數の銀行中には資産信用薄弱なるものもあり、従つて組合銀行に一定の資格條件を設ける事は蓋し止むを得ざる所である。是に於て各手形交換所は交換所規約を設けて、組合銀行の資格並に加入条件等を規定してゐる。乍併組合銀行たる資格を餘りに嚴重に制限する事は、手形交換所の効果を却つて減殺する結果となり賛成し難い。此の點に於て最も嚴重なる制限を設けてゐるのは倫敦手形交換所である。紐育手形交換所に在つては倫敦手形交換所ほど嚴格で

はないが、尙組合銀行たるには資本金百萬弗以上たる事を要するものとしてゐる。我國に於て手形交換所組合銀行たるには、通常銀行集會所組合銀行たる事、預金利子協定に参加してゐる事及び日本銀行（日本銀行本支店が存在しない場所に在つては朝鮮銀行、臺灣銀行、橫濱正金銀行等）に當座勘定の取引を有する事の三條件を必要とする。

手形交換所の機關には、意思決定機關として總會(The meeting of the Association)、執行機關として委員がある。委員は職務執行の爲め更に支配人(英國にては Inspector、米國にては Manager、我國にては監事と呼ぶ)、書記等を任命する。

手形交換の方法には、(一) 交換時間中各組合銀行が、他の組合銀行宛の手形小切手等を受取る毎に交換所に持出し、同時に交換所に於て受入れたる手形小切手等は直ちに自行に持歸り、最後に凡てを合算して交換尻の決済を行ふ英國式と、(二) 各組合銀行が受入れたる手形小切手等は一括して一定の時間に交換所に持出す米國式とがある。英國式は受入手形を明日に持越す必要もなく、又不渡手形を發見した時は直ちに之を返還し得る長所があるが、同時に銀行と交換所との間を往復する爲めに多大の時間と手數とを要し、従つて多數の行員を雇備しなければならぬと言ふ缺點がある。米國式は秩序整然とし且つ經費を節約し得る長所があるが、同時に受入手形を當

日に決済出来ないと言ふ缺點がある。我國の様式は大體米國式に倣つたものである。

次に交換尻決済方法に就て一言せんに、我國に於ては交換終了するや交換所よりは總決算表を、各組合銀行よりは振替請求書を夫れ々々日本銀行に提出する。日本銀行は其の請求に應じて日本銀行に於ける各組合銀行の當座勘定の貸借の振替を行ふ。斯くて其の日の交換尻決済が終了する。即ち交換尻決済には何等の現金を必要とせず、單に帳簿上の付替のみによつて手續が完了するのである。乍併萬一借方銀行に於て振替資金が不足する時は、交換終了後一定時間内に不足資金を日本銀行に拂込まねばならぬ。若し之を怠るならば組合銀行より除名される。尙交換尻の決済は、英國に在つては英蘭銀行、米國に在つては聯邦準備銀行を通じて行ふのであるが、特に解説を加へる必要はないであらう。

手形交換の効果は種々あるが、其中主なるものは次の如くである。

(一) 取立及び支拂に要する手數を省き危険を防止する。

手形交換所開設の目的は其の沿革上より見れば、手形類の取立及び支拂に要する時間と勞力とを省き盜難紛失等の危険を防止するに在つた事明瞭である。今日銀行が受入れる他行宛の手形小切手類は夥しき數に上り、之を一々名宛銀行に行員を派遣して取立てしむるが如きは、到底其の

煩に堪へざる所であるのみならず、更に多大の危険を伴ふものなる事多言を要しない。例へば昭和十六年度中の我國手形交換高は、千三百八十八億二千九百九十六萬二千圓の巨額に達してゐるのであるが、斯かる巨額の手形小切手類の交換が、少數の行員の手により極めて短時間内に過誤なく處理せらるゝのは、全く手形交換制度の賜物に他ならぬ。故に此の意味に於て手形交換所の有する効果は絶大なりと言つて可い。

(二) 貨幣の使用を節約する。

手形交換所制度は貨幣の使用を大いに節約するものであるとは、普く唱へらるゝ所である。本制度が貨幣使用節約上大なる効果を有する事は筆者も固より同感であるが、唯々之に就て一部論者が、手形交換高に相當する貨幣が直ちに節約されるものゝ如く解するは、聊か誇張に過ぎるものと思ふ。此の事に就ては、山崎覺次郎博士（同博士著、貨幣瑣話、一七八—一七九頁）も既に『手形交換の効果に關する錯覺』と題して、左の如く明快に指摘して居られるのである。

「此制度が金銀貨や銀行券の使用を節約することは疑を容れないが、其額は手形交換高と同じではなく、其幾割かに過ぎぬ。交換される證券の主なるものは小切手で、此小切手の土臺は各銀行の預金であり、而して此預金に對しては常に若干の支拂準備金が保有されて居る。交換制度が

なければ、小切手の現金支拂が多いから、各銀行は毎朝店を開くときに比較的多額の準備を有つて居らねばならぬ。然るに、交換制度が行はれれば、小切手の現金拂が減るから、上述の準備は從來よりも少額で足りる。此場合に幾何の減額を爲すかは、各銀行の裁量に依り、當局者が大膽であれば其額は多く、用心深ければ其額は少ないであらうが、兎に角若干の減額が行はれる。此減額の出来るのは手形交換の賜であるが、交換額だけ貨幣が節約されるのではない。」

又一部には、本制度によつて、手形交換高と交換尻との差額に相當する貨幣の使用が節約されるとの意見もあるやうであるが、是れ亦賛成し能はざる所である。例を我國に取つて説明する事としよう。周知の如く今日各組合銀行は、常に日銀に相當多額の當座預金即ち預ヶ金を保有しなければならぬ。言ふまでもなく預ヶ金は交換尻決済資金である。尤も實際上は、其の一部は廣く一般支拂準備金たる性質を有するものではあるが、其の大部分は交換尻決済資金として保有せらるるものである。而して交換尻は毎日變化する。而かも相當烈しい變動を示す。従つて安全を期する爲めには、交換尻を遙かに凌駕する決済資金が保有されねばならぬ。故に各組合銀行の手許現金は姑らく問はずとして、單に預ヶ金丈けの關係より見るも、貨幣使用の節約額は交換高と交換尻との差額よりは少額なる事が了解される。尙同一の小切手に對して、或る程度預ヶ金と手許現

金との二重の支拂準備をしなければならぬのは、小切手中には交換所経由となるか直接取立となるか不明なものが相當あるからであり、従つて此の點を一層判然せしめ得る何等かの方法があるならば、預ケ金又は手許現金の何れかを今一層減額し得る譯である。乍併今日各組合銀行に於ても、小切手が交換所経由となるか直接取立となるかは、大凡の見當を附けて處理して居るのであつて、是れ以上の改善は實際上不可能かも知れぬ。

更に世論の一部には次の如き意見もあるやうである。即ち本制度がない場合には、各銀行が安全を期する爲めには毎日銀行の債權を少しも取立てない中に、債務丈けが全額取立てられる場合を豫想して、常に全債務に相當する支拂準備をしなければならぬ。斯くの如きは銀行經營上到底堪へ得ざる所である。然るに本制度確立後は少額の支拂準備にて事足り、銀行は安んじて預金の大部分を他の有利なる方面に投資し得る事となつた。故に本制度の効果は絶大なりと爲すのである。此の問題は、其の範圍を一銀行に限定して論ずるならば理論上も正しい。乍併全銀行を一括して論ずるならば、各銀行が總て債務を取立てられ、或は總て債權のみを取立てる事は、理論上成立しないのである。又實際問題としても、各銀行は其の全債務を取立てられるまで、徒らに拱手傍觀して其の債權の取立を放置してゐるものとは考へられぬ。故に此の説も亦首肯し難い。

(三) 手形小切手の流通を圓滑にし、及び預金通貨の造出に貢獻する所多大である。

今日比較的大なる金額の商取引の決済は總て小切手によると言つても過言ではない。小切手中には直接名宛銀行より現金の支拂を受けるものもあるが、それは極めて少額であつて、其の大部分は其の儘所持人の預金として其の取引銀行に預入せられる。而して此の中の大部分が他行宛即ち交換所を経由して支拂はれるものであり、一部分が自行宛即ち受入銀行内の帳簿上の振替によつて決済されるものである。小島昌太郎博士の算定せられた所によれば(同博士著、金融論、三八〇—三八一頁)、手形小切手中、手形交換所を経由して決済されるものと、同一銀行内の帳簿上の振替によつて決済されるものとの割合は、七〇〇對三〇〇である由である。乃ち之に従へば、全手形小切手の過半が交換所の恩恵に浴してゐる事が判るのである。故に交換所が手形及び小切手の流通を圓滑ならしめる効果極めて大なりと言はねばならぬ。

次に預金通貨の造出とは、實質的には預金銀行が其の取引先に對し、當座預金を引當てとして小切手の振出を許容する事である。當座預金は、取引先が現實に預入する場合もあり、或は又銀行が取引先に對し手形貸付其の他の方法によつて資金を供給し、之を當座預金に振替へる場合もある。何れにするも、手形交換所なる機關の存在する事によつて、小切手が極めて圓滑に流通す

る事が、預金通貨造出に對する大なる刺戟となつてゐる事明瞭である。今日預金通貨が次第に増加しつゝある事は疑なき所であつて、ケーンズ氏 (J. M. Keynes, A Treatise on Money, Vol. 1. p. 31) も、「傾向は預金通貨 (同氏は Bank-Money の語を使用してゐるが、一般には寧ろ Deposit currency の語が多く使用される様である。) に對する歴倒的重要さへ向いてゐる。——それは英國及び合衆國の如き國々に於ては、通貨の總計の恐らく十分の九を構成するであらう。」と述べてゐる。以て預金通貨が如何に重要な位置を占めつゝあるか、延いては手形交換所が如何に重要な役割を果しつゝあるかを推知する事が出来る。

(四) 金融指標を提供する。

手形交換所は種々の重要な金融指標を提供する。其の主なるものは手形交換高、交換高と交換高との比率、不渡手形、當座預金と交換高との比率等である。

(イ) 手形交換高 手形交換高は大體に於て信用制度發達の程度を示す。即ち信用制度の發達幼稚なる國或は時代に在つては手形交換高比較的になく、之に反して信用制度の發達充分なる國或は時代に在つては手形交換高は比較的に多い。此の事は各國の手形交換高或は同一國の多年に亘る交換高を比較すれば直ちに看取し得る所である。従つて大勢としては、手形交換高は

幾分づゝ増加するを常態とする。

次に手形交換高の増減によつて、或る程度商取引の繁閑を卜する事が出来る。今日商取引の主たる支拂要具は言ふまでもなく小切手である。従つて若し商取引が旺盛であれば、小切手の流通高も亦増加する。而して小切手流通高の増加は、當然手形交換高の増加となつて現はれる。何となれば、小切手には直接取立てられるものもあり、或は又同一の小切手が數回轉々流通するものもあるが、斯くの如きは少數であつて、商取引に用ひらるゝ小切手は、其の儘取引銀行に預入せらるゝのが普通であり、而して其の大部分は前述の如く交換所を経由するものなるが故に、小切手流通高の増加は直ちに手形交換高の顯著な増加となつて現はれるからである。即ち商取引が旺盛であれば其の結果手形交換高も亦増加するものと見て大過ない。唯々此處で注意すべきは、商取引旺盛なる時は手形交換高も亦増加するのが原則であるが、手形交換高増加の原因は商取引の旺盛のみには限らぬ事である。即ち當座預金の増加、物價騰貴、コール取引の繁忙等も交換高増加の有力なる原因となるのである。その他公社債の發行、株式の募集、株式取引所の受渡等によつても交換高は一時的に増加する。尙我國手形交換高は、近年の經濟統制及びコール取引の交換所經由減少傾向にも拘らず依然増加の趨勢に在るのであるが、其の主たる原因は、當座預金の増加、

物價の騰貴、政府支拂の増加等に在るものと思ふ。物價の騰貴が商取引の金額を増大せしめ、延いては交換高の増加を來たす事に就ては、別段の説明を要しないのであるが、唯々一般に物價と交換高との關係を論ずるに當つて看過し得ないのは、交換の口數即ち枚數である。蓋し枚數には別段變化なきに拘らず、物價關係によつて交換高が著しく増減する事もあり、或は枚數には増減あつたにも拘らず、物價關係によつて交換高に別段の變化ない場合もあるからである。即ち物價と交換高との關係を論ずるに當つては、枚數も亦重要な關係を有する事を忘れてはならぬ。次に近年に於ける政府支出の増加は顯著な事實である。政府の支拂は日銀小切手によつて行はれ、其の一部は小切手の儘受取人の取引銀行に預入せられる。其の結果として手形交換高を増加せしめる事更めて言ふまでもない。

次に手形交換高は一般景氣には無關係に、季節的に増減する事がある。例へば或る商品の取引が季節的に増加する時は、手形交換高も亦従つて増加する。又手形交換高は月末季末等の翌日には一時的に驚く可き増加を示す。蓋し商取引には月末及び季末決済のものが多く、而して月末及び季末に振出された小切手が、現實に交換に廻付されるのは、通常振出日の翌日となるからである。従つて舊正、舊盆或は月の十日、二十日と言ふが如き日に決済する事を慣例とする地方に在

つては、斯かる決済日の翌日に手形交換高の増加する事之亦言ふを俟たぬ所である。

(ロ) 交換高と交換尻との比率 交換尻とは、更めて斷るまでもなく、受取勘定(持出手形)と支拂勘定(受入手形)との差額であつて、預金の付替によつて決済せらるゝものである。

倍て交換高に對する交換尻の比率(註)の小なる事はそれだけ預金通貨に對する支拂準備が少額にて足る事を示すものである。又交換尻の變動が少ない事も同様の効果を齎らす。何となれば、實際問題として假令交換高に對する交換尻の比率の平均が小であつても、交換尻其の物が常に大幅に變動する時は、結局多額なる場合の交換尻を標準として預け金を保有せざるを得ないからである。尙交換尻は、預金通貨中日々組合銀行間に現實に移動する金額を表はすものであり、而して當座小切手同一銀行内の付替によつて決済さるゝものは、支拂準備を必要としない關係上、交換尻及び名宛銀行から直接取立てられるものゝ合計が、全當座預金に對する支拂準備の最小限を示すものである。次に銀行の合同も預金通貨に對する支拂準備率を小ならしむる効果を有する。蓋し銀行の合同により、多數の支店を有する少數の大銀行のみが残存する事となれば、預金通貨中交換所經由決済分に對する同一銀行内振替決済分の比率が増大し、而して同一銀行内振替決済分に對しては支拂準備の必要がないからである。

(註) 此の比率は交換所により年により勿論一樣ではないが、東京交換所は近年は一五乃至二〇%が多い様である。

(ハ) 不渡手形 不渡手形の増減も景氣變動の指標たる價値を有する。不渡手形發生の原因は、(1)手形上の瑕疵、(2)預金不足、(3)取引無之等であるが、景氣變動上の指標として注意すべきは(2)及び(3)である。即ち商人が支拂資金に窮するや、翌日の交換時間までには資金を調達し得るだらうとの豫想の下に、現實には必要額の預金残高なきに拘らず小切手を振出すが如き、或は當座契約解約の際回収洩れとなつた小切手帖を悪用するが如き、更に又所謂融通手形を濫發するが如き等の事より、延いては不渡事故を惹起する事が屢々あるのである。而して之等の事は銀行信用の膨脹收縮、商人及び事業家の金繰り等とも密接なる關係を有する。特に恐慌期に不渡手形の増加す可きは疑ひなき所である。従つて不渡手形に關する統計的調査も忽諸に附するを得ざるものであるが、遺憾ながら我國に於ては不渡手形に就ての充分なる資料がない。蓋し我國交換所に於て發表さるゝ不渡手形統計は、取引停止處分を受けたものゝみであつて、之は支拂を拒絶されたものゝ一部分に過ぎないからである。

(ニ) 當座預金と手形交換高との比率 本比率は預金通貨の流通速度を算定する爲めに用

ひられる。更めて説くまでもなく大勢的には當座預金、手形交換高共に増加する。乍併其の増加の割合は兩者必ずしも同様ではない。又一時的には金融政策其の他によつて兩者は夫れ々々別箇の動きを示す事が多い。従つて預金通貨の流通速度も増減あるを免れぬ。尙流通速度算定上注意す可き點が二三ある。即ち第一は、手形交換に付せらるゝものは當座小切手には限らぬ事である。従つて送金小切手、預金手形、コール手形等の如きは手形交換高より控除しなければならぬ。尤も金額に於ては當座小切手が最大を占め、通例全交換高の過半を占める。第二は、當座小切手中同一銀行内の帳簿上の振替によつて決済されるものを手形交換高に加算す可き事である。第三は、當座小切手中當座貸越契約に基いて振出されるものもあり、従つて當座貸越を當座預金に加算す可き事である。故に預金通貨の流通速度の算定を正確ならしむる爲めには、是正す可き點が相當多い事を注意しなければならぬ。

第四章 支拂準備金

八四

銀行は一方に於て預金を受入れ、同時に他方に於て之を拂戻す。大勢的には拂戻額よりも受入額が幾分多いのであるが、短期間に限つて見るならば、兩者は大體に於て均衡を保つと見て可い。乍併極く一時的には、拂戻額が受入額を凌駕する場合もあり、又或る銀行に對する信用動搖の結果、該銀行に對して預金取付が行はれ、或は金融恐慌又は一般財界の變動等の爲め、銀行界全般に對して預金取付が行はれる事も絶無ではない。是に於て銀行は資金の凡てを運用する事なく、其の一部を常に手許に保留し、以て預金の拂戻に備へねばならぬ。之を支拂準備金（又は預金支拂準備金）(Cash Reserves, Deposit Reserve) とし、一部學者は、此の支拂準備金と日常の出納資金 (Till Money) とを區別して論ずるも、此の兩者は實質上區別し難い。

抑々銀行は一方に於て預金を受入れ、他方に於ては之を運用し、以て其の利鞘を稼ぐを主たる業務とする。然るに支拂準備金は何等直接の収益を齎らすものではない。従つて支拂準備金の率を幾許程度とするかは、銀行經營上重大問題と言はねばならぬ。蓋し準備金多きに過ぎる時は、預金拂戻の安全性は確保せらるゝも銀行營業の収益性が犠牲とせられ、之に反して準備金少なき

に過ぎる時は、収益性は確保せらるゝも安全性が脅かさるゝ事となるからである。故に支拂準備率は、預金支拂の完全性と銀行營業の収益性とを斟酌して決定せらる可きものなる事言ふを俟たないが、事實問題として之に劃一的基準を與へる事は不可能に近い。唯々當事者の知識と多年の經驗とによつて臨機應變的に決する他はないのである。乍併基準決定に當り、一般に参考とせられる點も亦尠なしとしない。主なるもの次の如し。

(一) 預金の種類 要求拂預金に對しては相當多額の準備金を必要とする。之に反して定期預金は、其の期間中は準備金を必要としない。尤も定期預金と雖も之を全體として觀察する時は、其の若干は常に順次期日が到來する。従つて全體としては低率ながら或る割合の準備金を必要とする。又出納預金は日常の出入が頻繁なる爲め、比較的多額の準備金を必要とするが、利殖預金は日常の出入が比較的頻繁でない丈けに、準備金も比較的輕少で足る。

(二) 季節 一般取引の決済期、納税期、重要商品の購入及び移動期等には多額の資金需要があり、従つて準備金も多額を要する。之に反して右以外の季節に於ては、通例準備金の多きを要しない。

(三) 場所 都會の如き商工業の盛んなる土地に在つては、預金の出入頻繁なる爲め比較的多

額の準備金を要する。之に反して地方に在つては、特殊の時期以外は多額の準備金を要しない。

(四) 財界の情勢 一般財界の情勢如何によつて準備率を異にする。即ち變動期に在つては多額の準備金を必要とするが、平常時に在つては比較的輕少で足る。

(五) 貸出期間の長短 貸出金の期間長い時は、資金の必要生ずるも容易に回収し得ざる爲め多額の準備金を要する。之に反して貸出金の期間短い時は、容易に回収し得る爲め準備金は少額にて足る。

(六) 中央銀行又は親銀行との聯絡の程度

(七) 手形交換所制度の普及發達の程度

(八) 其他作物の豊凶、外國爲替相場の變動、事變、國際情勢、交通機關發達の程度、銀行信用の厚薄等

以上によつても知らるゝ如く、準備率は一定不變のものではない。銀行により、時期により、又場所により、夫れ々々率を適當に變更しなければならぬ事が看取される。即ち前に劃一的基準を與へる事は不可能に近いと述べた所以である。

我國銀行は銀行法第十條により、營業年度毎に業務報告書を作成して、之を主務大臣に提出し

なければならぬ。此の業務報告書は、銀行法施行細則第八條によれば、營業報告書、貸借對照表、損益計算書、準備金及び利益の配當に關する書面、支拂準備に關する明細書の五つを含み、夫れ夫れ附屬雜形によつて作成す可きものとされてゐる。而して支拂準備の内譯は、

- (一) 現金、地金銀、外國通貨、日本銀行への預ケ金及び郵便振替貯金
- (二) 日本銀行以外の銀行への預ケ金、コールローン及び銀行引受手形
- (三) 手許所有國債

となつてゐる。現金は通例銀行券、紙幣、鑄貨等を指す。地金銀及び外國通貨は、外國爲替業務に關聯して保有される事が多い。日銀預ケ金は交換尻決済資金たる事を主たる目的とする。郵便振替貯金は確實なるものではあるが、金額僅少にして問題とするに足りない。よつて(一)に屬するもの、中重要なるは、現金及び日銀預ケ金である。之等は純然たる支拂準備金の性質を有し、日常直接の収益を齎らさない。以上を第一種の準備金とする。日本銀行以外の銀行への預ケ金は、所謂同業者間の當座預金、通知預金等を指す。コールローンは金融業者間の確實なる短期資金である。銀行引受手形は信用確實なるを以て、何時にても市場に賣出し又は日本銀行に再割を求めらる事が出来る。而して之等は平素相當の収益を齎らすと同時に、資金を必要とする時は直ちに回

收又は再割に付し得る便宜を有する。之等を第二種の準備金とする。國債は最も確實なる有價證券たるのみならず、萬一の際には何時にても日本銀行に之を抵當とする貸付又は之を保證とする手形割引を請求する事が出来る。或は又國債を擔保として市場にコールを求めざる事も可能である。之を第三種の準備金とする。

尙日本銀行以外の銀行への預け金及びコールローンの回収、又は銀行引受手形の市場に於ける再割及び國債を擔保とするコールマネーの吸収は、單に一銀行の立場より見る時は準備金充實の目的を達成し得るも、銀行界全般より見る時は其の關係は相互的なる爲め、各銀行の準備金増加の目的は達成されない。

屢述の如く貸出は短期確實を旨としなければならぬ。然る時は、資金の必要を生じた際、徐々に之を回収する事も強ち不可能ではない。乍併萬一金融恐慌或は財界の變動等の爲め預金の取付に遭遇したる時は、如何に内容堅實なる銀行と雖も、到底預金拂戻の請求に應じ切れるものではない。又貸出が如何に短期確實なりとするも、期限未到のものは如何ともし難いのである。斯くの如き場合に於ては、結局各銀行は、其の有する確實なる有價證券或は優良なる割引手形を中央銀行に提供し、以て一時的に資金の融通を受ける外はない。乍併如何に中央銀行より援助を受ける

とも、結局切抜け得ざる場合もあり、又中央銀行としても全銀行の要求を無制限に充たす事不可能にして、遂にはモラトリアム(Moratorium)を施行せざるを得ない場合もある。故に各銀行は、平素より堅實なる經營によつて内容の充實を圖り、以て信用保持に努め、取付の如きは始めより之を未然に防止する事を最も賢明とする。乍併財界不況等の爲め萬一取付開始された時は迅速に手當てを爲し、以て其の初期に於て鎮靜せしめる事を心掛けねばならぬ。斯くの如き場合各銀行は、中央銀行の援助の下に協同的態度をとる事が絶對的に必要である。然るに斯かる際、銀行中動もすれば自己の救済にのみ營々として、銀行界全般の立場を顧慮せざるが如き態度を取る者あるは遺憾である。

次に右に關聯して準備金を各銀行をして個別的に保有せしむ可きであるか、或は中央銀行に集中せしむ可きであるかの問題がある。通例前者を分散準備制度(Decentralised Reserve System)、後者を集中準備制度(Centralised Reserve System)又は單一準備制度(One Reserve System)と言ふ。兩者には次の如き利害得失がある。

(一) 準備金を中央銀行に集中する時は、中央銀行は金融界に對して、より大なる統制力を有する。蓋し資金は之を分散せしめるよりも之を集中せしめる場合に、一層大なる力を發揮するか

らである。従つて中央銀行が金融界全般に對して金利の指導、資金の統制等を行ふに當つて、集中準備制度を便利とする事多言を要しないであらう。

(二) 集中準備制度は資金を節約する。即ち各銀行が夫れ々々準備金を保有するよりも、中央銀行に於て各銀行の爲めに共同の準備金を保有する時は、其の額は各銀行が夫れ々々別箇に保有する場合の準備金の合計額よりも、多くの場合に於て少額にて足る。例へば預金の引出が局地的なる時は、中央銀行は單に必要な地方に對してのみ準備金を送付すれば足り、資金を必要とせざる地方に對しては準備金送付の必要なく、従つて夫れ丈け資金の節約となる。惟ふに支拂準備金多きに過ぎる時は、一銀行の立場より見るも、將た又一國の立場より見るも、一種の資金の死蔵となる。斯かる觀點よりすれば、準備金を中央銀行に集中する事は、資金の効用を發揮する上に於て最も合理的な方法と稱する事が出来る。

(三) 分散準備制度に在つては、支拂準備金は何等直接の利潤を齎らさないが、中央銀行に集中する時は、中央銀行が之を以て公債等に投資する事が出来る。

(四) 集中準備制度は通貨の膨脹を阻止する効果を有する。即ち分散準備制度に在つては、支拂準備金は夫れ丈け現實に兌換券發行高を増加せしめるが、集中準備制度に在つては、現實に兌

換券を發行せしめるものではない。

(五) 乍併右の反面に於て、中央銀行が一地方の要求に基いて準備金を送付する時は、中央銀行に於ける準備金在高が夫れ丈け減少し、此の事が金融逼迫せざる他の地方をも刺戟し、その結果預金引出の傾向を却つて普遍化せしめる惧れなしとしない。

之を要するに、全體的には集中準備制度を以て優れりとする。特に今日の如く中央銀行が強力なる金融統制を行はんとする時代に在つては、集中準備制度の優れる事多言を要しない。

尙此の集中準備制度の夙に發達したるは英國である。英國の地方銀行は慣習上其の準備金の一部を倫敦市中銀行に預託し、倫敦市中銀行は更に其の準備金中の相當部分を英蘭銀行に預入し、英蘭銀行は宛然各銀行支拂準備金の共同保管所たる觀を呈してゐる。此の事は、英國に在つては早くより中央銀行及び小切手制度が發達した事に基因するものである。北米合衆國は以前は分散準備制度の代表的なるものとせられたが、千九百十三年聯邦準備制度創設されてより、株主銀行(加盟銀行)は法定の現金準備率を、所屬聯邦準備銀行に預入しなければならぬ事になつたので、現在は集中準備制度である。

我國では、各銀行が支拂準備金の大部分を各自の手許に保留する爲め、通例分散準備制度なり

と言はれる。乍併各銀行は、一面に於て日銀に相當多額の預ケ金を保有するを以て、我國制度を純粹なる分散準備制度と稱する事には賛成し難い。なる程預ケ金は、各銀行が其の交換尻を決済する爲めに、各自の裁量により、必要量丈け個別的に預託するものであつて、全銀行の共同準備金たるものではなく、又法律によつて強制されるものでもない。乍併日銀に於ける民間銀行の預ケ金(所謂民間預金)は金額も相當多く、此の事は日銀の金融統制力を著しく増大せしめるものであり、又萬一の場合多分に日銀の援助を仰ぎ得る素地を構成するものである。従つて之等の諸點を考慮する時は、分散準備制度に更に一種の集中準備制度を加味したものと見る可きであらう。

次に此の準備金に就て、之を法定す可しとする論者と、各銀行の裁量に一任す可しとする論者とがある。準備金を法定する時は、一面銀行の安全性が確保せられる如くではあるが、同時に他の半面に於て各銀行、各地方、各季節に夫れ々々適切妥當なる基準を設定する事は實際問題として困難なる爲め、自然各銀行、各地方、各季節を通じて比較的無難なる基準設定に傾き易く、此の事は多分に資金の死蔵を伴ふ事となる。又準備金を各銀行の裁量に一任する時は、各銀行、各地方、各季節の特殊事情を斟酌し、緩急宜しきを得る長所はあるが、同時に兎角安全性を輕視して營利性に引摺られ易い缺點がある。是に於て我國では兩者を折衷したる主義を採用し、支拂準備金の率

を法定もせず同時に放任もしない。即ち前にも述べた如く、營業年度毎に支拂準備に關する明細書を提出せしめ、以て一面に於ては銀行監督の資料たらしめ、同時に他の半面に於ては、各銀行をして自發的に内容を充實改善せしめる如き氣風の馴致に努めてゐる。

歐羅巴諸國に在つては準備率を法定せず、銀行の選擇に一任してゐる。英蘭銀行は今迄に於て最低一四%、最高五七%の準備率を有した。之に反してアメリカ合衆國に在つては準備率は法定せられ、此の事が歐羅巴諸國の銀行業務と、アメリカ合衆國の銀行業務とを區別する特徴の一を爲してゐる (Kniffin, The Practical Work of a Bank, p. 136)。アメリカ合衆國に於ては、一九三六年八月從來の準備率を夫れ々々五割宛増加して次の如く改定した。要求拂預金 (demand deposit) に就ては、中央準備市(紐育、市俄古)所在銀行一九・五%、準備市所在銀行一五%、其の他の都市所在銀行一〇・五%。又定期預金 (time deposit) に就ては凡て一様に四・五% (Harr and Harris, Banking Theory and Practice, p. 136)。

第五章 銀行券の發行

第一節 銀行券の性質

更めて説くまでもなく銀行券 (Bank note, Banknote, Billet de banque) の發行は、銀行の三大受信業務の一つである。我國在來の定義によれば、銀行券とは印刷せられた證券にして、表示金額に端數なく、且つ同額面のもの多數存在し、引渡によつて移轉するものを言ふ。銀行券は、銀行が夫れと引換へに預金拂戻を約して預金者に交付したる、一覽拂約束手形より發達したものである。銀行券に對しては、發行銀行に於て、所持人の請求次第何時にても本位貨幣と兌換する義務を負ふ事を常例とし、銀行券表面には、其の事が明瞭に印刷されてゐる。而して銀行券が貨幣の一種としての地歩を占めるまでの過程に於ては、兌換は銀行券の最も重要な要素であつた。乍併實際は銀行券所持人に於て兌換を請求するが如きは、特殊の目的に出づる場合の外殆んどない。又斯くてこそ銀行が銀行券の發行高以下の正貨準備を以て、能く經營を爲し得たのである。此の事は、預金者が銀行に對して何時拂戻を請求するとも、銀行に於て必ず之に應ず可しとの確信をさへ有するならば、決して一時に預金の全額の拂戻を請求するものではなく、従つて銀行に於て

も、全額準備を必要としない事と同一原理に立つ。銀行券所持人に取つて必要な事は、現實に兌換を請求して正貨を手許に保有する事ではなく、請求次第正貨を獲得し得可き確信が裏切られない事に在る。かのニッフィン氏 (W. H. Kniffin, The Practical Work of a Bank, p. 25) が、「實價貨幣 (real money) と貨幣を支拂ふ可き約束 (promise to pay money) との相違は、食事と食券或はトランクとトランク合札との相違と同様である。」と述べてゐる事は、正貨と紙幣との關係を如實に示すものであつて、誠に輕妙なる比喻と言ふ可きである。此の意味に於て、ハル及びハリス氏 (Harr and Harris, Banking Theory and Practice, p. 101) が、「銀行券とは、持參人に對し、要求次第、銀行券の表面に明記された一定の金額を支拂ふ可き無條件の約束である。」と定義してゐる事は、銀行券の性質を表現する上に於て、極めて適切妥當なる言辭と言つて可い。尙ハル及びハリス氏 (Harr and Harris, *ibid.* p. 111—112) は、銀行券と預金とが差異ある事に就て見解を述べてゐる。稍々冗長の嫌あるが、銀行券の性質を解する一助ともなると考へるので、左に大要を紹介する。

- (一) 預金は要求拂又は一定期限後拂であるが、銀行券は常に要求拂である。
- (二) 預金は如何なる金額でも差支ないが、銀行券は一定の額面金額を以て發行される。

(三) 預金の拂戻は通帳によるもの、小切手によるもの、或は領收書の形式によるもの等種々あるが、銀行券は持参人に對し無制限に引換に應ずるを原則とする。但し小切手が轉々流通する場合は幾分銀行券に類似する。

(四) 預金は通例擔保品によつて確保される事がないが、銀行券は法律上の要求に従つて、擔保品によつて確保される。

其他預金には通例利息を附するが、銀行券には利息を附さない事も一相違點と言つて可い。乍併此處に注意す可き一事がある。即ち近年各國の殆んど凡てが兌換を停止したにも拘らず、銀行券の機能には何等の變化を認め得ない事である。否今日の實情は、一般大衆が銀行券を所持する場合、兌換を請求し得るものなる事を知らないので寧ろ普通であり、又假りに之を知るとするも、兌換請求權が銀行券尊重の念の根元なりとは考へられない。兌換の停止は、銀行券に對する國民の觀念に、最早直接的影響はないものゝ様である。従つて銀行券は今日に於ては、最早所謂信用證券たる性質を喪失したものと云つて可い。

蓋し從來は、銀行券所持人に對し、發行銀行に於て何時でも之を本位貨幣と引換へる事を約束したるが故に、發行銀行と銀行券所持人との關係は貸借關係であり、従つて銀行券は信用證券た

る性質を有したのであるが、兌換が停止せられて不換紙幣となつて後は、最早斯かる貸借關係は消滅したものと見る可きだからである。今日銀行券が尊重せらるゝ所以は、背後に正貨準備あるが爲めではなくして、銀行券自體が直接的に流通手段たる職能を有するが爲めである。換言すれば、銀行券が尊重せらるゝのは、正貨を代表するが爲めではなくして、銀行券自體貨幣の職能を具有するが爲めである。勿論斯くなる迄の過程に於ては、夫れ自體價值を有する正貨を兌換の對象とした事、並に多年の慣行等を必要としたであらうが、今日に於ては、兌換自體は最早要素ではない。而して國家が法律によつて銀行券に強制通用力を賦與し、所謂法貨 (Legal tender) たりしめてゐるのは、斯かる經濟上の職能の圓滑なる遂行を期するが爲めに外ならぬ。

次に紙幣とは、紙を以て造られた法貨にして、鑄造貨幣に代用せしむる事を目的とするものであるが、之には二種ある。政府紙幣及び銀行紙幣即ち是である。前者は政府が發行するものであり、後者は銀行が發行するものである。乍併銀行が發行する場合には、銀行紙幣なる語よりも寧ろ銀行券なる語を多く使用する。而して政府紙幣に在つては不換紙幣たる事多きに反し、銀行券に在つては兌換紙幣たる事を原則とし、唯々異常なる時に於てのみ兌換を停止してゐるに過ぎない。乍併近年の如く各國が兌換を停止し且つ夫れが恒常化するに於ては、事實上兌換の廢止と大

差なきに至る事を注意しなければならぬ。

尙政府紙幣と銀行券との優劣は屢々論ぜられる所であるが、後者の優れりと爲すを通説とする。蓋し政府紙幣に在つては、資金需要の緩急に應じて容易に其の流通額を伸縮し得ざるに反し、銀行券に在つては、伸縮が比較的容易だからである。即ち政府紙幣は、政府が諸種の財政上の支拂に充當する爲め發行し、而して之が還流せらるゝ場合も亦財政上の理由に基くものであるが、財政上の收支は、金融界並に一般財界の通貨の需要供給と、必ずしも適合するものではない。之に反して銀行券は、通例割引又は貸付を爲すに當つて發行せられる爲め、割引又は貸付の期限到來と同時に自然に還流する性質を有し、且つ割引政策或は公開市場政策によつて之を調整する事も可能であり、従つて中央銀行の政策宜しきを得るに於ては、銀行券の流通高をして金融界及び一般財界の需要供給に適合せしめる事も不可能ではない。加之、政府紙幣は兎角増發され易いが、銀行券に在つては種々の規定に制せらるゝ爲め、銀行券増發の弊害は政府紙幣ほど顯著ではない。尤も銀行券は夫れ自體素材價値を有しない紙を材料とする爲め、夫れ自體素材價値を有する鑄造貨幣に比ぶれば、尙増發の弊に陥り易きは否み難い。尙又銀行券は對外價値を安定せしめ得ない一大缺點を有する。乍併此の事は紙幣共通の現象であつて、銀行券に特有の事ではない。唯々近

來は、銀行券の流通額は其の自動性を漸次喪失して、政府の財政々策、金融政策によつて一方的に決定せらるゝ傾向に在り、實質上政府紙幣に接近しつゝあるものゝやうである。

第二節 銀行券發行の集中的傾向

銀行券發行權を一銀行に賦與す可きか、或は多數の銀行に賦與す可きかは、一國經濟上重要な問題である。銀行券の發行を沿革的に見るならば、初期に在つては、銀行券發行權は多數の小銀行に賦與せられた事を知るであらう。我國に於ては、明治初年創設された百五十三の国立銀行は凡て銀行券發行權を有したのであるが、發行高著増した結果銀紙の開き大となつて物價の騰貴を招來し、其の弊害が憂へらるゝに至つた。是に於て政府は之が救済の爲め、明治十五年六月、日本銀行條例を公布して日本銀行を設立し、越えて十六年五月国立銀行條例を改正して国立銀行の紙幣發行權を營業年限たる二十箇年を限度として褫奪し、翌十七年五月には兌換銀行券條例を公布して銀行券を統一し、日本銀行に對してのみ銀行券發行權を賦與し、国立銀行紙幣を漸次銷却するに至つた事は、本論第一章に於て述べた通りである。唯々臺灣及び朝鮮は内地と經濟發達の程度を異にし、且つ特殊の事情もあつた爲め、臺灣に在つては臺灣銀行、朝鮮に在つては朝鮮

銀行が夫れ々々發行權を有してゐる。

100

英國に於ては、一八四四年所謂ピール條例によつて、銀行券發行權を英蘭銀行に統一する方針が確立せられたのであるが、此の事は銀行券發行權集中化を立法化した最初の事例として注目を要する。米國に於ても近年までは、發行權は多數の國法銀行に賦與せられてゐたが、一九一四年聯邦準備制度の施行によつて、十二の聯邦準備銀行に集中さるゝ事となつた。獨逸に在つては一九二四年ライヒスバンクに、伊太利に在つては一九二六年伊太利銀行に夫れ々々統一せられた。斯くの如く銀行券發行權を有力なる一中央銀行に集中する事は、近年に於ける世界的傾向と言つて可い。キツシユ及びエルキン氏 (Kisch and Elkin; Central Banks, p. 74) 曰く、「中央銀行の本質的機能は、貨幣本位の安定の維持である。此の事は貨幣流通の管理を意味し、それ故に中央銀行は銀行券發行權を與へられねばならぬ。否寧ろ其の獨占權が與へられねばならぬ。」と。

偕て銀行券の發行に就ては、發行權を多數の銀行に分散せしめる所謂分散主義と、單一の有力なる中央銀行に獨占せしめる所謂集中主義とがある事周知の如くであるが、經濟組織の發展が高度の段階に達した今日に於ては、後者の優れる事明瞭である。之が理由を具體的に述べれば次の如くである。

- (一) 抑々銀行券は通貨中の主なるものにして、其の様式の一様なるを便とする事言ふを俟たぬ。然るに數多の銀行が夫れ々々銀行券を發行するならば、其の様式多種多様となり、且つ各銀行券に對する社會の評價が異なる爲め、流通上非常なる障害を來たす。
- (二) 金融事情或は社會情勢の變化等に應じて、發行高の伸縮、或は割引歩合の變更等を行はんとするに當り、發行權が多數の銀行に分散するに於ては一致の步調をとり難い。
- (三) 集中主義なる時は責任の所在自ら明かにして、發行者に於ても勢ひ慎重なる態度を執る可きも、分散主義に在つては責任の歸趨兎角不明なる爲め、發行者に於ても動もすれば粗雑に流れる懼れがある。
- (四) 發行權が多數の銀行に賦與される時は、中には信用薄弱なるものを生ず可く、然る時は該銀行に對して兌換の請求或は預金の取付を惹起する事あり、延いては全ての銀行券に對する不信を招來する危険がある。
- (五) 分散主義では恐慌、事變、戰爭等の場合に、適切有効なる有機的對策を迅速に實行する上に於て不便を感ずる。蓋し斯かる際には、發行銀行自體が紛亂の渦中に捲込まれて、其の機能を充分に發揮する事不可能だからである。之に反して有力なる中央銀行が存在する時は、斯かる

憂はない。

(六) 正貨準備保持上並に爲替管理上集中主義を便とする。

惟ふに經濟の發達未だ幼稚にして、同一國內に於ても各地方によつて經濟事情を著しく異にするか、或は中央の勢力が僻遠の地にまで及び難い時代に在つては、寧ろ分散主義の優れるを見るのであるが、一國經濟が長足の進歩を遂げ、社會情勢が複雑となり、國家が金融及び財政上強力なる統制を実施せんとする時代に在つては、集中主義の優れる事叻々を要しない。是れ各國共に其の初期に於ては分散制度を採用し、經濟の進展と共に漸次集中主義を採るに至つた所以である。尙米國は一見分散主義の域を脱せざるものゝ如き感を與へるが、其の實質は集中主義である。蓋し同國は一時發券銀行數八千餘行に達し、此の事が一九〇七年の恐慌をして一層苛烈なものたらしめたのであるが、此の多數の發券銀行を現在の十二の聯邦準備銀行に統一した事は、明かに集中主義の顯現と言ふ可く、且つ此の十二の聯邦準備銀行が、更に紐育及び市俄古に於ける二個の中央準備銀行に隸屬する事となつてゐるからである。

尙斯かる集中的傾向を顯著ならしめた其の裏面には、一般商工業の發達と共に、發券銀行が容易に預金銀行に轉換し得た事實を看過してはならぬ。即ち商工業の發達は富の増進を齎らし、富の

増進は預金の増加となり、預金の増加は銀行をして預金銀行或は商業銀行としての發達を可能ならしめたのである。此の事は日英の預金銀行或は商業銀行發達の跡を尋ねれば、容易に首肯し得る所である。而して預金銀行の發達は、又一面に於て、萬一の場合に於ける救済者としての有力なる中央發券銀行の存在を要求する事となつた。斯くて銀行發券の獨占的傾向は、益々拍車をかけられる事となつたのである。

次に銀行券の發行に關して、久しく學者間に論議された問題に、所謂銀行主義 (Banking Principle) 並に所謂通貨主義 (Currency Principle) の主張がある。前説によれば、銀行券は經濟社會の需要の程度に應じて唯々受動的に發行すれば足り、能動的に、自發的に増減してはならない。若し社會の需要以上に銀行券を發行する時は、國民の手許に死藏せられるか、或は發行銀行に復歸して預金とせられるであらう。是に於て物價は、通貨の流通量によつて決定されるものではなくして、物價騰貴の結果通貨が増發されるものである。即ち物價の騰貴が原因にして、銀行券の増發は其の結果であると主張する。之に對して通貨主義によれば、一國通貨は全額の兌換準備を爲す事が最も理想的の制度である。若し正貨を以て準備と爲すならば、通貨が増加すれば物價が騰貴し、輸出が減少して輸入が増加する。其の結果爲替相場は逆調を呈して正貨が海外に流出し、從

つて通貨は收縮する。之とは反對に通貨が收縮すれば、右とは反對の過程を経て正貨は流入するに至る。斯くして正貨は自然に調節されると説く。又物價と通貨との關係に就ては、所謂貨幣數量説(Quantity theory of money)を遵奉して、前説とは反對の立場に立つ。即ち物價は流通貨幣の數量によつて決定せられ、従つて流通貨幣の數量が原因にして、物價は其の結果なりとする。

右は兩説の主張の全部を盡したものであるが、従つて輕々に論斷し得ないのであるが、大體に於て兩説共に一面の眞理を含むと雖も、又其の半面に於て聊か極端に走るの嫌なしとしない。特に銀行主義者の主張に従つて、銀行券の發行高を全然銀行當局者の自由裁量に一任するならば、例へば好況時に際しては、社會の需要に委せて通貨の増發となり、遂には恐慌勃發の因を爲す可く、其の危険なるは今日異論のない所と言つて可い。よつて今日各國共、之に對しては相當の制限を加へてゐる。又同時に通貨主義者の唱ふる如く、兌換の全額準備、而かも金を以て爲さんとするが如きは、今日の經濟情勢に於ては、到底期待し得ざる事是れ亦明瞭である。

第三節 銀行券發行の方法

銀行券發行に對する制限の中、發券銀行數に對する制限は前述の如くであるが、各國共更に銀

行券發行の方法に就ても亦種々の制限干渉を加へてゐる。其の然る所以は、兌換の確實、通貨價値の維持安定及び流通の圓滑等を期するに在る事實言を要しない。左に主なる發行方法に就て順次説明する。

(一) 全額準備制度 (Total reserve system)

銀行券發行總額に就て全額の正貨準備を爲すものである。發行方法としては最も原始的なものである。前述の如く銀行券は、預金即ち正貨の預り證より發達したもので、初期時代に在つては、銀行券發行高に對し常に全額の正貨準備を保有した。尤も斯かる状態が永きに亘つて繼續した譯ではない。何となれば、預金者が一時に兌換を請求するが如きは、通常の經濟情勢に在つては有り得ない事であり、従つて銀行當事者に於ても、久しからずして、全額の兌換準備を爲す事の無益なるを知つたからである。斯くして次に述べる一部準備法が案出さるゝに至つたものと想像される。

此の制度は全額の正貨準備を爲すものなるを以て、兌換の安全を期する上に於ては最も確實であるが、同時に正貨は其の性質上急激に之を増減する事不可能なる爲め、銀行券の發行高も亦大體固定し、従つて經濟情勢の如何によつて、發行高を速かに伸縮せんとしても其の餘地乏しき事

を缺點とする。即ち本制度は單に正貨の磨滅、紛失等に因る損失を防止し、運搬携帶上の便宜を與へるに過ぎない。

(二) 一部準備制度 (Partial reserve system)

此の制度は、發行高の中一部分を限り正貨準備を必要とせず即ち保證準備によつて行ふ事が出来るが、他の部分に就ては凡て同額の正貨準備を必要とするものである。よつて之を定額以上全額準備制度とも言ふ。前述の英國のピール條例は此の制度を採用した。乍併本制度も亦全額準備制度と殆んど同様の長所と短所とを有する。蓋し兌換準備の確實を期する上に於ては、全額準備制度と大差なき長所を有すると同時に、金融市場の情勢の如何によつては、一時的に多額の銀行券發行を必要とする事があつても、正貨準備を急激に増加せしむる事不可能なるを以て、容易に之を爲し得ない短所をも併せ有するからである。そこで英國に於ても、一九二八年紙幣及銀行券法 (Currency and Bank Note Act) によつて、本制度を改めて屈伸制限制度を採るに至つた。

(三) 比例準備制度 (Proportional reserve system)

銀行券發行總額に對し、一定の比率を以て正貨準備を爲さしめ、以て保證準備發行額を間接的に制限せんとするものである。本制度を(一)及び(二)に比べれば、銀行券の發行高を比較的容易に伸

縮し得ると共に、一面如何に銀行券發行高が増加しても、常に一定割合の正貨準備を保持せしめる事によつて、兌換の確實を期する點に其の長所がある。従つて近年は此の制度が世界の流行となり、獨逸、伊太利、佛蘭西其の他の歐羅巴大陸諸國、アメリカ合衆國等は此の制度を採用した。而して準備率を四割前後に定めるものが、最も多數を占めてゐる。

乍併本制度も亦一面短所あるを免れぬ。即ち何等かの事由によつて正貨準備が急減した時は、忽ちそれに比例して銀行券を收縮しなければならぬ事となり、此の事は金融市場を壓迫するに至るからである。是に於て本制度に於ても、如何なる場合にも正貨準備率を嚴守せしめるものと、アメリカ合衆國に於けるが如く、金融情勢の如何によつては、一時的に正貨準備率の低下を認めるものとの、二種類を生ずるに至つた。現在比例準備制度によつてゐる國の大部分が、伸縮比例準備制度とも言ふ可き後者の方法を採用してゐる事は、蓋し當然の歸結である。

(四) 屈伸制限制度 (Elastic limit system)

一部を正貨準備によつて發行する外、一定限度内に於て保證準備發行を認め、更に必要なる時は其の限度を超えて所謂制限外發行を認め、制限外發行に對しては一定の發行税を納めしめるものである。又保證準備發行及び制限外發行に對して、一定範圍内の有價證券を以て保證とす可き

は、他の制度に於ける保證準備の場合と同様である。本制度を採用する代表的のものは、日本銀行及び英蘭銀行である。本制度の長所は、金融市場の情勢に應じて容易に發行高を伸縮し得る點に在る。

乍併此處に注意す可きは、異例的に銀行券の増發を必要とする場合を對象として定められた限外發行が、兎角恒常化せんとする傾向ある事である。斯くては實質上保證準備發行限度の擴張と大差なきに至る。我國が殆んど常態化した制限外發行に追隨して、近年幾度か保證準備發行限度を擴張した事は、這般の消息を物語るものと言つて可い。

(五) 最高發行額限制制度 (Maximum limit system)

此の制度は銀行券發行の最高限度を定めるものである。一八〇〇年一月佛蘭西銀行が創設されて以來採用せられ、一九二八年六月の新貨幣法 (Loi Monétaire du 25 Juin 1928) によつて比例準備制度に變更されるまで繼續したもので、他國に其の類を見ない制度である。

本制度に於ては、最高限度を超過しない限りは、正貨準備額及び保證準備の内容等を銀行の裁量に委ねて極めて自由なるものである。本制度は最高限度を定めるものなるを以て、銀行券の濫發特に不換紙幣の濫發を防止する効果はあるが、其の半面に於て金融情勢の如何によつて銀行券増發

の必要ある場合に於ても、之に應じ得ない缺點がある。佛蘭西銀行が頻繁に發行限度を引上げた事は斯かる關係に基く。乍併本制度を他の制度と併用するか或は若干の補整を加へるならば、寧ろ適當なる制度と言ふ可きである。尙久しく屈伸限制制度を採用してゐた日本銀行は、新らしい經濟情勢に應じて昭和十六年四月より本制度を採用するに至つたのであるが、其の詳細は次節に譲る。

(六) 證券預託制度 (Bond deposit system)

特定の證券通例國債を以て發行準備とするものである。アメリカ合衆國の國法銀行及び夫れを模倣した我國明治初年の國立銀行は、本制度を採用した。米國に在つては、南北戰爭の爲め多額の國債を發行したる所價格下落したるを以て、國債を準備として銀行券を發行する事によつて國債の價格下落を阻止せんとした事が、本制度採用の一因を爲したと言はれる。我國に於ても公債を發行準備となした理由は、政府紙幣の整理と公債の價格維持とに在つたのであるが、其の詳細は本論第一章第三節を參照せられ度い。

尙此處で注意す可きは、發行準備の基礎を國債に置く爲めに、國債の市價高き時は、銀行券を回収して國債を賣却するを有利とし、之とは反對に市價低き時は、國債を買入れて銀行券を増發するを有利とする關係上、發行方針が國債市價の變動によつて、影響を蒙る危険ある事である。

従つて本制度は、當を得たる發行方法とは稱し難い。

以上各種の發行方法中優秀なるは、比例準備制度及び屈伸制限制度であるとする論者が多い。事實最近までの經濟情勢に於ては、此の兩制度は捨て難い長所を有してゐた。乍併經濟情勢の現段階に於ても果して然るや否やは疑問としなければならぬ。唯々注意す可きは、近年は金の束縛を脱して、自由裁量の餘地を多からしめんとする傾向に在る事である。此の事は、大勢が實質上通貨主義より銀行主義へと、漸次移行しつゝある事を示すものと見る事が出来る。

第四節 日本銀行の發行制度

日本銀行の發行方法

日本銀行は明治十五年六月二十七日公布された日本銀行條例によつて創設された。其の目的は當時濫發された政府紙幣及び國立銀行紙幣を整理し、銀行券を統一して強力なる中央銀行となし、以て一國金融の中樞機關たらしめんとするに在つた。資本金は創立當初一千萬圓であつたが、其の後數回増資されて六千萬圓となつた。銀行券發行の特權は、同條例第十四條「日本銀行ハ兌換銀行券ヲ發行スルノ權ヲ有ス但此銀行券ヲ發行セシムル時ハ別段ノ規則ヲ制定シ更ニ頒布スルモ

ノトス」との規定に法的根據を有する。別段の規則たる兌換銀行券條例は、明治十七年五月二十六日公布せられ、其の第一條は「兌換銀行券ハ日本銀行條例第十四條ニ據リ同銀行ニ於テ發行シ銀貨ヲ以テ兌換スルモノトス」と規定し、同第二條は「日本銀行ハ兌換銀行券發行高ニ對シ相當ノ銀貨ヲ置キ其引換準備ニ充ツヘシ」と規定した。以上が日本銀行創設當時の銀行券發行に關する規定の全部であるが、見らるゝ如く極めて簡單なものである。即ち單に兌換準備として銀貨を相當額用意す可き旨を述べてゐるに過ぎない。條例の規定が斯くの如く簡略であつた事は、當時當局に於ても、兌換券の流通高及び準備率等に就ては、何分創業の際でもあり、確たる見透しを立て難い事情に在つた爲めと解される。然るに其の後銀紙の開きも消滅し、兌換銀行券の流通情況も至極良好であつた爲め、明治二十一年年七月には兌換銀行券條例中一部改正せられ、日本銀行は兌換銀行券發行高に對し同額の金銀貨及び地金銀を置いて引換準備となし、更に此の外に七千萬圓を限り、政府發行の公債證書、大藏省證券其の他確實なる證券又は商業手形を保證として兌換銀行券を發行する事が出来る、但し七千萬圓の中二千七百萬圓は明治二十一年一月一日以降に係る國立銀行紙幣の消却高を限度として漸次發行する、更に又市場の景況により流通貨幣の増加を必要と認める時は大藏大臣の許可の下に政府發行公債證書、大藏省證券其の他確實なる證券若

くは商業手形を保證として兌換銀行券を發行する事が出来る、此の場合は其の發行額に對し一箇年百分の五を下らない割合を以て發行税を納付す可き事が規定された。即ち是に於て始めて我國發行制度が明確なる型態をとり、所謂届伸制限制度が採用されたのである。

其の後保證發行限度は屢々擴張せられ、明治二十三年五月八千五百萬圓に、同三十二年三月一億二千萬圓に、昭和七年六月十億圓に、同十三年四月十七億圓に、同十四年四月二十二億圓に夫れ々々改められた。

最初保證準備發行限度を七千萬圓と定めた事は、當時の大藏大臣松方正義氏が政府に提出した理由書によれば、過去十年間の我國に於ける通貨需要高が一億二千萬圓より降下した事なく、其の約五分の三に當る七千萬圓は必ずや社會の需要する所であり、従つて此の金額丈は、兌換なくして市場に流通せしめる事の出来る金額であると推定した事に基く。明治二十三年及び同三十二年の擴張は、財界が漸次發展した事並に制限外發行が屢々出現した事に即應したものである。

昭和七年六月一億二千萬圓より一舉に十億圓に増額した事には、幾多の理由があつた。即ち我國が昭和五年一月十一日金輸出解禁以來金の海外流出著しく、正貨準備は激減してゐたのがあつたが、昭和六年九月十八日滿洲事變勃發し、引續き同月二十一日英國が再び金本位制を停止した事

等の爲め經濟不安を惹起して益々金の海外流出を促し、其の結果必然的に制限外發行の増加を招來した。又政府に於ても多額の事變公債を消化する爲めには、低金利政策、公開市場政策を採用せざるを得ない立場に在り、且つ一方我國も昭和六年十二月十三日遂に金輸出禁止、金兌換停止を斷行した爲めに、保證準備發行限度を固守す可き理由が稀薄となつた事と相俟つて、遂に日銀保證準備發行限度を一躍十億圓に擴張すると共に、制限外發行税を年三分に引下げるに至つたのである。

昭和十三年四月、限度を十七億圓に擴大した事は、其の前年勃發した支那事變の爲め通貨が益々膨脹した事に對處したものである。而して當局に於ては日清、日露の兩戰役當時の通貨膨脹高並に第一次世界大戰當時の各國通貨膨脹高を調査し、更に支那事變遂行に伴つて撤布さる可き戰費及び還流を豫想せらるゝ資金等に検討を加へた結果、平均發行高に於て大體五億圓見當の増加が豫想せられた爲め、之に二億圓の餘裕を見込んで七億圓を擴張する事に決定したものと云はれる。尙此の限度擴張は從來とは異なり、臨時立法の建前をとつて、其の施行期限を事變終了後一箇年と限定した。従つて擴張に關する法律も「兌換券ノ保證發行限度ノ臨時擴張ニ關スル件」なる名稱が附せられ、兌換銀行券條例第二條第二項に關する特別規定とせられた。此の擴張により正貨

準備八億百萬圓、保證準備十七億圓、合計二十五億百萬圓までは限外發行を行はずして済む事となり、恒常化してゐた限外發行も一先づ消滅した。然る處、昭和十三年七月には、輸出貿易促進の見地より、原料輸入資金に充當する爲め日銀正貨準備中三億圓を割き、之を以て日銀に「外國爲替基金勘定」を設定するに至つた爲め、發行準備は二十二億百萬圓に減少するに至つた。其の結果早くも同年十一月には復々限外發行を餘儀なくせらるゝに至つた。

斯くて事變遂行に伴ひ通貨は膨脹の一路を辿つた爲め、政府は昭和十四年二月第七十四議會に、保證準備發行限度を更に五億圓擴張する事を提案して其の協贊を経、同年四月より實施した。此の結果保證準備發行限度は二十二億圓となつた譯である。因に此の擴張も前同様臨時的のものと爲し、事變終了後一箇年を以て施行を打切る事とせられた。

尙昭和二年の議會に於て制定された兌換券整理法に基き、同年四月(昭和二年三月末現在日銀兌換券發行高は、十三億一千二百萬圓であつた。)より新型兌換券を發行して舊兌換券の回収に努めたのであるが、引換期限の満期たる昭和十四年三月末日現在で、四千四十八萬圓の未回収殘高があり、之と同額が同日附を以て日銀より國庫に納入された結果、夫れ丈け日銀兌換券の縮少を招來する事となつた。因に滅失又は破損した兌換券が相當の額に上る可きは常に一般に考慮せられ

た事で、之を日銀兌換券發行高中に包含さす事は不合理である、と一部では論じられてゐたのであるが、整理は實際上甚だ困難な爲め容易に實現を見なかつた。然る處大震災によつて數千萬圓の兌換券が滅失又は焼失したものと推定された爲め、急速に整理が實現するに至つたのである。

正貨準備及び在外正貨

正貨準備 (Specie reserve) とは、發券銀行が引換準備の爲めに正貨 (Specie) 即ち金銀貨又は地金銀 (Bullion) を保有する事を言ふ。或は又引換準備の爲めに保有された正貨又は地金銀自體を指す。前述の如く、日本銀行創設當時は銀貨を以て兌換を爲した。然る處明治三十年三月二十六日貨幣法を公布して同年十月より實施し、我國幣制が銀本位制より金本位制に改められた。同時に兌換銀行券條例も一部改正せられ、金貨を以て兌換する事となつた。又従つて正貨準備に就ても制限が加へられ、銀貨及び銀地金は、引換準備總額の四分の一を超過するを得ない事となつた。乍併事實は、爾來我國正貨準備は總て金貨及び金地金を以て行はれ、銀貨及び銀地金は正貨準備に充當されて居らぬ。唯々問題は正貨準備額が常に多大の變動あるを免れない許りでなく、寧ろ不足勝ちであつた事である。政府が明治二十九年五月、倫敦に於ける在外正貨の中より五千萬圓を以て日本銀行の正貨準備に繰入れた事は、在外正貨を以て正貨準備に繰入れた最初のもの

であるが、其の目的は正貨準備の不足を補ふに在つた事は更めて説くまでもない所である。在外正貨の正貨準備繰入は、爾來繼續して行はれたが、一部では、兌換準備たる正貨は國內に保有す可しとの反對論もあり、且つは物價を引下げ貿易尻を改善する爲めに、大正十一年八月限り在外正貨の正貨準備繰入を廢止した。尙不足勝ちであつた正貨準備も、第一次世界大戰により國際收支が多額の受取超過となつた爲めに急増し、大正九年末の如きは十二億四千六百萬圓に達したが、其の後貿易の逆調及び大震災の爲め若干減少し、特に昭和五年一月金解禁せらるゝや急激に減少し、就中同六年秋の所謂弗買の爲め一舉に激減して、同年末には遂に四億六千九百萬圓となつた。

在外正貨 (Gold Bullion Abroad) とは、政府又は中央銀行が國際貸借を決議する爲めに、外國に於て所有する資金である。國際貸借を決議するに當り、正貨を現送するよりも在外正貨を充當するならば、現送費丈け節約し得られる事言ふまでもない。従つて外國に於て入手する正貨は、國際貸借決議の爲め其の儘在外正貨として保有する事は、正常時に在つては過度に互らざる限り寧ろ適策と言ふ可きである。

我國が始めて在外正貨を所有したのは、明治二十八年十月倫敦に於て清國より受取つた第一回分償金八百二十萬磅であつて、凡て英蘭銀行へ當座預金とせられた。殘餘の償金も亦受領と共に

在外正貨とせられた。又其の後に倫敦で募集せられた公債及び日露戰爭後募集せられた公債の手取金も、凡て在外正貨とせられた。更に第一次世界大戰勃發の結果在外正貨も亦激増して、大正八年末の如きは十三億四千三百萬圓となつた。乍併在外正貨も正貨準備と同様の動向を取り、戰後の貿易の逆調更に大震災後の莫大なる復興資材の輸入等の爲め漸減するに至つた。

我國在外正貨は特殊の理由によつて一時、伯林、巴里等に保有せられた外は、主として倫敦及び紐育に存置されたが、此の事は、倫敦及び紐育が國際金融の二大中心市場たる事より來たる當然の歸結であつた。

尙注意す可きは、在外正貨は必ずしも正貨たるを要せず、何時にても正貨に換へ得る資金例へば外國中央銀行に於ける預金又は確實なる有價證券でも差支ない事である。又事實在外正貨は預金又は證券たる事が多い。蓋し正貨を保有するならば、何等の利子を生まないのみか保管の爲め却つて多大の費用を要するに反し、預金又は證券を以て保有する時は、相當の利子を生ずるからである。更に一言附加す可きは、在外正貨は爲替銀行が保有する在外爲替資金と異なる事である。兩者は等しく國際貸借決議の爲めに使用せらるゝものではあるが、在外正貨は政府又は中央銀行が保有するものにして公的意義を有するに反し、在外爲替資金は爲替銀行が保有して自己の爲替

操縦に使用すると言ふ私的意義を有するに過ぎないものである。

日本銀行金買入法

政府は銀行券引換準備並に海外支拂に充てる爲め、昭和九年四月七日、日本銀行金買入法及び日本銀行金買入規則を公布して、日本銀行をして内地、臺灣、朝鮮の産金業者より金を買入れしむる事とした。而して買入金は一匁五圓の割を以て正貨準備に繰入れる爲め、買入価格と評價額との差額は、一億圓を限度として政府が日銀に對して無利子の負債を負ふ事とし、借入金證書を交付する、又政府が海外拂に充當する爲め買入金を買入価格を以て日本銀行に於ける國庫金の勘定に移す事を命じた時は、曩に政府の負擔となつた買入価格と評價額との差額は日本銀行より政府に納入する、其の他日本銀行が金の價格騰貴によつて利益を生じた時は同じく政府に納入する事等が規定された。

尙金買入価格は、其の時の對英爲替相場を基準として算定するものであるが、二割の危険率を見込む爲め市價とは常に若干の開きを生じて金の密輸出が行はれ、従つて之が防止の急が叫ばれた事、並に産金奨励の爲めに其の後屢々買入価格を引上げ、現在は一匁十四圓四十三錢七厘五毛となつてゐる。尙第二次歐羅巴戦争及び大東亞戦争勃發の結果、海外拂に金を使用する餘地頗る

局限せられ、又對内的には日本銀行を改革して管理通貨制度を採用し金と離脱するに至つたのであるが、金充實に關する政府の方針には別段の變化なき事が當局によつて聲明された。

保證準備及び制限外發行

正貨準備を超えて銀行券を發行する爲めに行ふ準備を保證準備 (Fiduciary reserve) と言ふ。而して此の準備に基いて銀行券を發行する事を保證發行 (Fiduciary note issue) 又は保證準備發行と言ふ。

前述の如く正貨は急激に増加せしむる事不可能である。各國が種々奨励策を講じて金増産に努むるにも拘らず、各國の正貨保有量が過去久しきに亙つて顯著なる増加を示さない事は、此の事實を立證するものである。然るに社會の需要する通貨量は、經濟の進展と共に増大するのみならず、時の情勢によつて多大の變動あるを免れぬ。是に於て正貨の準備なくして銀行券を發行し、以て經濟社會の擴大する需要に應ずるは勿論、一面伸縮自在なる發行方法によつて常に變動する社會の需給を調整し、以て固定的なる正貨準備の一面の弊を補ふ事が必要となる。保證準備制度は斯くして創設されたものである。

保證準備の内容は國により必ずしも一樣ではないが、通例國債及び商業手形を以てする。國に

よつては社債又は株券を保證準備に充當するものもあるが、寧ろ例外に屬する。日本銀行の保證準備は前にも述べた如く公債證書、大藏省證券其他確實なる證券又は商業手形を以てする。保證準備として公債と商業手形と何れが優るかに就ては、學者間にも議論の存する所であるが、單に理論上より見るならば、後者を以て優れりとする。蓋し商業手形は商取引を代表し、従つて商業手形を保證準備として發行された銀行券は、社會が現實に要求する通貨量に適應するものであり、且つ商業手形の期限は短く、而して其の期日到來と共に券面金額丈の銀行券が自然に還流する性質のものである。之に反して公債に在つては、中央銀行が特に購入又は賣却せざる限り、公債を準備として發行された銀行券が、經濟社會の通貨需要量に適應して自動的に増減する事なき點に缺陷を有する。商業手形を以て保證準備の主たる内容とする國多きは斯かる關係に基づく。乍併我國では優良なる商業手形は少ない。日銀に於ける商業手形割引歩合が公定歩合の基準とせらるゝに拘らず、其の割引高は誠に微々たるものである。従つて商業手形を保證準備に充當する事が理論上優れりとするも、事實問題として殆んど不可能と言ふの外はない。是に於て保證準備の主なる内容を公債に求める事は、事情止むを得ざる所と言はねばならぬ。唯々注意す可きは、公債を以て保證準備とする時は、政府財政の都合によつて容易に銀行券を増發する危険ある事である。

ある。従つて當局者は特に細心の注意を要する。

尙保證準備に在つては、其の内容が公債たる否とを問はず正貨に比して容易に獲得し得る關係上、一般に増發の弊に陥り易い。よつて斯かる弊害を防止する爲め、通例發行高に制限を加へてゐる。例へば一部準備制度、屈伸制限制度の如き即ち夫れである。又比例準備制度も正貨準備の割合を一定する事によつて、間接に保證準備發行を制限するものである。乍併斯かる制限を如何なる場合にも嚴守せしむるに於ては、緊急の場合に善處し得ない憾あるを以て、之に弾力性を持たしめ、以て必要な場合には保證準備發行限度を超えて更に發行する所謂制限外發行(*Excess Issue of Notes*) を許容する事が必要であつて、屈伸制限制度は斯かる趣旨に副ふものである。但し制限外發行は臨時緊急の必要に應ずるものなるを以て、特殊の場合に限らる可きものであり、従つて之を常態とす可からざるは言ふを俟たぬ。是に於て、制限外發行に對しては保證準備發行と同様の準備を爲さしめる丈けではなく、制限外發行を最少限度に抑制するの意味に於て制限外發行税を徴する事は、理論上正當なりとしなければならぬ。而して税率は金利に對照して決定せらる可きものなる事多言を要しない。蓋し制限外發行によつて増發された銀行券も、正貨準備及び保證準備によつて發行された銀行券と同様に、公定歩合に従つて運用せらるゝものであり、從

つて發行稅率が公定歩合に比して低きに過ぎる時は、發券銀行に於ても積極的に制限外發行を抑制するの態度に出ない恐れがあるからである。

最後に一言注意す可きは、近年我國銀行券の發行は、其の中心が正貨準備より保證準備に移行しつつある事である。此の事は正貨準備發行高及び保證準備發行高の總發行高に對する割合を見るならば、自ら明かとなるであらう。殊に最近に至つては正貨準備が輕視せられ、特に金現送と關聯して正貨準備無用論すら一部では唱へらるゝに至つた。支那事變勃發より大東亞戰爭勃發前の數年間は、斯かる傾向が最も顯著であつた。事實正貨準備が其の對内的意義を漸次喪失して、單に對外的價値のみを有するに至らんとする傾向あるは、之を蔽ふ可くもない。日本銀行が在來の發行制度を廢して管理通貨制を採用するに至つた事は、之を立證するものである。

最高發行額限制度の採用

既に述べた如く我國銀行券發行高が滿洲事變特に支那事變勃發以來急激に増加し、巨額の制限外發行が常態化して危險信號たる可き本來の意義を喪失した事は、注目す可き現象と言はねばならぬ。一方に於て正貨準備は、産金獎勵、金買上にも拘らず金現送の爲め何等の増加を示さず、従つて銀行券發行總額に對する正貨準備の比率は、逐年低下の一路を辿つてゐる。斯くては正貨

準備及び保證準備に限外發行を加へて、兌換券發行高に屈伸性を持たしめんとした從來の所謂制限屈伸制度は、有名無實化したものと言はねばならぬ。近年屢々限外發行の常態化に追隨して保證準備發行限度を擴張した事は、發行制度上の面目を維持する効果はあつたであらうが、一面銀行券に對する國民信頼の念に、心理的惡影響を及ぼした事は否み難い事實である。而かも一方では、戰爭目的遂行の爲めには銀行券の増發を絶對的に必要とする事情に在る。斯かる情勢下に在つては、日本銀行發券制度の早晩改革せらる可きは當然豫想せられた所であつた。是に於て心理的惡影響を國民に與へる事もなく、而かも戰爭目的遂行に必要な通貨の増發を比較的無難に爲し得る發行方法として、新たに最高發行額限制度が登場するに至つたものと見る事が出来る。

本制度の採用は、昭和十六年第七十六帝國議會に於て協贊を経た「兌換銀行券條例ノ臨時特例ニ關スル法律」に基くもので、同年四月より實施せられた。之は法律の名稱が示す如く臨時的立法であつて、事變終了後一箇年を以て廢止する可き事が定められた。而して本制度採用後の最初の年度たる昭和十六年度中に於ける最高發行額は、日本銀行券四十七億圓、朝鮮銀行券六億三千萬圓、臺灣銀行券二億四千萬圓と決定された。之が決定權は大藏大臣が掌握し、一般財界の趨勢、過去の兌換券發行高の狀況、兌換券發行高と國債發行高との關係其の他經濟界の實勢を基礎とし

て次年度の兌換券發行高を推測し、更に政府の財政及び金融上の諸政策を考慮して決定し、原則として毎年更新し、四月一日告示するものである。

尙佛蘭西では、銀行券發行の最高額を制限した爲めに弾力性を喪失し、其の結果幾度か限度の擴張を餘儀なくされたのであるが、我國では此處に鑑み、年末其の他特殊の場合に於ける銀行券の一次的膨脹に備へ、大藏大臣の許可を得て限外發行を爲す事を認めた。

本制度の特色として特に注意すべきは、第一には、從來の制度では、其の多寡は別として兎に角正貨準備を必須條件としたのに反し、本制度に在つては、最高發行額限度内に於ては正貨、公債、商業手形等を同列的に一括して保證準備とし、従つて必ずしも正貨準備を要しない事となつた事である。其の結果從來の日銀帳尻及び日銀週報に於ける正貨準備の項目が消滅して、凡てが單に兌換券發行高(保證發行)として發表される事となつた。第二には、最高發行額の限度は主として過去の実績により自動的に決定される事である。従つて從來頻々として保證準備發行限度を擴張する事によつて國民に與へた心理的悪影響を、或る程度回避する事が出来る。乍併最高限度が決定されたからと言つて、夫れを以て直ちに銀行券の膨脹を阻止し得るものでない事は、佛蘭西が一八四八年革命當時の限度三億五千萬フランより、幾度か擴張して、第一次世界大戰後のインフレ

ーション直前には、遂に五百八十三億フランにまで擴大を餘儀なくされた事實が雄辯に之を物語つてゐる。否事實は、保證準備發行限度擴張と實質上等しい通貨増發が、一見極めて自然的に且つ手軽に而かも合理的なる装の下に行はれる關係上、却つて通貨の増發を來たす恐れある事は戒心を要する。

因に此の制度は、前節で述べた如く佛蘭西が多年に亙つて採用してゐたのであるが、現在は我國以外世界の何れの國も採用してゐるものはない。

尙第七十六議會に於ては、同時に朝鮮銀行法及び臺灣銀行法の臨時特例に關する法律(是れ亦事變終了後一箇年を以て廢止される事に定められてゐる。)が制定せられ、從來兩行が發行準備として保有してゐた約三億二千四百萬圓(昭和十五年末現在)の日銀券が日銀に對する預ケ金となり、従つて大體此の金額丈け日銀券が收縮する事となつた。同時に鮮銀及び臺銀に於ても、右法律によつて日銀同様に正貨準備、保證準備の區別を廢止したのであるが、唯々日銀と異なる點は、地金銀、日銀券、日銀預ケ金の合計の銀行券發行總額に對する割合が、大藏大臣の定めた割合(大體三分の一)以上たる可き事が定められた事である。

納付金制度其の他

日本銀行は兌換券發行の特權を有する半面に於て種々の義務を負ふ。其の主なるものは納付金制度、兌換銀行券發行税、政府に對する貸付金、外國爲替貸金、國庫金取扱事務、政府公債の引受及び募集事務等である。

(一) 納付金制度 銀行券の發行は現今一般に獨占的で、通例巨額の利益を擧げてゐる。乍併發券業務より生ずる斯かる利益は特權の結果なるが故に、其の利益の凡てを株主に分配する事は不合理であり、其の一部は須らく國庫に納付す可きである、と言ふのが納付金制度の理論的根據である。我國納付金制度は、昭和七年六月十八日公布された日本銀行納付金法によつて定められ、日本銀行は事業年度毎に純益金より、(一)拂込資本金額に對する年六分に相當する金額と、(二)日本銀行條例第十條の規定に依り積立つべき金額の最少額に相當する金額とを控除した殘額の二分の一を政府に納付し、(三)更に殘額が拂込資本金に對して年四分の割合を超過する時は、其の超過金額の四分の三を政府に納付す可きものと定められてゐる。而して本制度によつて日本銀行より政府に納付する金額は、通例毎期千數百萬圓乃至二千數百萬圓の巨額に上り、昭和十六年下半年の如きは特殊の事情もあつて、三千五百萬圓餘に達した。

(二) 兌換銀行券發行税 保證準備發行税と限外發行税とを含む。前者は明治三十二年三月九

日公布された「日本銀行納税ニ關スル件」なる法律に基くものである。税率は每一箇月の平均發行高に對し年千分の十二半と定められた。因に保證準備發行税は前述の納付金制度の開設と同時に廢止せられた。蓋し保證準備發行税は、銀行券發行の特權より生ずる利益の一部を國庫に納める點に於て、納付金制度と趣旨を同じうするからである。之に反して制限外發行税は、制限外發行を抑制する事に其の狙ひがある。明治二十一年七月の兌換銀行券條例改正の結果定められたもので、税率は最初は年五分以上であつたが、昭和七年六月兌換銀行券條例改正の際、限外發行が十五日を超えて繼續せらるゝ時は、大藏大臣の許可を受け、年三分以上の制限外發行税を納める事に改められた。蓋し政府が低金利政策を實行する爲めには、當然日本銀行の立場をも考慮する事が必要だつたからである。

(三) 政府に對する貸付金 之には政府法定貸金と政府一時貸金とがある。前者は明治二十一年七月兌換銀行券條例改正の際定められたもので、政府發行紙幣消却の爲め、日本銀行は政府に對して二千二百萬圓を限り、利子年百分の二を以て貸付け、明治三十一年以降は無利子とせられた。之は營業滿期まで繼續せられるもので、現在額は不變である。後者は政府が一時の都合によつて借入れるもので、通例金額も僅少である。

(四) 外國爲替貨金 主として横濱正金銀行、臺灣銀行及び朝鮮銀行等に對して行はれるものであるが、金額はさして大なるものではない。大體特殊銀行は其の爲替資金特に輸出形買取資金をコールによつて賄つてゐるのであるが、月末季末には日本銀行より外國爲替資金の融通を受けて一應コールを返却し、以て一般金融市場に對する壓迫を緩和する態度に出るのが普通であり、此の意味に於て注意する可きものである。此の外に日本銀行は横濱正金銀行に對して、二千萬圓を限度として年二分の低利を以て融通してゐる。之は明治二十二年國庫金の取扱を凡て日本銀行に移した際、横濱正金銀行が失つた特典に對する代償として認められたもので、預金の形式をとり無期限である。

(五) 國庫金取扱事務 此の事務は日本銀行條例第十三條の規定に基き、最初は義務として規定されたものである。即ち當初は國庫金は保管金にして、日本銀行の營業に流用する事は出さなかつた。然る處大正十一年四月よりは、國庫金は日本銀行の預金とせられる事となつた爲め、日本銀行に於ては巨額の無利息政府當座預金を運用し得る事となり、従つて今日では却つて利益の源泉と言つて可い。更に又巨額の政府預金を預かる事は、一般金融市場に對して夫れだけ統制力を強化する事となる。尙今日に於ても一部では、國庫金を無手数料で取扱ふ事が依然として日銀の

義務であり、相當の負擔であると解してゐる向もあるやうであるが、なる程國庫金を保管金として取扱つた時代に在つては、相當の負擔であつた事は否み難い。乍併金庫制度(Treasury system)が預金制度(Deposit system)に改められた今日では、其の利益は其の經費を償うて尙餘り有りと言はねばならぬ。一般銀行が當座預金に對して輕少ながらも利息を附してゐる事實を見るならば、此の點明瞭である。況んや政府當座預金は金額尨大なる爲め、日銀の金融統制力を強化する事多大なるものあるに於てをやである。

(六) 政府公債の引受及び募集事務 此の事務は近年特に重要な意義を有するものである。公債には國庫債券、國庫證券、大藏省證券、食糧證券等が含まれる。周知の如く、滿洲事變勃發以來政府は年々多額の公債發行の必要に迫られたのであるが、之が消化の爲めには此の公債の大部分を一應日本銀行が引受け、政府は其の手取金を兌換券を以て受取らないで日本銀行に於ける政府當座預金とする。而して政府は支拂の都度日銀小切手を振出す。兌換券は此の時に現實に膨脹する。政府が撤布した資金は種々の生産及び消費部門を経て一般民間銀行の預金となる。日本銀行は機を見て手持公債を民間銀行に賣却する。斯くして曩に増發された兌換券を回収すると言ふ方法が用ひられてゐる。此の操作が所謂公開市場政策の最も重要な一面を爲すものである。尙公開

市場政策に就ては第七章第五節に於て詳論する。

最後に一言附加したいのは、日支事變、大東亞戰爭の勃發によつて日本銀行の地位が益々重要なものとなり、從來の組織の儘では機能を充分に發揮し得ないものとして、昭和十七年第七十九帝國議會協贊の下に日本銀行を根本的に改組した事である。改革は頗る多方面に亘り、其の中には勿論銀行券發行に關する部分も含まれてゐるのであるが、新日本銀行に就ては本論第十二章第五節に於て一括して述べる事とする。

第六章 債券の發行

銀行受信業務の主なるは預金、銀行券の發行及び債券の發行である。預金及び銀行券發行の重要なものは既に述べた如くである。債券の發行は少數の特殊銀行に限られ、一般普通銀行の業務たるものではなく、又銀行券の如くに國民の全般に直接關係を有するものではないが、不動産金融及び近年其の重要性を加重したる所謂時局金融の資金を供給するものなるを以て、是れ亦少なからざる重要性を有するものと言はねばならぬ。

商業金融は短期流動的なるを以て、預金を以て之が資金と爲す事は當然であるが、農業金融、工業金融に在つては短期流動的ならざるもの多く、従つて預金を以て之が資金と爲すを得ない事明かである。蓋し預金は要求拂のものは勿論、定期預金と雖も其の期間は通常六箇月なるに反し、例へば勸銀の行ふ不動産抵當貸付或は興銀の行ふ工業金融の如きは、長期に亘るものが多いからである。是に於て農業金融及び工業金融の資金も亦、數年乃至數十年の久しきに亘つて返還を請求される事のない債券の發行による他ない事は、自明の理と言はねばならぬ。

債券 (Bond) は廣狹種々に解せられ、廣義に於ては國債、地方債、銀行債券、産業債券、一般

會社々債券其の他を包含し、狹義に於ては専ら銀行債券を指す。本章で取扱ふものは銀行債券である。銀行債券とは銀行の發行する社債にして、即ち一種の借用證書である。我國に於ける銀行債券には勸業債券、貯蓄債券、報國債券、復興貯蓄債券、興業債券、農工債券、北海道拓殖債券及び朝鮮殖産債券等がある。之に類するものに、産業組合中央金庫の發行する産業債券其の他がある。之等各種債券は、近時其の種類及び發行高を著しく増加した事は注目を要する。

銀行債券は之を不動産銀行の發行するものと、動産銀行の發行するものと二種に大別する事が出来る。我國に於て前者を代表するものは勸業債券であり、後者を代表するものは興業債券である。よつて次に主として勸業債券及び興業債券に就て論ずる事とする。

勸業債券は日本勸業銀行の發行する債券である。勸銀は明治二十九年四月二十日法律第八十二號を以て公布された日本勸業銀行法により、農工業の改良發達に資する事を目的として設立せられ、同三十年八月業務を開始した。此の種不動産銀行として最も著名にして且つ各國の以て範とな爲したものは、一八五二年十二月設立された佛蘭西不動産銀行である事は、既に述べた如くである。元來不動産銀行の農業金融は、其の比較的短期なるもの例へば肥料、種子等の購入或は貸銀の支拂等の爲めの資金の如きは、大體一箇年以内に回収せらるゝも、不動産の購入或は改良等の

爲めの資金に在つては、之が辨済は放資物件より年々生ずる収益によつて行ふものにして、例へば土地の開墾、耕地整理等に使用せられる資金は頗る長期に亘つて返還されるものである。かの商工業者が商品又は製品を賣却して、融資を一舉に辨済し得るとは大いに事情を異にする。農業に於て所謂年賦償還の方法が用ひられる所以である。而して勸銀に在つては、年賦償還の最も長きは五十年まで許されてゐる（日本勸業銀行法第十四條）。従つて貸付期限が長期たる事に對應して、不動産銀行の發行する債券も亦頗る長期である。又農業は商工業と異なり利潤の少なきものなる爲め、農業者は高率の利息を支拂ふ事不可能である。是れ亦農業金融の一特質と言つて可い。従つて之が資金の源泉たる可き不動産銀行の發行する勸業債券の如きも亦、其の利子は比較的利率たらざるを得ない。而して勸業債券（小券）に割増金を附する一理由は、低利の發行を可能ならしめる爲めである。

日本勸業銀行は資本金の四分の一以上の拂込を爲した時は、拂込金の十五倍を限り勸業債券を發行する事が出来る。但し年賦償還貸付金總高、定期償還貸付金總高並に其の引受けたる農工債券、北海道拓殖債券、産業債券及び朝鮮殖産銀行の發行したる債券の現在高を超過するを得ない事となつてゐる（同法第三十四條）。債券の發行高に對して先づ資本金によつて制限を加へた事

は、債券の元利支拂を擔保するものは先づ第一に資本金なるを以て、極めて當然の事としなければならぬ。而して此の限度は、勸銀創立當時は拂込済資本金の十倍であつたが、大正九年の改正に於て之を十五倍に擴大したものであつて、此の事は一般經濟界の進歩發達及び銀行業務の擴大等に即應したるものなる事架説を要しない。次に勸業債券の發行高を、貸出高及び債券引受高等に關聯せしめた事も亦、極めて合理的と言ふ可きである。蓋し勸業債券發行の目的は、不動産融資を爲す爲めの資金、及び他の不動産銀行の發行する債券の引受資金を獲得するに在つて、之を他に流用するが如きは許さる可きではなく、従つて債券發行高を貸付金及び引受債券の範圍内に止める事も亦極めて當然だからである。日本勸業銀行法第三十六條に於て、勸銀は少なくとも年賦償還貸付金並に其の引受けた農工債券、北海道拓殖債券、産業債券及び朝鮮殖産銀行の發行したる債券の償還高に應じ、毎年二回以上抽籤を以て勸業債券を償還す可き事を規定してゐる事も、同様の趣旨に出づるものである。尙右は勸業債券發行高に對する制限規定であるが、之は同時に他の一面に於ては、債券發行の特典を附與する規定と見る可きである。蓋し商法の規定(第二百條)によれば、「社債ノ總額ハ拂込ミタル株金額ニ超ユルコトヲ得ナイ」事になつてゐるが、勸銀は特に右條項によつて、商法の規定以上に多額の債券を發行し得る事となつてゐるからである。

勸銀は勸業債券を償還する場合、大藏大臣の認可を受けて割増金を附する事が出来る(同法第三十六條第二項)。是れ即ち勸業債券が割増金附勸業債券と呼ばれる事ある所以である。割増金は券面金額の五百倍を最高とする。但し割増金を附し得るのは券面金額二十圓以下の所謂勸業小券に限り、二十圓を超える所謂勸業大券には之を附さない。勸業債券は券面金額を十圓以上とし、無記名利札附とする。但し應募者又は所有者の請求によつて記名式となす事が出来る(同法第三十五條)。券面金額二十圓以下の勸業債券を發行する場合に限り、賣出の方法による事も出来る(同法第三十五條ノ二)。よつて之を賣出勸業債券と呼ぶ。之に反して割引の方法を以て發行するものを(同法第三十五條ノ四)割引勸業債券と稱する。勸業大券の發行は通例募集の方法による。勸業債券の元利支拂の擔保たる可きものは、前述の如く第一には勸銀の資本金であるが、金額に於ては勸銀が貸付金の抵當として徴したる不動産を主たるものとする。従つて勸銀が擔保として徴したる不動産の内容の良否、評價の如何等は、勸業債券償還の確否に多大の關聯を有する。是に於て日本勸業銀行法は、勸銀が貸付金の抵當として不動産を徴するに就て、種々の嚴格なる規定を設けてゐる。例へば第一番抵當たる可き事(同法第十六條)、貸付金額は鑑定金額の三分の二以内たる可き事(同法第十八條)、抵當として徴する土地は永續す可き確實なる收益の見込ある

ものに限る事(同法第十七條第一項)、建物を抵當とする時は原則として保険を附す可き事(同法第十七條第二項)等を規定してゐるのは其の適例である。斯くの如く勸業債券の元利支拂は確實なる基礎に立脚する。勸業債券が國民の間に、殆んど公債にも比す可き確固たる地歩を占める主たる原因は此處に存する。

貯蓄債券及び報國債券は勸銀の發行する所であるが、臨時資金調整法に基くものであり、且つ其の目的も勸業債券とは異なるものある爲め、解説は第十二章第二節に譲る。

復興貯蓄債券も勸銀の發行する所である。之は大正十二年の大震災に因る災害地の復興及び地方産業の復興を目的として、國民の零碎なる資金を蒐集するものであつて、大正十三年七月公布された復興貯蓄債券法に基くものである。

各府縣農工銀行は、明治二十九年四月公布された農工銀行法により、地方的農工金融機關として設置されたものであるが、其の後に至り勸銀と業務が抵觸する事となつた爲め、農工銀行中不振なるものを生ずるに至つた。是に於て大正十年四月公布された「日本勸業銀行及農工銀行ノ合併ニ關スル法律」によつて、漸次農工銀行を勸銀に合併する事となり、同時に合併によつて消滅した農工銀行の農工債券は勸業債券と見做される事となつた(同法第二條)。而して勸銀が農工銀

行を合併した時は、農工銀行の本支店所在地に勸銀の支店を設置し(但し勸銀の本支店の所在地では其の必要はない)(同法第五條)、以て農工銀行合併の爲めに、地方の不動産金融に支障を招來する事のない様考慮してゐる。

農工債券、北海道拓殖債券及び朝鮮殖産債券に就ては、勸業債券によつて大體類推し得ると考へるので省略する。

尙此處で一言附加す可き重要事がある。即ち勸銀は同行の主たる業務たる農業金融の外に、最近時局に即應して軍需産業及び生産力擴充の爲めの金融にも、積極的に進出するに至つた事である。同行は豊富なる資金を有するに拘らず、日本勸業銀行法及び定款の規定に拘束せられ、時局金融に積極的に参加するを得なかつたのであるが、國際情勢の急轉は益々時局金融の重要性を増大せしめたる爲め、過ぐる第七十九帝國議會に於て日本勸業銀行法を改正し、勸銀をして時局金融にも積極的に参加せしめる事となつたのである。即ち従來同行は、財團抵當定期償還貸付の方法によつて、或る程度時局金融を行つてゐたのであるが、之には有抵當定期償還貸付總額が拂込資本金及び積立金の二倍以内たる事(日本勸業銀行法第十四條)、貸付金額が鑑定價格の三分の二以内なる事、抵當權は第一順位たる可き事等の制限が存した爲め、圓滑なる供給を爲し得なかつ

た。よつて今回の改正に於て之等の制限を相當緩和するに至つた。又無抵當貸付先の範圍は限定されてゐるのであるが(同法第十五條)、右改正に於て之を時局の要請によつて新設された特殊法人、組合等にまで擴大するに至つた。唯々其の結果業務の一部が興銀と競合する事が一部で問題となつたが、政府の方針によれば、勸銀は地方に數多の支店を有し地方的事情に通曉するを以て、時局金融中比較的小口且つ地方的なるものを、特に勸銀をして取扱はしめる意向と聞いてゐる。尙勸銀は積極的に時局金融に乗出す事となつた結果、時局共同融資團にも參加する事に決したと言はれる。

日本勸業銀行法の改正と同時に、農工銀行法及び北海道拓殖銀行法にも同趣旨の改正が加へられた。

次に興業債券に移る。興業債券は日本興業銀行の發行する債券である。日本興業銀行は明治三十三年三月二十三日法律第七十號を以て公布された日本興業銀行法によつて設立せられ、同三十年四月開業した。日本に於ける唯一の動産銀行である。前にも述べた如く、動産銀行の典型的なるものは、一八五二年巴里に設立された *Société Générale de Crédit Mobilier* である。動産銀行は有價證券、專業財團等を擔保として主として工業者に對して融資を爲し、及び有價證券の發

行の媒介並に引受又は有價證券の賣買等を行ふ。尤も我が興銀は所謂動産銀行と多分に性質を異にする。即ち興銀は營業上餘裕ある時は、國債證券、地方債證券及び地金銀の外に株券の買入をも爲す事が出来(日本興業銀行法第十條)、又主務大臣の認可を受けて株式の應募又は引受を爲す事を得る事(同法第九條第二項)にはなつてゐるが、之は主たる業務ではない。従つて興銀は動産銀行とは言ふものゝ、投機的分子は比較的尠少である。かの歐羅巴諸國の動産銀行が多分に投機的分子を内包し、別名發起銀行、證券銀行或は投機銀行等と呼ばれるゝに對比して、其の間少なからざる相違ある事を知らねばならぬ。

乍併右は兎に角として、工業金融は商業金融に比して遙かに長期なる事を特色とする。従つて興業債券も亦長期である。即ち興業債券の元金は、發行の年より三十箇年以内に抽籤を以て償還す可き事と定められてゐる(同法第十五條)。興業債券の發行高が資本金によつて制限せられると同時に、貸付金其の他によつても制限されてゐる事は、勸業債券發行の場合と同様であるが、其の趣旨に於ても亦別段異なる所はない。即ち興業債券の發行高は拂込資本金の十倍を限度とし(同法第十二條)、且つ貸付金現在高、割引手形現在高及び興銀所有の國債證券、地方債證券、社債券、株券、地金銀現在高を超過するを得ない事と定められてゐる(同法第十二條後段)。券面金額は二

十圓以上とし、無記名利札附を以て發行される。但し應募者又は所有者の請求により記名と爲す事が出来る(同法第十三條)。發行の方法は勸業債券の場合と同様種々あるが、賣出の方法によつて發行し得るのは、券面金額五十圓以下の場合に限る(同法第十三條ノ二、第十三條ノ四)。

勸業債券と興業債券とは種々の點に於て異なるが、其の主なるものとしては、勸業小券に在つては割増金を附し得るも(日本勸業銀行法第三十六條)、興業債券に在つては割増金を附するを得ない事、勸業債券の償還期限は五十箇年以内であるが、興業債券に在つては三十箇年以内なる事(日本勸業銀行法第十四條、日本興業銀行法第十五條)、興業債券は外國に於ける公益事業に對し資金の需要ある場合に限り、主務大臣の認可を受けて前記の限度を超えて發行し得るが(日本興業銀行法第十二條ノ二)、勸業債券に在つては然らざる事、及び特に重要な點として、勸業債券の擔保は價格の變動少なき不動産なるに反し、興業債券の擔保は不動産の外に價格の變動多き有價證券を含む事等を指摘する事が出来る。従つて興業債券の元利支拂の擔保たる可き有價證券の内容は、充分に厳選されねばならぬ。

尙興銀は前記興業債券とは別箇に、臨時資金調整法によつて二十億圓を限度として政府保證の興業債券を發行し、所謂時局金融に貢獻してゐる。之に就ては第十二章第二節を参照せられ度い。

第七章 手形割引

第一節 手形

手形には爲替手形 (Bill of Exchange or Draft) 及び約束手形 (Promissory Note) がある。爲替手形とは、一定の期日に於て一定の金額を支拂ふ可き事を委託する信用證券 (Credit Instrument) である。支拂を委託する者を振出人 (drawer)、支拂を委託せらるる者を名宛人、引受人又は支拂人 (payer) と言ふ。約束手形とは、一定の期日に於て一定の金額を支拂ふ事を約束する信用證券である。支拂を約束する者を振出人と言ふ。又爲替手形及び約束手形の額面金額の支拂を受ける者を受取人 (payee) と言ふ。爲替手形に在つては引受人、約束手形に在つては振出人を主たる債務者とする。法律上は爲替手形と小切手とは類似點多く、兩者は共に委託證券であるが、經濟上は小切手は主として支拂證券たるに反し、爲替手形及び約束手形は一面に於ては支拂證券であり、同時に他の一面に於ては信用證券たるものである。尙之等三者は流通證券、要式證券、文言證券及び不要因證券たる點に於ては同様である。我國現行法は前に述べたる如く手形と小切手とを分離し、爲替手形及び約束手形に關する規定を手形法とし、小切手に關する規定を小切手

法としてゐる。左に先づ爲替手形に就て論じ、次に約束手形に及ぶ事とする。

手形法によれば爲替手形は左の事項を記載する事を要し(第一條)、其の何れか一つを缺くも無効である(第二條)。

- 一 證券ノ文言中ニ其ノ證券ノ作成ニ用フル語ヲ以テ記載スル爲替手形ナルコトヲ示ス文字
- 二 一定ノ金額ヲ支拂フヘキ旨ノ單純ナル委託
- 三 支拂ヲ爲スヘキ者(支拂人)ノ名稱
- 四 満期ノ表示
- 五 支拂ヲ爲スヘキ地ノ表示
- 六 支拂ヲ受ケ又ハ之ヲ受クル者ヲ指圖スル者ノ名稱
- 七 手形ヲ振出ス日及地ノ表示
- 八 手形ヲ振出ス者(振出人)ノ署名

右は前に小切手に就て説明した所により、大體類推し得る事と考へるので、特に異なる點に就てのみ解説する事とする。

支拂人とは、振出人の支拂の委託に應じ、手形金額の支拂を引受けたる者を言ふ。而して振出

人は、自己を支拂人として爲替手形を振出す事も可能である(第三條第二項)。之を自己宛手形と言ふ。

満期とは、手形金額を支拂ふ可き日の表示である。之には次の四種がある(第三十三條)。

(イ) 一覽拂 呈示次第支拂ふ事を要するものである(第三十四條第一項)。満期日を記載しない爲替手形は一覽拂と見做される(第二條第二項)。一覽拂手形は、其の日附より一年内に支拂の爲め呈示する事を要する(第三十四條第一項)。

(ロ) 一覽後定期拂 一覽後一定期間經過後に支拂ふ事を要するものを言ふ。一覽後三十日拂又は六十日拂と言ふが如き是である。貿易手形の多くは之に屬する。例へば輸入業者に在つては手形の郵便日數が不確定なる爲め、確定日拂とするよりも、輸入手形が銀行に到着し、其の呈示を受けたる後定期拂とするを便利とする。

(ハ) 日附後定期拂 手形日附後一定期間、例へば三十日、六十日或は九十日經過後に支拂はるるものである。

(ニ) 確定日拂 最初より満期日の確定したものである。國內で流通する大多數の手形は之に屬する。

尙振出人は自己を受取人として爲替手形を振出す事が出来る(第三條第一項)。之を自己受手形又は自己指圖手形と言ふ。

其の他要件ではないが、手形面に記載する事によつて手形上の効力を發生する事項がある。其の主なるもの次の如し。

(一) 豫備支拂人 豫備支拂人とは、支拂人が引受又は支拂を拒絶した場合之に代つて引受又は支拂を爲す者を言ふ。振出人、裏書人又は保證人は、豫備支拂人を記載する事が出来る(第五十五條)。

(二) 利息の約定 一覽拂又は一覽後定期拂の爲替手形に於ては、振出人は手形金額に付利息を生ず可き旨の約定を記載する事が出来る。此の場合に於ては、利率は手形に表示しなければならぬ(第五條)。

(三) 指圖禁止 振出人が爲替手形に「指圖禁止」の文字又は之と同一の意義を有する文言を記載した時は、其の證券は指名債權の譲渡に關する方式に従ひ、且つ其の効力を以てのみ之を譲渡する事が出来る(第十一條)。

爲替手形の名宛人は、單に名宛人とせられた事のみを以て支拂の義務を負ふものではなく、引

受を爲す事によつて始めて支拂の義務を負ふものである。引受とは支拂人たる事を承諾する事を言ひ、手形に引受又は之と同一の意義を有する文字を記載して支拂人之に署名する事によつて行ふ(第二十五條)。但し手形の表面に爲したる支拂人の單なる署名は引受と見做される(同條)。而して引受未済の手形は、所持人に於てなる可く速かに名宛人に呈示して其の引受を求める事が必要である。此の事は一覽後定期拂手形に於て特に重要な意義を有する。若し名宛人が引受を拒絶した場合(之を引受拒絶と言ふ)、又は支拂を拒絶した場合(之を支拂拒絶又は不渡りと言ふ)、所持人は公正證書、引受拒絶證書又は支拂拒絶證書を作成して引受拒絶又は支拂拒絶の事實を證明し(第四十四條)、以て裏書人、振出人其の他の債務者に對し其の遡求權を行使する事が出来る(第四十三條)。但し手形に無費用償還、拒絶證書不要等の文字ある時は、公正證書、拒絶證書等の作成を要せず、其の儘で遡求權を行使する事が出来る(第四十六條)。

次に約束手形に移る。約束手形には左の事項を記載しなければならぬ(第七十五條)。而して其の何れか一つを缺くも約束手形たる効力を有しない(第七十六條)。

- 一 證券ノ文言中ニ其ノ證券ノ作成ニ用フル語ヲ以テ記載スル約束手形ナルコトヲ示ス文字
- 二 一定ノ金額ヲ支拂フヘキ旨ノ單純ナル約束

- 三 満期ノ表示
- 四 支拂ヲ爲スヘキ地ノ表示
- 五 支拂ヲ受ケ又ハ之ヲ受クル者ヲ指圖スル者ノ名稱
- 六 手形ヲ振出ス日及地ノ表示
- 七 手形ヲ振出ス者(振出人)ノ署名

尙満期の記載なき約束手形は一覽拂のものと同様である(第七十六條第二項)。又裏書、満期、支拂、支拂拒絶による遡求等に就ては、約束手形の性質に反しない限り爲替手形に就ての規定が準用される(第七十七條)。

因に手形法は昭和七年七月法律第二十號を以て公布せられ、昭和九年一月一日より施行された事前述の通りである。而して附則を加算して全文九十四箇條より成る。

第二節 手形割引の意義及び利益

疊に述べた如く、銀行授信業務の主なるものは手形割引及び貸付である。而して預金銀行に在つては、手形割引を特に重要とする。蓋し之等の銀行に在つては、其の運用資金の大部分を預金

に求め、而かも預金の過半は要求拂又は短期なるを以て、之が運用も亦確實にして且つ回収の迅速なる事を要し、而して此の目的に副ふものとしては、手形割引を以て最適と爲すからである。

手形割引(Discount or Bill Discounting)とは、割引當日(又は翌日)より満期日までの利息を額面金額より控除し、残額を以て之を買取る事を言ふ。抑々商業手形自體は、商品の賣主が買主に對して一定期間信用を供與した事を表はすものであるが、手形の割引は、手形債權の譲渡によつて、更に銀行が手形の賣主に一定期間信用を供與した事を表はすものである。而して右の場合控除される利息を割引料、買取られる手形を割引手形と言ふ。従つて一覽拂手形及び期日到來手形は割引の対象たり得ない。蓋し之等の手形に在つては、割引を爲す餘地最早存しないからである。今手形割引を實例を以て示せば次の如くである。或る人額面千圓の手形の割引を銀行に依頼したとする。而して當日より支拂期日までの日數六十日、日歩一錢二厘とすれば、割引料は七圓二十錢となる。よつて此の割引料を手形金額千圓より控除した残額九百九十二圓八十錢を以て手形買入價額とし、此の金額を以て銀行が依頼者より手形を買取る。斯くて満期日となるや、銀行は手形と引換へに直接支拂人より金千圓を受取る。即ち銀行に於ては先づ九百九十二圓八十錢を支拂ひ、六十日後に千圓を受取る事となるのである。

然らば斯かる手形割引は通例如何なる場合に行はるゝやを按ずるに、其の典型的なるものを示せば大體次の如くである。即ち輸入業者又は製造業者が卸賣商人に對し、或は卸賣商人が小賣商人に對して商品を買却したる時、其の代金は手形を以て支拂はれる事が多い。此の場合購入者は、通例買入代金又は買入代金に期日までの利息を加算した金額を額面金額とし、賣却者を受取人として約束手形を振出すか、或は賣却者が購入者を名宛人として爲替手形を振出し、直ちに購入者の引受を要求する。此の種手形を商業手形 (Trade Bill, Commercial Bill or Paper) と言ふ。斯くて後日小賣商人は、商品の販賣代金を以て卸賣商人に對する手形債務を決済し、卸賣商人は小賣商人より得たる代金を以て、製造業者又は輸入業者に對する手形債務を決済する。即ち手形の支拂期日が豫め之等の取引に適應する如く定められるならば、之等の手形は順次決済せられる關係に在る。斯くの如きを「商業手形は自動的に決済される」(self-liquidating) と言ふのである (Hart and Harris, Banking Theory and Practice, p. 193)。乍併右の場合に於て、手形所持人たる輸入業者、製造業者又は卸賣商人は、手形の期日到來前に資金を必要とする事がある。斯かる際手形所持人は該手形を取引銀行に持參して割引を依頼し、以て資金を調達する。此の場合割引依頼者は手形に裏書して銀行へ譲渡するものなるを以て、商業手形に在つては、主たる債務者、割引依

頼者等手形關係者が少なくとも二人以上存在して、手形上の責任を負擔する事となる。而して割引したる銀行に於ては、期日に至り直接支拂人より手形金額を取立てる事前述の通りである。手形の割引は通例以上の如き徑路を以て行はれる。

右によつても知らるゝ如く、商工業者が日常斯くの如き手形割引の方法を利用する時は、資本を聊も固定せしめる事なく、従つて比較的少額の資金を以て營業し得る便益がある。同時に銀行にとつても亦次の如き利益を齎らす。即ち第一には回収が確實である。第二には貸出が極めて短期にして且つ資金化が容易であり、従つて資金を固定せしめない。前述の如く商業手形は自動的に決済される爲め不渡の僅少なるは當然であるが、更に又商人は信用を第一とし、萬一不渡を惹起するに於ては手形關係者凡てに迷惑をかける事となり、忽にして信用を失墜する爲め、極力不渡を避けんとする。商業手形が割引市場に於て特に優遇せられる所以の一半の理由は、斯かる事情に基因する。又中央銀行が通例商業手形を以て第一の適格手形 (Eligible papers or notes) と認める所以の一半の理由も、實に斯かる支拂の確實性に基因するものなる事疑なき所である。次に商業手形の支拂期限は通例一箇月乃至三箇月である。而かも商業手形は、振出又は引受後直ちに割引に付せられる事少なく、多くは多少時日を経過した後に行はれる。従つて割引期間は手形の

期間より更に短い。又若し割引銀行に於て資金の必要を生じた時は、直ちに之を割引市場又は中央銀行に於て再割に付し、以て必要資金を調達する事も可能である。更に又割引利率が日歩一錢二厘、再割引率が日歩一錢と言ふが如き場合には、資金を聊も固定せしめる事なくして、兩者の利鞘日歩二厘を確實に利得する事となる。之によつても知らるゝ如く、商業手形の顯著なる第二の特色は、短期にして且つ流動的なる事に存する。即ち商品の買手たる商業手形の所持人は、何時にても之を取引銀行に賣却する事によつて之を資金化し得るのみならず、買取銀行に於ても、若し資金の必要生じた時は之を第二の銀行に賣却し、第二の銀行は更に之を第三の銀行に賣却し、斯くて中央銀行を最終の割引者として其の資金の固定化を免るゝ事が出来る。斯かる流動性こそ、商業手形が一般割引市場に於て特に優遇せられ、將た又中央銀行に於ても、第一の適格手形として待遇せられる他の一半の理由でなければならぬ。

尙此處で注意す可きは、手形割引それ自體は如何に有利確實なる授信業務なりとするも、之を行ふ銀行にして緩嚴宜しきを得ざるに於ては、單に割引銀行の業績に悪影響を及ぼすのみならず、延いては一般財界にも亦少なからざる弊害を與へる事である。蓋し手形割引の依頼あるに委せて放漫に過ぎる時は投機を助長し、遂には恐慌にまで立到らしめる事なきを保し難いからである。

さりとして徒らに緊縮に過ぎる時は、一般經濟界を萎縮せしめる惧ある事も亦留意されねばならぬ。

次に商業手形割引に關聯して論ず可きものに融通手形、荷爲替手形及び日本銀行に於ける保證品附手形割引がある。

融通手形 (Accommodation Bill or Paper) は空手形 (Kite)、慣合手形とも呼ばれ、其の名稱が示す如く實取引を伴はず、振出人、引受人、受取人等の手形關係者が、始めより資金の融通を受ける爲め共謀して作成した假裝手形である。斯かる手形は、其の背後に商取引なき爲め不渡となる事多く、單に割引銀行に損害を及ぼすのみならず、延いては金融界及び一般經濟界に甚大なる悪影響を及ぼすものである。而して商業手形なりや或は融通手形なりやは、實際問題として其の識別容易ではないが、融通手形は通例次の如き特徴を有する事が多い。

- (一) 手形金額に端數がない。之に反して商業手形は商品の賣却代金なる爲め、金額に端數のある事が多い。
- (二) 手形の振出又は引受と同時に割引を依頼する事が多い。商業手形は振出又は引受後偶々資金の必要生じたる場合に始めて割引を依頼するものであるが、融通手形は始めから資金調達が目的

的であり、従つて手形の作成と殆んど同時に割引を依頼する事が多い。

(三) 相互に融通し合ふものなるを以て、支拂人と受取人とを入換へた二通の手形を書合ひ、夫れ々々の取引銀行に於て割引を求め、事が多い。

(四) 取引関係のない友人知己或は親戚間に振出される事が多い。

(五) 振出、引受、裏書等の順序徑路等に、何處となく不自然な所がある。即ち賣却者が約束手形を振出し、或は購入者が爲替手形を振出すが如きは其の適例である。

(六) 銀行が割引を承認して呉れる範囲内に於て、最長の期限を有する事が多い。

(七) 元來が融通の爲め振出したものなるを以て、期日までに決済資金を調達する事困難な場合もあり、従つて期日に於て書替繼續される事が珍らしくない。

融通手形は大體以上の如き特徴を有する。乍併事實は割引依頼者に於ても、斯かる特徴を或る程度隠蔽し得る爲め、之を鑑別する事は容易ではない。

借て銀行が手形を割引くに當つて先づ第一に注意すべきは、夫れが商業手形なりや或は融通手形なりやを鑑別するに在るは更めて論ずるまでもない事であるが、次に注意すべきは、前にも一言觸れた如く、單に夫れが商業手形であるとの理由のみによつて、安んじて割引く事も亦甚だ危険なる事である。蓋し商業手形が特に優遇せられる所以の一半の理由は、夫れが商品の賣却代金なるが爲めに、通例支拂が確實なる事に基因するものであり、従つて假令商業手形なりとするも、萬一其の支拂が懸念せらるゝに於ては、始めより之が割引を避くるか、或は擔保又は保證を徴する事によつて、之が支拂の不確實性を補充する必要あるからである。更に又、財界は常に推移するものであり、特に依頼者の身上にも不測の變化なきを保し難く、且つ漫然割引く事は兎角割引残高の膨脹を招來する危険ある事も充分注意されねばならぬ點である。故に銀行は、常に一般財界の推移に留意するは勿論、個々の手形關係者特に割引依頼者の身元、財産、營業狀態等に就ても斷えず調査を爲し、同時に豫め依頼者の割引極度額を設定して、割引額の徒らなる膨脹を阻止するを心掛ける事が肝要である。尤も割引極度額は一定不變のものではなく、時々更新するを適當とする事言ふを俟たぬ。

尙手形關係者の身元、信用等の調査は、通常は與信所に依頼するか又は自行の信用調査課をして行はしめるが、時には他の取引先に照會し、或は割引依頼者が二行以上と取引ある場合には、他の取引銀行に問合はす方法も行はれる。

次に融通手形に附随して一言論ずべきものに單名手形 (Single name paper) がある。單名手形

とは、手形上の債務者が唯々一人たるものを言ふ。即ち約束手形又は自己宛爲替手形にして裏書人なきものを言ふ。元來單名手形は商業手形と異なり、資金調達を目的として作成されたものにして、所謂融通手形中手形債務者が唯々一人たるもの、別名に過ぎない。乍併所謂單名手形の中には、形式だけは複名手形 (Double name paper) たるものが多い。例へば店内手形 (House bill) の如きは其の代表的なるものである。店内手形とは、同一商社の本支店の一方が他方宛に振出した爲替手形の如きを言ふ。斯くの如きは其の實質に於ては明瞭に單名手形なる事説明を俟たずして明かである。斯かる店内手形の作成さるゝ所以の多くは、同一商社の本支店間の收支を明瞭ならしめる爲めか、或は日本銀行に於て再割に付する爲めの便宜上の理由に基づく。蓋し日銀に於て再割に付する爲めには手形債務者が二人以上たる事を要し、而して店内手形は斯かる資格を有するものとして、即ち所謂複名手形として取扱はれるからである。従つて手形割引として整理されるものの中には、實質上は手形貸付に屬す可きものが若干包含されてゐる事を注意しなければならぬ。

尙割引市場に於て流通し且つ屢々問題を惹起する所謂單名手形は、其の形式は複名なるも實質上の單名手形を指すもの、様である。所謂單名手形が割引かれる徑路に二種ある。一は割引依頼者が手形を自己の取引銀行に持參して割引を依頼するものであり、他は手形ブローカーを通じて一般割引市場に賣出されるものである。前者は實質は手形貸付なるを以て、銀行に於ても始めより其の心構へを以て對處するに於ては、一概に危険とは稱し難い。乍併後者に在つては、割引銀行に於ても同一依頼人又は支拂人の手形流通残高を知る事不可能なるを以て、極めて危険なるものと言はねばならぬ。

荷爲替手形 (Documentary Draft or Bill) とは、商品の賣主が商品の積送と同時に買主宛に爲替手形を振出し、此の商品を擔保として手形の割引を銀行に依頼するものである。此の場合手形金額は商品の賣却代金全額なる事もあり(實際上は之が寧ろ普通である)、或はそれより幾分少ない事もある。前者を丸爲替、後者を部分爲替と言ふ。後者は手形關係者の信用充分ならざるか、或は商品の價格が變動し易いものなる時に行はれる。

今荷爲替を實例を以て示せば次の如くである。例へば基隆の米商人甲が東京の米商人乙に蓬萊米百石を金四千圓で賣却する場合、甲は乙を名宛人として額面金四千圓也の爲替手形を振出し、之に蓬萊米百石の船荷證券 (Bill of Lading. 略して B/L)、保險證券 (Insurance Policy)、送狀 (Invoice) 等を添附して基隆の臺銀支店に割引を依頼したとする。基隆の臺銀支店に於ては、假

りに手形の期間十日間、割引歩合日歩一錢二厘とすれば、割引料四圓八十錢を額面金四千圓也より控除したる殘額金三千九百九十五圓二十錢を以て此の手形を買取り、手形及び附屬書類を臺銀東京市店に送付する(此の場合支店がなければ爲替約定銀行に送付する)。臺銀東京支店に於ては直ちに該手形を乙に呈示して引受を求め、やがて満期日となるや乙より金四千圓の支拂を受けて手形及び附屬書類を交付する。斯くて乙は受領したる附屬書類を船會社又は倉庫會社に提供して蓬萊米百石を入手する。此の事は關係者に次の如き利益を齎らす。即ち基隆の米商人甲は米が買主乙に到着するを俟たず基隆にて船積みすると同時に其の代金を入手し得るのみならず、乙の信用状態を知悉しない場合に於ても安んじて取引を爲す事が出来る。蓋し商品は銀行が所有し、銀行は手形金と引換でなければ乙に附屬書類を交付しないからである。又東京の米商人乙は、東京に於て蓬萊米と引換に代金を支拂へば可い。更に又銀行は確實な手形を割引いて其の割引料を利得する事となる。尙萬一該手形が不渡となつた時は、銀行は附帶貨物を處分して得た金を以て手形決済資金とすれば可く、回收上の懸念はない。若し又支拂人が手形期日到來前に附帶貨物の入手を希望する時は、銀行に擔保を提供するか、保證人を立てるか、或は擔保品保管預り證(Trust Receipt)(是れ亦通常擔保又は保證人を必要とする)を差入れて附屬書類の交付を受ける。或は又

期日前に手形を決済して、手形及び附屬書類を入手する事も、固より差支ない。

尙荷爲替手形は通例決済と同時に附屬書類を交付せらるゝものにして、之を D/P 手形 (Documents against payment) と言ふ。之に反して支拂人が單に引受を爲す丈で附屬書類を交付せられる事がある。之を D/A 手形 (Documents against acceptance) と言ふ。後者は通例手形關係者の身元確實にして、割引依頼者より特に D/A 扱とせられ度き旨申出であつた場合に行はれる。因に荷爲替は我國に於ては古くより行はれて居り、現在に於ても相當盛んである。

日銀に於ける保證品附(見返品附)手形割引は、明治二十三年開始された。當時金融逼迫して商工業者は困窮し、日銀は救済の爲め貸出を爲さんとしたが、貸付は法規上金銀貨、地金銀又は公債證書、政府發行の手形並に政府保證の各種證券を抵當とする場合に限られ、不動産及び銀行又は諸會社の株券を抵當として貸金を爲す事は禁じられてゐた爲め、便法を講じ、日銀の取引銀行が約束手形を振出し、之が擔保として株券を提供するならば、日銀に於て割引く事となつた事が其の起源である。之は形式は手形割引なるも、其の實質は株券を擔保とする手形貸付なる事更めて説くまでもない。而して之が擔保として提供し得る株券としては、先づ日本鐵道會社、日本郵船會社、海上保險會社其の他十數社の株式合計十五種が定められた。現在では擔保として提供し得

るもの、範圍が可なり擴張されてゐる。此の方法は一時の便法として案出されたものであるが、爾來繼續して盛んに利用せられ、其の金額に於ては商業手形割引を凌駕した事も珍らしくない。

第三節 割引歩合

割引歩合とは、手形金額に對する割引額の割合即ち割引の利率を言ふ。我國に於ては通例日歩を以て計算し、歐米に於ては年利を以て計算する。尙既述の如く、手形割引は商業銀行に於ける最重要投資方法なる爲め、手形割引歩合は一般貸付歩合の基準とされる。

割引歩合變動の原因は多々あるが、其の主なるものは資金の需要供給の關係、即ち割引の請求量と割引資金の供給量との關係如何である。一定の市場、一定の時期に於て、資金の需要のみ多くして供給之に伴はざるか、或は需要は別段増加しないが供給が著しく減少したる如き場合には、割引歩合は上昇する。又資金の供給が増加するか、或は需要が減少する時は、割引歩合は低落する。例へば國際貿易の季節的消長、節季、原料及び製品の購入及び出廻期、公社債類の募集及び償還、株式の受渡等の如きは、季節的に或は一時的に資金の需給關係を變化せしめるものであり、又從つて割引歩合をも變化せしめる。又恐慌勃發直前の如きは資金の需要極めて多く、從つて割

引歩合は一時的に上昇する。更に又商工業の幼稚なる時代又は地方に在つては、市場資金乏しき爲め割引歩合比較的が高く、商工業の進歩した時代又は地方に在つては、一般商工資金割合に潤澤となり、從つて割引歩合も亦比較的低率となる。其の他政治的事情によつても顯著な影響を蒙る。乍併割引歩合の騰落は固より無制限ではなく、其處には自らなる限界が存する。

元來資金は通例生産其他營利の爲め使用される。かの始めより消費を目的とする所謂生計費資金なるものは、此處に言ふ資金ではない。是に於て原則的には、割引歩合は如何に上昇するとも企業利潤以上に達する事は困難である。若し假りに斯かる場合ありとするも、夫れは一時的の現象たるに止まり、久しからずして割引歩合は企業利潤以下に低下するを常とする。蓋し割引歩合が利潤を上廻るに於ては、企業家は企業を見合す事を却つて有利とし、銀行業者も亦遊資の處分に苦しんで却つて不利となるからである。又同時に割引資金を預金に求める限りは、割引歩合は預金利子に營業費を加算したるもの以下には低下せざるを原則とする。蓋し割引歩合が預金利子に營業費を加算したるものを下廻る時は、銀行にとつては逆鞘となり、寧ろ確實なる有價證券に投資するを却つて有利とするからである。尤も時には一見逆鞘と見える割引歩合も絶無ではないが、斯くの如きは特殊の理由に基く政策的利率なる事多く、以て一般的標準と爲すに足りない。

尙資金は金利の低い所より高い所に流れんとする傾向がある。同時に資金の需要者は、金利の高い所より低い所に赴かんとする傾向がある。此の事は同一国内の各市場間に於ても、或は國際間の各市場間に於ても同様である。即ち金利は國內的にも國際的にも平準化せんとする性質を有する。乍併右は原則たるに止まり、事實は同一國內に於ても又國際間に於ても、種々の事情に制せられて、金利の動向はしかく簡單ではない。

次に個々の手形の割引歩合は、同一金融情勢下に於ても左の如き事由により一様ではない。

- (一) 依頼者の信用の程度 手形關係者特に割引依頼者の資産信用、營業狀態、從來の取引振り等は、割引歩合の高低に影響する。
- (二) 手形の良否(種類) 銀行引受手形、商業手形、事業手形、空手形等の何れに屬するかによつて、割引歩合は一様ではない。單名手形なりや或は複名手形なりによつても、割引歩合の異なる事言ふまでもない。

(三) 期間の長短 手形は短期流動的なるを良しとする。即ち短期手形を頻繁に割引すれば、複利の作用によつて多額の利益を収める事が出来る。之に反して長期の手形は、夫れ丈け資金を固定せしめる事となり、又其の間手形關係者の破産、支拂停止等不測の變動を生ずる危険多く、從

つて不渡の危険も亦増加する。故に割引歩合は期間短きものに於て低く、期間長きものに於て高い。

(四) 支拂地 支拂場所が當所なるか他所なるかによつて、割引歩合を異にする。即ち他所拂手形は當所拂手形に比して手數多く、夫れ丈け割引歩合も高率とならざるを得ない。

(五) 擔保の有無及び良否 元來商業手形は無擔保を原則とする。乍併手形關係者特に割引依頼者の信用充分ならざる時は、擔保を徴する事も無い譯ではない。此の場合擔保を附すると否とによつて割引歩合が或る程度異なるは當然であるが、元來斯かる場合の擔保は、手形關係者の信用不足を補ふ消極的效果を有するに止まり、擔保附なるが爲めに一般優良商業手形に比して割引歩合が更に低率となるが如きは有り得ない。尙等しく擔保附手形なる場合、擔保の優劣如何によつて割引歩合の異なるは、是れ亦當然の事と言はねばならぬ。

割引歩合には公定利率 (Official rate) と市場利率 (Market rate) とがある。公定利率は公定歩合又は銀行利率 (Bank rate) とも稱し、中央銀行の手形割引歩合を言ふ。我國に於ては、日本銀行の商業手形割引歩合を以て公定利率とする。中央銀行は一國金融市場を統轄し、市場利率を指導す可き地位に在るを以て、公定利率の決定は極めて重大なる意義を有する。我國市中銀行は

近時頗る資力充實し、市場資金も相當豊富となり、従つて常時日本銀行の援助を求める事極めて少ない。乍併萬一の場合には、今尙日本銀行に依存せざるを得ざるもの、如くである。加之、近時金融界に於ても統制は漸次進展し、従つて日銀は一般市中銀行に對して其の統制力を益々強化せんとする傾向に在る。

抑々日銀は銀行券發行の特權を有し、豊富低廉なる資金を有する。即ち其の資金コストは極めて低位に在る。従つて公定利率も亦低位に在る事は毫も怪しむに足りない。之に反して市中銀行は、割引資金を主として預金に求める爲め、其の資金コストは日銀に比し遙かに上位に在る。従つて市場利率が公定利率を上廻る事は、當然の歸結と言はねばならぬ。而して公定利率が市場利率より低位に在る事實が、日銀をして益々強力なる統制力を把握せしめるに役立つ事、多言を用ひずして明かである。然るに英國に在つては、公定利率は市中利率より低率とは限らず、否却つて市中利率を上廻る事もあるもの、如くである。惟ふに斯くの如き現象は、彼に在つては銀行預金は無利息又は極めて低率の利息を附せられ、市中銀行の資力大いに充實し、市場資金も亦頗る豊富なる爲め、中央銀行に依存する必要極めて少なき事に基因するものと解される。我國に在つては、市中銀行の萬一の際に於ける資金供給所たる事が日銀の一特質を爲すに反し、英國に在つ

ては、市中銀行の預金保管所たる事が英蘭銀行の一特質を爲す事は、誠に好箇の對照を爲すものと言つて可い。

次に市場利率は市中利率とも稱し、中央銀行以外の一般銀行又は割引業者間の割引歩合を言ふ。市場利率は公定利率と異なり、明確なる基準が存する譯ではない。我國に在つては通常東京及び大阪の兩割引市場に於ける一流商業手形の割引歩合を以て市場利率とする。現在東京及び大阪の夕刊紙上に發表される割引手形歩合が之に該當する。例へば東京朝日新聞に在つては、銀行割引、東株早受、事業手形の三種を割引手形と總稱して發表してゐる。而して銀行割引とは、商業手形、銀行引受手形、荷爲替手形等の割引歩合を示す。東株早受とは東株早受渡手形の謂にして、東京株式取引所の長期清算取引に於て、賣方が受渡期日前に約定の株券を取引所に提供した時、取引所が受株代金として賣方に交付する約束手形を言ふ。本手形は取引所の信用を利用するもので不渡の危険なく、銀行として好箇の放資物である。(大阪では、單に早受手形と言へば大株早受渡手形を意味する。)事業手形とは、例へば製紙、鐵道、電力等の事業會社の振出した手形を言ふ。又東京日日新聞に在つては、手形割引歩合を商業(手形)、紡績(手形)、東株早受(渡手形)の三種に分けて發表する。商業とは紡績手形以外の商業手形を指す。言ふまでもなく紡績手形も商

業手形の一種であるが、支拂人たる紡績會社は通例資力充實し信用も絶大であり、且つ又手形の支拂期限も比較的短期なる爲め、之を一般商業手形とは別箇に取扱ひ以て特に優遇する趣旨である。

第四節 割引市場

割引市場 (Discount Market) とは、手形割引が集中的に行はれる市場である。割引市場の最も發達したるは英國である。倫敦割引市場に於ては、銀行の外に多數のビルブローカー (Bill broker) が存在し、割引の依頼者と被依頼者との間に介在して、兩者の需給を調整する事を其の職能とする。割引を依頼する者は主として商工業者、殖民地銀行及び外國銀行の支店であり、割引を爲す者は主として市中銀行である。前述の如く手形を割引くには、手形の性質良否を鑑別し、依頼者其の他の手形關係者の身元、營業狀態等を知悉する事が必要であるが、斯くの如きは事實上頗る困難である。是に於て割引者側に在つては、依頼者側の資産、信用、營業狀態等に通曉し、且つ手形の鑑別に就て多年の經驗と獨特の能力とを有するビルブローカーの介在を便宜とする。且つ又ビルブローカーの媒介による手形は、通例ビルブローカーが保證する事となつてゐる爲め、割

引者側に於ても安んじて取引し得る長所がある。同時に依頼者側に於ても、自ら割引市場を馳驅して遊資ある方面を物色する必要もなく、ビルブローカーを通ずる事によつて容易に割引手形の需要ある方面を知り、極めて迅速手軽に資金を調達する事が出来ると言ふ長所がある。

英國に在つてはビルブローカーは古くより存在し、初期に於ては單に手数料を取得して手形賣買の仲介を爲す純粹の手形仲買人 (Running brokers) たるに過ぎなかつたが、近來は自己の計算を以て手形を買取る者 (Bill merchants) 次第に増加し、中には大資本を擁し或は更に公衆より預金を預り、或は又手持價證券を銀行に擔保に提供して資金の融通を受け、以て大量に手形の割引を行ふ者を生ずるに至つた。之を割引會社 (Discount house) と言ふ。彼等は一旦買取つた手形を期日まで所持する場合もあり、或は鞘を取得して銀行に賣却する場合もある。倫敦割引市場に在つては、割引の依頼者、割引者、ビルブローカー及び割引會社が渾然一體を爲して、割引市場を形成してゐる。

我國に於ては市場狹隘にして優良手形の出廻りも少なく、ビルブローカー及び割引會社の發達見る可きものがない。従つて割引は、銀行と顧客との直接取引によつて行はれる事が多い。乍併資金が都市又は大銀行に偏在する傾向ある爲め、地方の事情に通曉する地方銀行をして先づ地方

手形を割引せしめ、次いで都市銀行又は大銀行に於て之を再割する事が屢々ある。此の事は資金の都市偏在を緩和する事多大である。又最近に在つては、商工業者と接觸多き市中銀行をして先づ之等業者の手形を割引せしめ、次いで之を特殊銀行に於て再割する方法も若干行はれてゐる。

第五節 割引政策

割引政策 (Discount policy) とは、中央銀行が割引歩合を上下する事によつて行ふ市場操作を言ふ。例へば一般財界が好況に馴れて投機を助長し物價騰貴の傾向に在る時は、中央銀行は先づ自行の割引歩合を引上げて貸出の縮減を圖ると共に、市場利率の引上げを誘導し、斯くして市中銀行に於ても之に追隨して市場利率を引上げ、以て一般貸出を引締める事によつて、市場資金の減少を圖り、反對に財界が沈滞して事業界も萎靡振はない時は、中央銀行は先づ割引歩合の引下を斷行して貸出を緩和助長すると共に市場利率の低下を誘導し、斯くして市中銀行に於ても之に追隨して市場利率を引下げ、以て一般貸出を緩和する事によつて市場資金の潤澤を圖る事を言ふ。或は又正貨の流出を防止する爲めに割引政策を行ふ場合もある。即ち一國の正貨が盛んに海外に流出し、之を放置するに於ては兌換の基礎を危くするが如き場合、先づ中央銀行が公定利率を引

上げ、次いで市中銀行之に追隨する時は、正貨の海外流出を防止し得るのみならず却つて一面に於ては海外資本の流入を齎らすに至る。尙此の正貨の流出入は同時に通貨の收縮膨脹を招來するものであり、従つて斯かる見地より割引政策が利用される事もある。唯々近時は各國とも法令を以て金本位制を停止してゐる爲め、此の種問題は生じない。

抑々公定利率、市中利率共に經濟上の大原則たる需要供給の關係によつて支配せらるゝものなる事、既に述べた如くである。斯かる觀點よりすれば、通貨の需給を調節せんとするに當り、中央銀行と市中銀行とが同一の立場に立つ場合が屢々あり、斯かる際は、中央銀行は單に率先的態度を取るのみにて足る事が多い。之に反して中央銀行が割引政策を通じて市中銀行を指導し、以て金融界の大勢を己が意圖する方向に作意的に誘致せんとする場合がある。斯かる際中央銀行の割引政策が効を奏する爲めには、市中銀行が全幅的に之に協力する事を必要とする。而して斯かる協力は、中央銀行の政策が財界の大勢を洞察し、眞に適切妥當なるものたる事を前提とする。蓋し如何に中央銀行と雖も、財界の大勢に逆行するが如き政策を採るに於ては、市中銀行の追隨を求める事困難であり、従つて充分なる成果を期待し難いからである。

次に市中銀行が中央銀行に依存する事大なる時は、割引政策は大なる威力を發揮するも、依存の

程度減するに従つて、割引政策の威力も亦減退するものなる事を看過してはならぬ。嘗ては我が市中銀行は甚だ微力にして、平時に於ても日本銀行に多大の援助を仰いだ事があり、當時に在つては日銀の金利政策は多大の威力を發揮した事言ふまでもない。乍併近來は市中銀行の資力頗る充實し、日常に於ては日銀の援助を殆んど必要としない。此處に於て日銀が假令金利を上下するも市中銀行が之に追隨するとは限らず、従つて單に割引政策のみによつて一般金融界を指導統制する事は、効果稀薄なるを免れない。特に近來の如く、政府が巨額の公債を消化する爲め一方的に低金利政策を強行するが如き場合には、單に割引政策のみを以てしては、所期の成果を擧げる事到底不可能である。是に於て近來は日銀に於ても割引政策のみに依頼せず、更に他の政策をも併用するに至つた。其の主なるものを公開市場政策とする。

公開市場政策 (Open Market Operation) とは、金融市場に資金が過剰となり、其の儘に放置するに於ては企業の濫設、投機の助長或は資金の浪費等を惹起する虞ある場合、中央銀行が公債其の他の有價證券及び手形を市中銀行其の他に賣却し、以て市場より過剰資金を引上げ、反對に金融市場に資金不足を告げ財界が萎靡振はない時は、市場より有價證券を買上げ、以て市場に多額の資金を供給する事である。此の公開市場政策は、十九世紀の末葉以來、英蘭銀行が其の割引

政策を有効ならしめる補助手段として、公定歩合を引上げると同時に手持ちのコンソル公債を市場に賣却して、其の資金を回収した事に端緒を發する。乍併現在に於ては、公開市場政策は割引政策の補助手段たる域を脱し、独自の、否場合によつては割引政策以上の通貨調節手段として行はれる。

今割引政策と公開市場政策とを比較するに次の如き利害得失がある。

- 一 割引政策は金利政策なる爲め、市場資金の需給を調節する上に於て間接的方法である。即ち先づ公定利率を上下し、次いで市中利率之に追隨し、斯くて資金原價を變動せしめる事によつて資金の需給を調整せんとするものである。之に反して公開市場政策は、有價證券及び手形等を購入又は賣却する事によつて、市場資金の數量を直接的に調節せんとするものである。
- 二 割引歩合は企業の損益計算の基準を爲すものである。従つて中央銀行が公定歩合を頻繁に變へる事は、財界に其の都度動搖を與へる危険があり、贊成し難い。又財界に對して中央當局の方針が常に變動するかの感を與へる事は、財界の信頼を失する原因となる。之に反して公開市場政策には斯かる懸念はない。即ち公開市場政策を如何に頻繁に行ふとも、夫れが爲め企業の損益計算の基礎を直接動搖せしめる如き危険はない。

三 乍併中央銀行の手持有價證券多きに過ぎる時は、買操作を容易に爲し得ない事となり、若し之を強行せんとすれば通貨の増發となる。又中央銀行の手持有價證券少なきに過ぎる時は、賣操作が實行不可能となる場合がある。尤も之は理論上あり得ると言ふに止まり、事實は手持有價證券少なきに過ぎる爲めに、賣操作が實行不可能に陥ると言ふが如きは、通例一片の杞憂に過ぎない。

四 市中銀行の手持有價證券多額なる時は、中央銀行は容易に賣操作を爲し得ない。

五 公開市場政策を頻繁に特に強度に行ふ時は、或る程度有價證券市價の變動を招來し、此の事は公債政策上惡影響を及ぼす。

要之、兩者は一得一失と言ふの外はない。唯々財界の事は複雑微妙にして、或る場合には割引政策を適當とし、或る場合には公開市場政策を適當とする。更に或は兩者の併用を適當とする場合もある。要は其の時の情勢によつて取捨選擇する外はない。例へば通貨の需要又は供給が、單に一時的の原因によつて著しく増大したる如き場合には、公開市場政策の適用を便とす可く、之に反して通貨の需要又は供給が、恒久的原因に基いて著しく増大したる如き場合には、割引政策の適用によつて之が調節を圖るを便とするであらう。或は又一般財界が投機に走り、遂には恐慌勃發

の危険あるに至りたる時は、割引歩合を上げると共に公開賣政策（公開賣操作）を併せ行ひ、以て市場資金の縮少を圖る事が適當である。唯々注意す可きは、兩者を併用せんとする場合に於ては、兩者の作用が互に相殺さるゝが如きを避けねばならぬ事である。例へば割引歩合を引下げんとする時は、買操作を爲さざる迄も少なくとも賣操作を見合す事が必要であり、同様に割引歩合を上げんとする時は、賣操作を爲さざる迄も少なくとも買操作を見合す事が必要である。又中央銀行が賣操作を行ひながら一方に於て貸出を緩和し、或は買操作を行ひながら同時に貸出の回収を圖るが如きも、政策の矛盾と言はねばならぬ。尤も恐慌勃發直後の如きは、中央銀行は割引歩合を据置くか或は却つて引上げると同時に、他の半面に於て一時的には割引貸付等を緩和し、以て市場資金を潤澤に供給する事が必要である。此の場合一般市中銀行が貸出の回収を圖る事は或る程度止むを得ずとするも、中央銀行は果敢に前記政策を實行し、以て人心の安定を圖る事が其の使命に忠實なる所以なりと言ふ可きである。而して斯くの如きは、政策の矛盾と言はんよりは寧ろ非常事態に處する應急の對策と解す可きであらう。

尙最後に一言附加し度きは、近來割引政策、公開市場政策共に其の意義に重大なる質的變化を來した事である。元來割引政策は、金利を上下する事によつて通貨及び金融を調整する事を目的

とし、従つて其の動向は、大體金融界の情勢に併行す可きものである。然るに、事變勃發以來政府は巨額の公債發行の必要に迫られ、而して之が消化促進、利子負擔の軽減を圖る爲めには、必然的に低金利政策を強行するの餘儀なきに立到つた。是に於て割引政策は、金融界の實勢に即應するよりも寧ろ政府の財政々策、公債政策等の爲め、低金利へ一方的に強行せらるゝ側面のみが重視せらるゝ事となつた。次に公開市場政策も、元來公債其の他有價證券及び手形等の賣却又は購入を爲す事によつて、市場資金を調整する事を目的とするものであるが、是れ亦近時は公債消化及び浮動購買力吸収手段として、其の賣操作が重視せらるゝ傾向がある。

第八章 貸 付

第一節 手形貸付

事業會社が企業の擴張又は設備の改善等を爲さんとするに當り、増資、新株式の未拂込の徴收又は社債の發行等の方法により、必要資金を調達する事も固より行はるゝ所であるが、金融情勢又は會社の業績の如何により、夫れが不利又は不可能なる場合もある。斯かる際は、其の取引銀行より一時資金の融通を受ける外ない事多言を要しない。又個人企業家に在つては、企業の新設、擴張、改善等の資金は勿論、時には運轉資金の如きも取引銀行の援助に俟つ事が多い。斯かる資金の融通こそ以下論ぜんとする貸付に外ならぬ。

貸付とは、銀行が他人に對して信用を創設して資金を融通する事を言ふ。唯々此處で注意すべきは、資金の融通なる語の意味する限界如何の問題である。蓋し若し此の語を文字通りに解して、貸付を以て單に資金を直接的に融通する事のみに限定するならば、適切ならざる場合を生ずるに至るからである。即ち貸付有價證券、保證、信用狀の發行等の業務は、結果に於ては資金の融通と同様の効果を與へるものであるが、直接に資金を融通するものではないからである。故に資金

の融通なる語は之を廣義に解して、單に銀行が直接的に資金の融通を爲す場合のみならず、結果に於て資金の融通を爲したると同様の効果を齎らす場合をも包含せしむ可きである。大審院判例（大正五年オ第一三七號同年四月一七日判決）が「銀行條例第一條ニ銀行ノ業務トシテ規定セル金錢ノ貸付ハ必ズシモ債務者ニ直接金錢ノ交付ヲ爲ス場合ノミナラズ汎ク金錢ノ融通ヲ爲ス行爲ヲ指稱スルモノトス」と言へるは、此の意味に於て極めて妥當なる見解と言ふ可きであらう。倍て銀行より資金の融通を受けるに當つて、證として銀行に差入れるものに手形及び證書の二種がある。手形によるものを手形貸付、證書によるものを證書貸付と言ふ。本節に於ては手形貸付のみを論ずるものである。

尙手形割引及び手形貸付は共に手形を使用し、且つ割引料及び貸付利息が豫め差引かれる點に於て兩者は同様であるが、手形割引に在つては、商人が先づ商品を賣却し、次いで賣却代金たる手形を銀行に譲渡する事によつて、曩に投資したる資金の回収を圖るものなるに反し、手形貸付に在つては、始めより資金の融通を受ける事を目的として先づ手形を作成し、次いで該手形に基いて融通を受けたる資金を以て企業の新設、擴張、改善又は物品の購入等の資金と爲す點に於て、兩者には本質的の相違がある。其他兩者は尙次の諸點に於て異なる。

- (一) 手形割引に在つては自動的に決済される爲め通例不渡はない。之に反して手形貸付は、融通を受けた資金によつて事業を營むものであつて、貸付金の回収さるゝと否とは、貸付金の運用の結果如何によつて左右される。従つて不渡の危険も尠少ではない。
- (二) 手形割引は無擔保を原則とするが、手形貸付に在つては其の性質上擔保附なる事が多い。
- (三) 手形割引は割引期間も短く、且つ其の本質上書替繼續される事は先づ無いと稱して差支ない。之に反して手形貸付は、貸付期間手形割引に比して稍々長く、且つ手形期間内に事業が成果を擧げる事困難なるを以て、更に書替繼續される事が頗る多い。手形貸付は通例短期貸付なりとせられるが、實質上長期貸付に墮する事が多い。
- (四) 手形割引に在つては、所持人に於て若し資金を必要とする時は、中央銀行又は金融市場に於て再割に付し得る便宜あるも、手形貸付に在つては、斯かる便宜は得られない。我國では手形貸付は、國債又は極めて限られた範圍内の社債及び株式を擔保とするものに限り、日銀に轉質の方法により之を資金化する事が可能であるが、之とても商業手形の再割に比べれば、其の難易に於て多大の相違がある。
- (五) 手形割引は債權の譲渡であるが、手形貸付は債權の設定である。

- (六) 手形割引に在つては、割引依頼者と主たる債務者とは別人である。之に反して手形貸付に在つては、貸付を依頼する者が即ち主たる債務者である。
- (七) 手形割引に在つては手形関係者は二人以上なるを以て、萬一不渡を惹起しても直ちに支拂人以外の手形関係者に償還を請求し得る爲め、手形金の回収は比較的容易である。之に反して手形貸付に在つては、手形関係者は通例一人なるを以て、不渡の際は手形金の回収は比較的困難にして、結局擔保附なる時は擔保品を處分し、然らざる時は訴訟を提起する外ない場合を生ずる。事此處に至つては、銀行としても相當の手數を要する。又時には少なからざる費用と時日を要する。

大體以上により、銀行にとつては手形割引が手形貸付に比して遙かに有利確實なるものなる事が、直ちに了解されるであらう。斯かる關係上手形貸付利率は、手形割引歩合に比較して幾分高位に在るを通例とする。尤も一流事業會社が金融を受ける場合、或は極めて優良なる擔保を附する場合は貸付利率は、商業手形の割引歩合に比して敢て遜色なきものゝやうである。

因に手形貸付利率の一般的及び個別的變動の原因は、大體に於て手形割引歩合の變動の場合と同様である。

抑々手形割引は、既存の事業の商業金融を圓滑ならしめる事を主眼とするに反し、手形貸付及び次節に述べる證書貸付は、新設或は未完成なる事業の金融を主眼とする。即ち兩者は活動の分野を異にする。商業銀行又は預金銀行に在つては、手形割引の最も重要なるは異論なき所なるも、金融界全般より見る時、特に支那事變勃發以來生産力の擴張充實を最大の喫緊事とする現在に在つては、事業の創設擴張に寄與す可き手形貸付及び證書貸付が、益々其の重要性を加重するに至つた事は、何人も否定し能はざる所であらう。元來我國銀行制度は英國を模倣したる所多く、今日の所謂民間大銀行は、主として商業銀行として大なる發達を遂げたる事周知の通りである。従つて之等の民間大銀行に在つては、手形割引の如き短期の金融を歓迎して、手形貸付及び證書貸付の如き長期金融を回避せんとする傾向が顯著であつた。乍併如何にせん我國に在つては、割引の對象とせられ得る優良なる手形は極めて少なく、更に又近來は商取引が次第に現金化せる爲め、一般商取引の増加にも拘らず商業手形は殆んど増加せず、否却つて其の絶對數に於ても減少せんとする傾向にすら在る。従つて金額に於ては、手形割引は手形貸付の遙か下位に在る。(第十二章第一節の計表を参照せられ度い。)

第二節 證書貸付

一七八

證書貸付とは、借用證書を徵求して行ふ貸付である。資金の融通方法としては、最も古くより發達したものである。事業會社、個人企業家、商人等が事業上或は商業上の所謂生産資金を必要とする際、銀行に依頼して融通を受けるものである事に於ては手形貸付と同様であるが、仔細に點檢するならば、兩者には法律上及び經濟上尙次の如き相違がある。

(一) 手形貸付は手形によつて貸付けるものなるを以て、訴訟提起の場合には爲替訴訟を爲せば可い。之に反して證書貸付は借用證書によつて貸付を行ふものなるを以て、一般の民事訴訟に依らねばならぬ。

(二) 手形貸付は主として商工業資金を融通するに反し、證書貸付は主として農工業資金を融通する。従つて證書貸付は手形貸付に比して通例遙かに長期である。故に要求拂又は短期の預金が運用資金の過半を占める普通銀行に在つては、證書貸付をなす可く回避す可きは贅言を要しない。唯々地方に在つては、商工業資金の需要少なく農業資金の需要比較的多き爲め、或る程度證書貸付を行はざるを得ざる事情に在る。因に市中銀行に於ても本貸付が存在する理由は、

手形貸付或は當座貸越等が滯貸となつた場合、通例證書貸付として整理せらるゝからである。

(三) 手形貸付の擔保は通常公社債又は株式である。時には米穀、生糸、綿糸其の他の商品たる事もある。何れにするも擔保品處分上大なる手數及び費用を必要としない。唯々株式に在つては非上場株及び投機性多いものを避け、又商品に在つては處分の時期如何によつて價格に變動ある事を留意しなければならぬ。之に反して證書貸付の擔保は不動産たる事が多い。然るに不動産は抵當權設定の手續が面倒であり、且つ萬一處分せんとする場合、早急に運び難いのは勿論、多額の費用と手數とを要する。

(四) 元來銀行貸付は生産資金を融通す可きものなるに拘らず、證書貸付によつて融通を受けるものには所謂消費資金に墮するものが比較的に多い。

(五) 手形貸付に在つては利息は豫め控除されるが、證書貸付に在つては通常後拂である。

(六) 手形貸付は期限に全額を辨濟するを原則とするが、證書貸付に在つては始めより長期に互つて月賦又は年賦償還を爲すものと、期限に至り全額を一時に辨濟するものがある。

(七) 手形貸付は結果に於て假令長期に互るものと雖も、二箇月乃至三箇月期間の手形を書替繼續するものなるを以て、若し銀行に於て資金を必要とする時は、比較的容易に返還を請求する

事が出来る。之に反して證書貸付に在つては、始めより長期の證書契約なるを以て、銀行の金繰上資金を必要とする際にも、證書の期限到来するまで返還を請求し得ない缺點がある。

證書貸付は手形貸付に比して銀行にとり以上の如き不利がある。仍て銀行は斯かる不利を補ふ爲め、證書貸付利率を手形貸付利率よりも相當高位に置くを普通とする。尙手形貸付及び證書貸付は期間に長短の差はあるが、共に定期貸付である。此の點に於て次に述べる當座貸越及びコールローンと異なる。

因に本貸付に使用する證書には公正證書と私署證書との二種あるも、公證力を有する前者の優れる事多言を要しない。

第三節 當座貸越

當座貸越 (Overdraft or Overdrawn Accounts) とは、當座預金残高を超えて一定の限度まで小切手の振出を許容する貸付である。當座貸越は契約者にとつては甚だ便利なるものである。蓋し資金を必要とする時は、一々煩瑣な貸付契約を締結する事なく、何時にても自由に小切手を振出して融通を受け、反對に資金が不要となつた時は直ちに返済し、以て不必要な利息の支拂を回避し

得るからである。之に反して銀行にとつては一面不利を免れぬ。蓋し日常頗る手数を要する上に、常に相當多額の支拂準備金を保有しなければならぬからである。更に又當座貸越契約者が特に資金を必要とし、従つて極度額まで借越さんとする時期は、銀行に於ても一般に資金の需要多い時であり、同時に當座貸越契約者が不要資金を返却する時は、銀行に於ても資金の需要少ない時だからである。よつて銀行に於ても、當座貸越に對しては原則として擔保を徴するは勿論、手形貸付に比して可なり高率の利息を附し、以て右の如き不利を補ふ。

當座貸越の擔保品は、都會に在つては公社債、株式又は定期預金證書たる事が多い。稀には不動産を抵當とする事もある。定期預金證書を擔保とする時は銀行にとつて回収上の懸念なく、而かも定期預金利息と貸越利息との鞘を確實に利得し得る爲め、貸越利率を幾分低下せしむるを普通とする。地方に在つては確實なる有價證券少なき爲め、不動産を抵當とする他なき事手形貸付に於けると同様である。又都鄙を通じて擔保品の徴求に代へて、確實なる保證人を立てしめる事もある。此の方法は證書貸付に於ても屢々行はれ、時には手形貸付に於ても行はれる。蓋し評價困難にして流通性少なく、而かも擔保手續煩瑣な不動産を徴求するよりは、寧ろ確實なる保證人を立てしむるを却つて便なりとするからである。

尙手形割引、手形貸付或は證書貸付は、當座預金取引者ならざる者にも許容せられる事あるに反し、當座貸越契約は其の性質上當座預金取引者との間に於てのみ締結せられるものである。元來當座貸越は一時的資金の供給を目的とし、性質上短期の貸出たる可きものである。然るに實際は、一度當座貸越契約を締結するや、長期に亘つて繼續せられる傾向がある。當座貸越契約は期限の定めある事もあり然らざる事もあるが、假令期限の定めありとするも、満期毎に更新せらるるを普通とする。従つて當座貸越は、形式は短期貸付なるも、其の實質は寧ろ長期貸付に屬するものと言ふ可きである。

次に當座貸越契約を締結する場合、貸越極度額、利率、期間（通常一箇年）等を定むるの必要なるは贅言を要しない所である。當座貸越契約の法律上の性質に就ては、消費貸借の豫約なりとするを通説とする。

第四節 コールローン

コールローン (Call loan) とは、主として金融者間に取引せられる短期貸出金にして、通例債権者は何時にても返還を請求し、債務者は何時にても返却を申出せる事が出来る。之を解説すれば

次の如くである。コールローンは主として金融業者相互間に取引せられる。即ち銀行、信託會社、保險會社、證券業者又はビルブローカー等の間に取引せらるゝを普通とし、金融業者に非ざる者がコール取引の當事者となる事は比較的少ない。一般貸出が通例金融業者と然らざる者との間に行はるゝ事と、好箇の對照を爲すものである。コールローンは極めて短期の貸出である。よつて一名短資とも呼ぶ。而してコールローンは原則としてコール即ち要求次第何時にても出手は返還を請求し、取手は返却を申出せる事が出来る。貸出が實質上長期に亘る場合と雖も、形式的には始めより長期の貸出契約に依るものではなく、短期の貸出契約が更新繼續せられるものである。グリフィス教授 (B. Griffiss, The New York Call Money Market, p. 1—2) が、擔保附貸付金を time loan と call loan (demand loan) の二種とし、前者は一定の期間通常三十日乃至九十日の期間を有し、且つ其の期間中は利率を変更し得ざるに反し、後者は期間が理論上は僅かに一日たるに過ぎず、且つ其の利率は日々變化し勝ちなる事を指摘してゐるのは、コールローンの特色を最もよく道破したものと云つて可い。コールは出手側即ち債権者側より見てコールローンと言ひ、取手側即ち債務者側より見てコールマネーと言ふ。兩者を併せて單にコールと稱する。コールローンは以上述べた所に關聯して更に次の如き特徴を有する。即ちコールローンは回収

が極めて確實である。此の事はコールローンが原則として金融業者相互間の取引なる事より来る當然の歸結と言つて可い。特に昭和二年の金融恐慌以後は、原則としてコールローンに擔保を附する事となつた爲め、回収の確實性が一層強化される事となつた。次にコールローンは極めて低利である。我國に在つてはコールローンを第二種の支拂準備金とする。よつて出手側に於ても、短期にして回収の確實なる事を絶對的必要條件とし、利息の高率なるを必ずしも期待しない。取手側に於ても、何時請求を受くるやも測り難き資金を長期投資に振向ける事は不可能にして、多くは一時的用途に供する。従つてコールローンに附せられる利息の低率なるは、毫も怪しむに足らない。更に又コールローンは通例大口である。是れ亦金融業者間の取引なる事より来る當然の結果にして、かの金融業者間或は大會社が行ふ通知預金が大口なる事と相似する。我國に在つては通例十萬圓を以て取引の單位とする。特殊銀行又は爲替銀行に在つては、一回の取引が數百萬圓たる事多く、時には一回千數百萬圓に達する事も珍らしくない。

コールには次の如き種類がある。

(一) 翌日拂(翌日物) 取引のあつた日の翌日決済されるものを言ふ。即ち取引の當日一日限りのコールにして、其の翌日回収又は返却される可きものである。唯々實際上は取引の翌日決済

される事もあり然らざる事もあるが、其の繼續される場合に於ても、理論上は期日毎に新らしい翌日拂が更改繼續して取引せらるゝものと解するを至當とする。本コールは通告を必要とせざる爲め、本來の意味より言へばコールとは言ひ難き事が一部で指摘せられてゐるのであるが、翌日拂はコール中最も多く行はれ、翌日拂利率が凡てのコール利率の基準とせらるゝ實情に在る。

(二) 無條件 取引當日及び其の翌日は据置き、夫れ以後は何時にても前日の豫告を以て回収又は返却し得るコールである。従つて本コールこそコールの性質に最もよく適へるものと言つて可い。尙豫告は營業時間中に行はるゝ事を必要とする。

(三) 普通物 取引後一週間据置き、爾後無條件コールとなるものである。

(四) 三十日物 三十日間据置き、爾後無條件コールとなるものである。六十日物、九十日物と言ふも同様の關係に在る。

(五) 月越物 取引のあつた月中は据置き、翌月に入つて無條件コールとなるものである。

(六) 半日物 交換前に借入れ交換後に返却されるものにして、最も短期のものである。之はコールとして寧ろ變態的のものである。従つて半日物に對してはコール協定利率が適用されない。又コールの分類より除外される場合もある。

以上の中翌日拂、無條件及び普通物を短期コール、三十日物及び月越物を長期コールと稱する。元來コールは其の性質上短期たる可きものである。従つて六十日物、九十日物の如きは寧ろコールの本質に反するものと言はねばならぬ。是に於て昭和二年の金融恐慌後は、三十日物を以て長期コールの限度とし、更に必要な時は更改繼續する事となつた。従つて現在六十日物、九十日物の如きは最早存しない。

尙銀行法施行規則第三十七條第八項（諸貸付金）に於て認められるコールローンは、翌日物、無條件物及び据置期間七日以内のもの、三種である。其の理由は、長期コールはコールの性質に反し、第二種支拂準備金たる機能を阻害する恐れあるが爲めと解される。

我國コール利率は日歩計算を以て行ふ。利率は翌日拂に於て最も低く、無條件、普通物と次第に高く、長期コールに於て最も高い。乍併長期コールと雖も其の利率は定期貸以下なるを原則とする。コールの最低利率に就ては、昭和二年金融恐慌後協定せられ、大體通知預金利息の一厘高と決定された（大阪は東京より一厘安に協定したが、昭和六年十二月以後は兩者同率となつた）。次いで昭和八年四月一般の低金利に順應して一厘引下げて通知預金利息と同率となり、越えて昭和十一年四月には預金協定利率改訂せられ、通知預金利率が一厘下げの六厘と變更せられた結果、

再びコール協定利率が一厘上位となり、以て今日に及んだ。其の理論的根據は不明であるが、凡そ次の如き事情に基因するものに非ずやと考へる。即ち前にも述べた如く、通知預金利息は大體に於て各種預金利息の平均と見る事が出来る。而して第一種の支拂準備金たる手許現金及び日銀預ケ金は無利息なるを以て、之が多額に過ぎる時は、銀行營業の營利性が阻害せられる事は明瞭である。さりとて、一般貸出又は有價証券投資のみ多くして、第一種の支拂準備金少なきに過ぎる時は、營利性は確保せらるゝも其の反面に於て預金支拂の安全性が阻害せられる事、是れ亦絮説を要しない。斯くして一面に於ては支拂準備金たる性質を有し、他の半面に於ては貸出金たる性質を有するコールローンこそ、兩者を調節する安全瓣たる機能を果すものと言ふ可く、従つて之が運用の利率を、各種預金の平均利率に近似せしめる事が、適切妥當と言つて可い。惟ふにコールローンは、支拂準備金又は遊資を一時的に放資するものにして、換言すれば、預金の一部を一時的に放資するものと言ふ可く、従つて之が利率を各種預金の平均利率以下と爲すに於ては、放資銀行にとり逆鞘となる。同時に取手側に於ても、何時返還の請求を受くるやも測り難きものなるを以て、落着いて之を運用利殖する事不可能にして、多くは一時的の用途に充てる外はなく、従つて高率の利息を支拂ふ事は亦不可能である。斯かる關係上、コール利率は自然的に各種預金